



Regional Studies

地域研究

2019年4月

No. **23**



目 次

Contents

〈論文〉

- 梶 村 光 郎：沖縄における方言札の出現に関する研究
—1911年度以前を中心に—…………… 1
KAJIMURA Mitsuro, A Study on the Emergence of Dialect Punishment Board in Okinawa
—Focusing on the years before 1911—
- 平 良 勝 保：近世琉球：先島の「頭懸」(人頭税)制度における村位・人位・^ぶ分数 …… 17
TAIRA Katsuyasu, On the Village-Ranks, the Human-Ranks, and the Rates of
Burden in the Poll-Tax-System Imposed upon the SAKISHIMA Islands in
Early Modern RYUKYU
- 宮 城 利佳子：沖縄県内のインターナショナルスクールに通う子どもの読書記録の分析…… 35
MIYAGI Rikako, How do children who go to the international school in
Okinawa learn reading English books?
—The analysis of children's reading logs—

〈研究ノート〉

- 吉 井 美知子：先住民族と迷惑施設に関する研究
—沖縄から見たカナダ・ケベック州のクリー人とウラン鉱山—…………… 55
YOSHII Michiko, A Study on Indigenous People and Troublesome Facilities
—The Case of the Cree people and Uranium mining in Quebec, Canada, viewed
from Okinawa—

〈調査研究〉

- 嘉 納 英 明：沖縄の集落における子育ての共同組織に関する研究 (その5)
—名護市・仲尾次幼稚園の元保育士からの聞き取り—…………… 71
KANO Hideaki, A nursery school study in the community of Okinawa (V)
—Interview with former nursery teacher—

巻 頭 言

日本と沖縄の関係性は歴史的に特徴的である。1400年代前半から1800年代後半までの約450年間に、琉球王国と日本本土の室町・安土桃山・江戸時代との二国間として、そして、その後の明治政府は1872年に琉球藩を設置し、1879年には廃藩置県として「琉球処分」を下し一方的に日本国家に組み入れられることになる。そして1935～1945年の第二次世界大戦では、沖縄の多くの地で地上戦となりそのほとんどが焼土となった。敗戦後の復興期においても、その過程は日本本土と著しく相違し、現在の私たちの生活に今なお大きく影響を残している。こうした違いを丹念に掘り起こし、先人がどのように暮らし、戦時をどのように生き残り、その後どのように生き抜いてきているのかを紡ぐことが、地域性という遺伝子を受け継いでいくことにつながるだろう。

本号では、5本の論考によりこうした試みがなされている。嘉納英明（地研特別研究員・名桜大学）による、【調査報告】**沖縄の集落における子育ての共同組織に関する研究（その5）一名護市・仲尾次幼稚園の元保育士からの聞き取り**— では、戦前戦後の地域と子どもとの関係性からその特徴を浮かび上がらせようとしている。吉井美知子（地研学内所員・沖縄大学人文学部）【研究ノート】**先住民族と迷惑施設に関する研究— 沖縄から見たカナダ・ケベック州のクリー人とウラン鉱山**— では、海外における先住民族の意見の受け止め方とその経緯を明らかにすることから、沖縄地域に翻って何が見えてくるのかを突き付けている。宮城利佳子（地研特別研究員）【論文】**沖縄県内のインターナショナルスクールに通う子どもの読書記録の分析**— では、幼児教育から小学校教育への移行期における、保幼小連携の重要性を指摘し、戦後の保育所保育指針、幼稚園教育要領、学習指導要領の変遷の整理からその狙いを明らかにしようとしている。平良勝保（地研特別研究員）【論文】**近世琉球：先島の「頭懸（人頭税）制度における村位・人位・分数**— では、近世先島「頭懸（人頭税）」制度において定説では考慮されにくかった、先島蔵元レベルの史料を活用して、村位・人位・分数について検討することを通じて、王府（公的）編纂物の活用にあたって、より慎重な史料批判を行う必要があることを明らかにしている。梶村光郎（地研学内所員・沖縄大学人文学部）【論文】**沖縄における方言札の出現に関する研究— 1911年度以前を中心に**— では、方言札の歴史において画期をなす1911年度という通説の時期以前にその出現が遡ることとその地域性における意味を考察している。

こうした調査研究の蓄積から、現在の問題の根本は何か、それを克服するための諸課題は何かを紐解く糸口をつかむ取り組みがなされている。こうした地域性とは何かという知的作業の各々のプロセスを発信する書として本号が活用されたことに喜びを感じるとともに、投稿者皆様への感謝を申し上げます。ありがとうございました。

地域研究所

副所長 島 袋 隆 志

沖縄における方言札の出現に関する研究 —1911年度以前を中心に—

梶村光郎*

A Study on the Emergence of Dialect Punishment Board in Okinawa —Focusing on the years before 1911—

KAJIMURA Mitsuro

要旨

沖縄の標準語教育史を特徴づける方言札の実態については、分からないことが多い。そこで、方言札の歴史において画期をなす1911年度という時期以前の、方言札の出現状況や実態を明らかにする。その上で、1895年度・1896年度頃に出現した最古の事例を取りあげ、出現の時期が通説よりも遡ることの意味などを考察する。

要約

小論は、沖縄県内の小学校教育のお手本と目される沖縄県師範学校附属小学校が方言札を導入した1911年度を沖縄の方言札の歴史における一つの画期と見なし、それ以前の方言札の事例を調査し、1900年代以前にも方言札が存在したこと、その事実が意味することを考察するものである。考察の対象となる事例が19あることと、方言札の最も古い事例は1903年であるという「通説」を覆す、最も古い事例が1895年度・1896年度頃のものであることを明らかにした。また、1911年度以前の方言札の実態を回想・証言・第一次史料を用いて眺めてみると、時期がまちまちであり、地域も沖縄全県にまたがっており、札の形状も様々であることが確認できた。罰の内容も方言札を手渡されるだけで済む場合と、札を首に掲げられる場合があり、それに加えて立たされたり、掃除当番をさせられたり、修身の点を下げられたりするなどの罰があることが確認された。さらに、方言札は、教師の目が届かない時間や場所で、取り締まりの係や児童・生徒同士によって監視され、札を手渡されたりなどするものであった。そうしたことが日常的に行われていたが、特別に「方言札の日」を設定して行われたりしている場合もあった。方言札の学校への導入については、生徒間の取り決めに基づく事例（県立一中）を除けば、学校・教員側が主体となって行った事例ばかりだった。罰との関係で言えば、方言を使用した場合、①方言札を手渡される罰、②方言札を首にかけられる罰、

* 沖縄大学こども文化学科

③方言札とそれ以外の罰を課されること、④方言札をもち続けることに伴う制裁という形が見られた。一方、下級生がいじめを恐れ上級生に方言札を渡せないという事態も起こり、廃止された事例も見られた。その事実は、方言札の教育方法や教具としての欠陥を示すものであった。また、沖縄県師範学校附属小学校の標準語教育実践の例から見ると、この学校では、方言札の使用だけでなく、普通語と対照させた方言集を用意したり、談話会を設けて言語の練習をさせたりすることなど、標準語を正しく使用させるための取り組みや工夫があった。このことは、方言札だけで標準語の教育・励行・普及が図られるとは考えられていなかったことを示している。

以上のことを踏まえ、方言札の出現の時期や出自などの問題を検討し、方言札の出現には、方言を使用させないで標準語を話させようという学校・教員の強い意志が関係していること。その意味で、どの時点でも方言札は出現する可能性があることを指摘した。

キーワード：沖縄 標準語 標準語教育 方言 方言札

1. はじめに

沖縄の標準語教育の歴史の上で注目されるのは、規範的な日本語（以下「標準語」という用語を使用する。）を教育・普及・励行するために、学校で方言を使用させないように用いられた罰札（以下、「方言札」という用語を使用する。）の存在である。

この方言札は、戦前においては奄美や秋田でも使用されていた。しかし、明治期から昭和戦後期まで長期間使用されていた事例は、沖縄以外にはない。奄美の例¹は、大正期からであり、秋田の場合²は昭和戦前期においてである。そうしたことを踏まえて言えば、方言札は沖縄の標準語教育史を特徴づけるものである。

しかし、この方言札の実態については、まだ分からないことが多い。たとえば、方言札の出現の時期や使用されなくなった時期の解明などである。しかし、近年この方言札の実態に関する研究が進んできた。その代表的な例が、沖縄県内の各小学校の記念誌に掲載された方言札の体験者の回想や証言をもとにした近藤健一郎の研究³である。近藤の研究は、沖縄県内の地域を6分割し、それぞれの地域の各小学校に即して体験の期間を明治期から昭和戦後期まで、西暦で5年毎に区切って一覧表を作成し、体験の内容を分析したものである。この研究により、沖縄における方言札の実態が可視化され、それ以降の研究の指標となった。たとえば、そのことは、方言札の学校への導入の最も早い例が、北谷尋常小学校（1903年度）であることを指摘したこと⁴からも窺えよう。この事例の発見により、外間守善の唱えた1907（明治40）年頃という通説が覆えされた。

その後、この近藤の研究を踏まえて井谷泰彦は、1896（明治29）年に起きた「旧沖縄土族層が自らを『琉球・沖縄人』として自己主張した最後の事件である『公同会』事件」に着目し、この事件以降の「対日同化」を求めるアイデンティティへの転換により、標準語教育が求められて1903年に方言札が出現したという仮説を唱えている⁵。また梶村光郎も、1901年に本部尋常小に入学した山城宗雄の回想を踏まえて、「どこまで遡れるのか不明であるが、明治30

年代においては各学校に導入されていたということになるであろう」と仮説を述べている⁶。そしてこの「どこまで遡れるのか不明である」という課題に素早く近藤は対応し、方言札が存在し得ない時期を示すことで、方言札が存在した時期を確定しようと発想の転換を行う。そして実際に、①回想に基づく方言札の存在の確認と、②同時代史料に基づく方言札の不存在、という二つの視点から考察を行い、次のような結論を得ている⁷。

方言札の出現時期は一九〇〇年代前半であるということ……。それは、一九〇〇年代前半に方言札を体験したという回想記録が得られたのみならず、当時の授業記録によれば一八九〇年代後半までは標準語と沖縄語とを対訳で用いていることから、方言札は出現することはありえなかったと考えられることによるものである。

この近藤の結論は、回想で確認できた方言札の出現の時期と、師範学校において標準語習得と沖縄語禁止を一体のものとして実施する教育が具体化したこと、及びその影響が各小学校に及んだことを想定して組立てられている。しかし、この仮説は、1900年代以前に方言札が出現しなかったという場合には有効であるかもしれないが、そうでなければ成立しない。なぜなら、仮説の前提が、1900年代以前に方言札が存在しないことと、標準語と沖縄語の対訳が用いられている時期には沖縄語の使用が許容されているから方言札が存在しない、と考えているからである。その結果、近藤の仮説の検証に関わって、再度「どこまで遡れるのか不明である」という課題に再び立ち帰らざるを得なくなっている。

そこで小論では、沖縄県内の各学校における方言札の導入について、多大な影響を与える沖縄県師範学校附属小学校の方言札の導入の時期である1911年度を一つの画期と見なし、それ以前の方言札の事例を調査し、1900年代以前に方言札が存在したかどうかと、その時期までの方言札の実態を明らかにする。そして後述するが、方言札が1900年代以前に出現したことの意味を考察することにする。

2. 1911年度以前の方言札の出現の状況

まず始めに、近藤の調査結果を参考に、小論が対象とする時期に出現したと思われる13の事例をまず検討する。

それは、登野城小（1910年代前半）、狩俣小（1910年代前半）、玉城小（1900年代後半）、南風原小（1900年代後半）、北谷小（1900年代前半）、古堅小（1910年代前半）、山田小（1900年代後半）、名護小（1910年代前半）、瀬喜田小（1910年代前半）、国頭尋常高等小（1900年代後半）、国頭尋常高等小（1910年代前半）、羽地小（1900年代前半）、第二豊見城小（1900年代後半）における事例である。

まず、登野城小の場合は、竹原孫恭の次のような発言に基づいている⁸。

方言札を首からかけていることは大変不名誉なことでしたので意識して、無口になりがちでした。早く他人に渡すことを考えました。そして他人の足を踏んでアガー（いたい）といわせ、あなたは方言を言ったからといって方言札を渡すということもよくやったものです。

近藤は、この発言を引用した上で、「座談会 登野城校百年によせて」（『登野城小学校百年の歩み』、1981年）の出席者の「竹原孫恭（明39）」という記載を「竹原孫恭（1906年入学）」と理解し、彼が方言札を体験した時期を「1910年代前半」と位置付けている⁹。しかし、明治39（1906）年は、竹原の出生年である。そこから推測すれば、大正期での体験となる。だから、この事例は、1911年以前ものではないことになる。

狩俣小の事例は、同校の『百年誌』（1988年）所収の「（座談会・六）大神出身者は語る」に出席した、伊佐カナシ（明治41年入学～大正3年卒業）が、司会の「方言札というものがありましたか、皆さんの場合はどうでしたか。」という問いに対して「ありましたよ。」と答えたことに基づくものである。それを受けて司会が「ホー。明治の頃からあったんですね。」と反応したことも踏まえると、1908（明治41）年から1912（明治45／大正元）年までの間に体験したと考えられる。もちろん1912年度における体験だとすれば、小論で設定した時期区分に該当しないが、そのことを確定できないので、この事例は対象に含めておくことにする。

玉城小の事例は、安次富信雄（明治45年高等科2年卒）の「方言札はありましたよ。次の方言する人を見つけるまでは持ち歩いていました。札は持っていても罰は与えなかったのです。」という発言に基づいている¹⁰。1912年高等科2年卒を手がかりにすれば、「1904年入学」であり、安次富は玉城尋常小から同尋常高等小に在籍していた「1904年度～1911年度」頃のどこかで体験したと考えられる。

南風原小の事例は、大城ウト（明治30年生）の「小学校までは四年生頃から方言フダがあり、男の子達に追いかけて、ころんだ時アイターとかアガーヨーとわざと言わず為、追いかけるのが大変こわく、逃げまわりました。」という証言に基づいている¹¹。大城は、この発言の前半で「私は、南風原小学校を四年生まで出て卒業しました。……同年生でも年齢がまちまちでした。八歳、九歳、七歳と、家の都合で入学の時期に差がありました。」と述べており、そこから推測すると、体験の時期は「1904年度～1907年度」となる。近藤は、体験時期について「何年生の時のことと明確に回想している場合を除き、小学校在学の半ばにあたる小学校中学年の年代に区分した。」として「1900年代後半」と分類している¹²。

北谷小の事例は、花城可勢（明治34年入学）の以下の発言に基づくものである¹³。

簡単なお話大会があった。それから三年の時から標準語励行、それまでは全部方言ばかりだったから一。そのころ、チブルサーエーなんかしていたら、すぐ「イヤーヤ、マキタン（おまえの負け）」なって言おうものなら、すぐ手札を渡された。一回、同級生

にそれをやられたから、自分は渡さなかったのに何でお前はそんなことをするかと言ってぶんなぐってやったら、逆に今度は私が「お前の方が悪い」と伊礼のタンメーにげんこつを食らわされた。タンメーは高等科生だったから一。

（玉城清松の「花城のおじいさんは先ほど、方言札の話をしておられましたが、それには何か罰がありましたか。」という問いに対して）五日間、それを持ったままでいると「あなたは心がけがよくない」といって教室の踏み台の前に一時間ばかり立たされた。

花城の発言から、体験した時期が「1903（明治36）年度」であることが分かる。ところが、近藤は、前掲の「近代沖縄における方言札の出現」という論文で「私が一九〇三年頃の回想を紹介した」と訂正した¹⁴が、それ以前は、その時期について次のように記述していた¹⁵。

花城の回想によれば、彼は四年間小学校に通ったとのことなので、1904年頃のことと考えられる。これまでの研究によれば、方言札は1907年頃から登場したとされており、また私自身もそれに依拠した記述をしてきた。このことは今後、訂正されなければならないであろう。

この文言からも窺えるように、傍線の部分の「三年の時から標準語励行……そのころ」という文言については言及されていない。確認されているのは、花城の入学年と卒業年である。確認できるのは、1901年に入学して、四年間在籍して卒業したということである。そこで、体験時期が明確になっていない場合に近藤が用いる「小学校中学年の年代に区分」という原則が適用されて「1904年頃」となったのだと思われる。このことは、おそらく傍線の部分を省略して引用したことから生じた誤りだったのであろう。

古堅小の事例は、「松田清幸（明治35年生）」の次のような発言に基づいている¹⁶。

当時まで、学校で方言を話すと、先生が作った方言札を首にかけられた。最初は級長に方言札をあずけて、方言を使った者の首にかけた。方言札をかけられた者は、次に方言を使う者がいないか探したり、方言を使うようしむけた。ひとクラスに二つほどの方言札が置かれていた。

この発言は、古堅学校の校長とその家族のことを思い出して語った後に続けられたものであり、「当時まで」という言葉からも推測できるように、古堅学校（本校）在籍の時代（1912年度頃～1914年度頃）の体験を語ったものと解される。よって小論の対象の時期には該当しない。

山田小の事例は、上間源正（明治32年7月生）の次の回想（談話）に基づいている¹⁷。

言葉の面ではたいへん困りました。標準語（大和口）使えるものはイクタイで、私の時代から標準語励行で方言を使ったら方言札と言うのがありまして首にさげさせられました。

体験した時期は、出生年からの推測になるが、「1906年度頃～19011年度頃」と思われる。

名護小の事例は、宮城桃郁（大正5年卒）の「方言札や中食の弁当に芋（ママ）を持参したことなど、今日では考えられないことである。」という回想に基づくものである¹⁸。宮城は、「私は明治四十四年（一九一一年）、尋常科一学年に入学した。」とも記述しているので、体験した時期は「1911年度～1915年度」のどこかの時期となる。小論の対象時期と一部重なる事例なのでここに一応含めておく。

瀬喜田小の事例は、大城蔵栄（明治30年生）の記録にある「④方言札の発行と標準語励行」に関する次のような記述に基づくものである¹⁹。

岸本校長就任当時の生徒の言葉の乱れは、これ又表現できない程の有様で、その改善には長期を要する事を覚悟し、指導には東江出身の比嘉廉次先生が主に当った。方言取り締り係員は、十五分間の休憩時間に赤いタスキを肩にかけ、運動場を隈なく巡り、その取締まりを厳重にし、違反者には容赦なく方言札を渡した。ところがこの方言札は、生徒から生徒に次々渡っていくのだが、下級生はいじめを怖れて上級生に渡すことができず、しまいには、この方言札の発行は廃止になった。

体験の時期は、岸本吉二校長が1907年4月に着任してから大城蔵栄が6年生だった1910（明治43）年度までの間、つまり「1907年度～1910年度」の時期と考えられる。回想にはいつまで方言札が使用されたか記述されていないが、学校の判断で方言札が導入されたことと下級生が上級生に方言札を渡せないために廃止になったことが注目される。

国頭尋常高等小の最初の事例は、多和田眞祥（明治44年卒業）の次の回想に基づくものである²⁰。

或る朝礼の日に少し遅れて間に合わず、普通語使用の日とあって私は何も知らずに教室に入る時、前の人に「ヘークアッキー」と方言を言ったものだ。……「ア、君は方言使ったから札渡すよ」と云われて吃驚した。私はおくれて知らなかったから許して呉れと謝罪して赦されたものだ。

これは、1903（明治36）年春に国頭尋常高等小に入学した多和田が4年生の時のことであり、体験時期は1906年度ということになる。方言札の日の設定と、札を手渡すかどうか判断する者の裁量に委ねられていたことを示す事例として注目される。

もう一つの事例は、「栄光百年を語る（座談会）」に出席した、国頭尋常高等小の宮城カナ（大正6年高等科卒）の「（方言札が）ありました。」という発言に基づくものである²¹。この発言は、司会の「明治の皆さんもありましたか。」に答えたものであり、体験した時期は「1909年度～1912年度」頃と考えられる。

羽地小の事例は、玉井亀次郎の次のような回想に基づいている²²。

方言取締りの励行、其の頃学校の先生達は、方言が学校の内外を問わず行われて居ることに頭を悩まし、生徒に其の取締りの方法に就いて、妙案を募集したところ、高等科生の中から、取締札の施行が飛び出して来た。沖縄には古くから、砂糖キビの盗食や分ケツ茎の盗難に、取締札の施行が一般化して居たので、之を学校に施行する事は、至って簡単であった。然しキビの取締札は一日金一銭でよかったが、方言札は掃除当番をさせられる事に定まったので、之が何日も続いた時は大変な仕事である。

この回想は、「シービー学校を語る」という題名の中で語られていたものであるが、1902（明治35）年に新築移転した時期の羽地尋常高等小のことを「シービー学校」と呼んだことが、『羽地小学校創立百周年記念誌』（1983年）の「百年のあゆみ」に掲載されている。それに基づけば、体験時期は1902年度頃ということになる。この事例は、北谷尋常小学校の1903（明治36）年度の体験の事例よりも一年古い体験と言えるものであり、1903年度以前の事例として注目されてよい。第二豊見城小の事例は、當間邦彦の次のような回想に基づいている²³。

字豊見城に学校があったころには、標準語励行ということで方言を使った者に対しては、週番が廻ってきてつかまえて方言札をかけた。休み時間はほとんど方言であった。

當間は、1904年に豊見城尋常小（1906年豊見城尋常高等小に改称）に入学し、1908年度から座安地区に分離独立した第二豊見城尋常小に5年次から転校し、1909年度に卒業している。転校の時期から体験の時期を計算すると、「字豊見城に学校があったころ」というのは、豊見城にあった豊見城尋常小（1907年度豊見城尋常高等小に改称）時代の「1904年度～1907年度」となる。その時期が、當間の方言札体験の時期ということになる。

以上の考察から、登野城小学校と古堅小の2校を除く11校が、小論の考察対象となる事例ということになる。それでは、これら11校以外に1911年度以前に方言札が学校に導入された事例はないのだろうか。これまでの調査研究からすぐに指摘できるのは、次の四つの事例である。

それは、県立第一中学（現首里高校）の事例（仲井間宗一の証言）と、本部尋常高等小の事例（山城宗雄の回想）、中城尋常小の事例（安里千代子の談話）、沖縄県師範学校附属小の事例である。

県立一中の事例は、仲井間宗一（1911年卒）の次のような発言に基づくものである²⁴。

方言札は大正時代にできたように言われたが、実はあの方言札というのは明治のボク達のところからあった。しかし標準語の励行は、どんなに制札があってもできなかった。当時は、方言をなくし、すべての国民を公民化させようというのがねらいのようだった。

この発言に基づき、外間守善は方言札の出現の時期を「明治四〇年ごろ」と推定し、最古の事例と位置づけた²⁵が、仲井間が卒業したのは1911年（明治44）年3月であり、その時期を起点とすれば、「1906（明治39）年度～1910年度」の時期に方言札を体験したものと考えられる。それ故、「明治四〇年ごろ」に方言札が出現した可能性は否定できないが、その時期でない場合もあり得ることを指摘しておきたい。

本部尋常高等小の事例は、1901年度に同小に入学し、尋常科4年を卒業後高等科に進んだ、山城宗雄の次のような回想に基づいている²⁶。

標準語励行の問題は三十年も前、私共が小学校に通うてゐた頃から、随分矢釜しくいはれたものだった。……罰則まで設けて、教室の掃除當番にしたり、大きな札を渡されたり、時には修身の点から引かれたりしたものである。それが方々の学校で行はれてゐる様であつた。

この回想からは、体験時期を確定することはできない。だから、確認できる時期として、山城が1901年4月に入学した時期から高等科を卒業したと思われる1907年3月までの時期、つまり「1901年度～1906年度」の時期に、方言札の体験をしたと考えておく必要があるだろう。場合によっては、1903年度以前の時期ということも考えられる。修身の点への影響は、方言札に付随する制裁として注目される。

中城尋常小の事例は、安里千代子（明治31年9月生）の「嫌いだったのは『方言札』で、次の人に渡すために追いかけていき、方言を使わせようとした。」という談話に基づくものである²⁷。数え年8才で中城尋常小に入学し、6年間通って卒業したということから、方言札体験は「1905年度～1910年度」頃と考えられる。

師範学校附属小の事例は、1911年12月に発行された『沖縄教育』第68号の「教育施設一覧」という彙報記事の「五、普通語奨励方法」に関わる箇所次のように紹介されているものに基づいている。

四、休憩時間中尋常科第六学年以上の児童に當番に方言取締掛を置き児童にして方言を使用せるものには「普通語」と記入せる厚紙製の札を渡さしむ

師範学校附属小では、いつ頃から方言札が導入されたのかは不明であるが、1911年度に導入されていたことだけは、この彙報の記事が掲載された『沖縄教育』第68号の発行の期日か

ら窺える。

これら四つの事例を加えると、1911年度以前の方言札の事例は、15となる。次に、新たに確認できた、四つの事例も紹介しておこう。

第一は、1911年9月22日に沖縄県師範学校で開催された、中等学校国語科教員研究会の協議のなかで紹介された事例である²⁸。

多くは談話会、級会、学友会等を設けて特に練習せるが其他生徒間の約束によりて方言使用のものは罰札を渡し、或は生徒の誤り易き普通語を集めて特別に之を教授し或は運動場に於て特に注意監督する等実施の状況を話し合ひたり尚第二中学は實行を重ぜしむ點より訓練中に加えりと云ふ

この事例は、方言札が生徒間の約束により出現したことを示す事例であり、教員や学校当局の発案によるものでない点が注目される。方言札を導入した学校がどこかはこの記事からは断定できない。しかし、上述の仲井間の証言や彼が体験したと考えられる時期、及び神山政良のいう生徒自治の伝統²⁹を考慮すると、県立一中ではないかと推測される。

学生の組織する学友会があつて……会の目的は「校風の振起、會員相互の親睦、氣質の鍛錬、知識の交換、言語の練習」といったものであつた。……生徒間に別に規約があつて「校内禁煙、校内の方言禁止、登校に際し必ず制服制帽着用、頭髮の五分刈」などを励行し、その監督は上級生にあつたので、上級生は随分怖がられたものだった。

しかし、この推測が妥当だとしても、仲井間の体験した方言札が、神山のいう方言禁止のことを述べているのかは不明である。

第二の事例は、喜舎場尋常小に1900（明治33）年4月に入学した、宮城盛輝の回想に基づくものである。宮城は、「はだしに方言時代の小学一年生」の文脈のなかで「当時は家でも学校でも方言だった。学校では普通語励行のため違反者には方言札をかけさせたものである。」と述べている³⁰。この宮城の事例は、上記の文脈を踏まえると、1900年度の体験ということになり、北谷尋常小の事例よりも遡る注目される事例である。

第三の事例は、金武尋常小嘉芸分校に1895（明治28）年度に入学し尋常科4年で卒業した、仲間平助の回想に基づくものである³¹。

（躰指導は厳しくて……梶村）低学年当時はよく泣いたものでした。姿勢を正しくしたり、普通の学習のよいこともみな成績に入っていました。方言を使う生徒には方言札というものがあつてその方言札をわたします。その札をとった生徒は罰として掃除をさせていました。

これは、「低学年当時」のことを述べている文脈で回想されたものであり、1895年度か翌年の1896年度において体験された事例と考えられる。この事例が、現在確認できる最古の事例となるだろう。

第四の事例は、石原昌淳（美東尋常小に1906年度～1911年度在籍）の場合である。彼は「方言札は小学校の時から盛んであったが徹底しなかった。お互い同士になると方言だった。」と回想している³²。

以上の四つを加えると、現段階における1911年度以前に出現した方言札の事例は、19となる。これら19の事例が小論の考察の対象となる。

3. 1911年度以前に出現した方言札の実態

それでは、これらの19の事例から、1911年度以前に出現した方言札の実態を探ってみよう。

まず確認されるのは、近藤や井谷も指摘している点だが、沖縄県内の各地域の学校で方言札が用いられていたということである。ただし、今回八重山地域で1911年度以前の事例が確認されなかった。しかし、そのことから、1911年度以前に八重山で方言札が使用されていないとは直ちには言えない。偶々体験した事例を確認できなかっただけかもしれないという可能性があるからである。しかし、1911年度以前において八重山では、方言札を確認できなかったことは事実である。

次に、方言札の出現の時期について見ると、1903年度以前の事例が、可能性を含めると4例存在した。

古い事例からならべると、金武尋常小嘉芸分校（1895年度か1896年度頃）、中城尋常小喜舎場分校（1900年度頃）、羽地尋常高等小（1902年度）、本部尋常高等小（1901年度～1906年度。ただし、どの時期か不明）、となる。現在のところ、金武尋常小嘉芸分校（1895年度か1896年度頃）の事例が最も古いものであり、方言札が最初に出現した時期は、1895年度か1896年度頃ということになる。このことにより、通説化している1903年発生説は、方言札の発生は1895年度か1896年度頃であると訂正されねばならないだろう。

方言札の学校への導入については、生徒間の取り決めに基づく例（県立一中）を除けば、学校・教員側が主体となって行った事例ばかりだった。羽地尋常高等小の場合にしても、方言取締り方法を教員が募集し、高等科生が取締札の施行を提案したというのが実状であった。つまり、元々は教員側から仕掛けた話だったのである。と同時に、この事例は、方言札のルーツが共同体で用いられてきた制札法であることを推測させるものとして貴重な証言である。

方言札と罰の関係については、学校毎に対応が異なっている。たとえば、玉城尋常高等小の場合、方言札を手渡されるという罰以外に罰はなかった。しかし、北谷尋常高等小（一時間立たされた）、羽地尋常高等小（玉井の事例では、掃除当番）、本部尋常高等小（教室の掃除当番）、金武小嘉芸分校（掃除当番）などでは、方言札の手渡し（乃至は首にかける）以外の罰も存在していた。罰の内容の違いや方言札の導入や廃止の時期の違いを見ると、法規

等によって全県一律に導入されたのではないことは明らかである。地域の制札制の中身が、それぞれ異なるのと同様、各学校の方言札も形状（厚紙や木札）や罰の中身が異なっている。たとえば、「大きな札」（本部尋常高等小・山城宗男）、「『普通語』と記入せる厚紙製の札」（附属小）、「方言札」（木札と思われる）という具体的な言葉が、それぞれ形状や名称が異なっていることを示している。

また、方言札の実施に関わる点では、毎日行われる場合と、特別に「方言札の日」が設けられて行われる場合があった。方言札の教育的効果を考えた工夫として注目されるものである。と同時に、方言札が徹底しなかったことや、下級生がいじめを怖れて方言札を渡せないという想定外のことが起こり、方言札が廃止された事例もあった。この二つの事例は、方言札を教育方法や教具として捉えた場合、問題性のある不十分なものであったということを示している。そしてこれらの事実は、1911年度以前の方言札の発生の時期から認識されていたことを示すものであり、1912年度以降の方言札の実施の際考慮されていたのかどうか、検討されなければならないだろう。

それでは、次に児童生徒の方言札に対する受け止め方はどうであったか見てみよう。

回想や証言などから窺えることは、方言札を手渡されるだけですむ場合と、札を首に掲げられる場合があり、それに加えて立たされたり、掃除当番をさせられたり、修身の点を下げられたりするなどの罰も覚悟しなければならないと受け止められていたことが確認された。そのような事情からだと思われるが、方言札を受け取った児童は、方言札から解放されようと、次の方言使用者を早く見つけ出そうと必死になって追いかけ回したり、方言の使用を指摘した人間に許しを乞い方言札の罪から逃れようとした例が見られるのである。いずれにせよ、1911年度以前においては、方言札は恥と罰を与える象徴としての意味があり、児童らに緊張感を与える存在であったと言えるだろう。

また方言札は「普通語使用の日」に限定されて行われる場合と、特に日にちを限定されない場合があることも確認できた。

次に、標準語教育実践のなかで方言札はどのような役割を果たしたのだろうか。師範学校附属小の普通語奨励方法を手がかりにして確認してみよう³³。

五、普通語奨励方法

- 一、児童入学の當初二週間は止むを得ず方言を交え教授するを許すも三週間目より、萬止むを得ざる外は方言を用ひしめず
- 二、毎週一回談話会を開き普通語奨励と共に之を練熟せしめんことを期す
- 三、遠足又は運動会等の際は殊に方言取締を厳にせり
- 四、休憩時間中尋常科第六学年以上の児童に當番に方言取締掛を置き児童にして方言を使用せるものには「普通語」と記入せる厚紙製の札を渡ししむ
- 五、各級毎に方言を使用せる児童に對して相當の制裁を加えしむ

六、方言集を備へて方言を蒐集し之を普通語と対照し教生に筆寫せしめ方言矯正の資に供せしむ

この第四項目目を見ると、6年生以上の生徒を「方言取締掛」に任命して、「休憩時間中」に児童が方言を使用しないように監視させ、方言を使用した児童に方言札を手渡すようにしていることが窺える。「休憩時間中」という文言に着目すると、教員の監視が行き届かない時間や場が想定される。その意味で言えば、方言札は、教員の監視が行き届かない時間や場で、児童が方言を使用するのを禁じるために導入された制裁方法の一つということになるだろう。また、第三項目目の遠足や運動会等の場も、「方言取締を厳にせり」ということで、教員による厳重な指導が行われている。その際、方言札による制裁の可能性も考えられるが、方言札が教員の監視が行き届かない時間や場において使用されるものであるならば、遠足や運動会の場においては教師の目が届くので使用されなかったことも考えられる。

また、第五項目目と方言札の関わりから言えば、罰自体は方言の使用に対してなされるものであり、方言札それ自身から殆どの場合には派生してはいない。そう考えれば、玉城小の事例のように、方言札を手渡されただけで特に罰がなかったことも理解できる。言い換えれば、方言を使用したことに対する制裁には、方言札を手渡すだけの罰、それを首にかけさせて恥をかかせる罰、さらに方言を使用したことに対する追加の罰としての掃除当番などがあったということである。そして実際には、上記の複数の罰を課す場合があったと考えられる。

それ以外の項目に関して言えば、基本は方言を使用させないで標準語を覚えさせて使用させることにあることを具体化するものである。たとえば、原則として教授語を標準語とすることは、教員がお手本を示すことであり、同時に標準語に慣れさせるという意味がある。また、普通語と対照させた方言集を用意したり、談話会のような言語の練習をさせたりすることは、標準語を正しく使用させるための工夫である。このような工夫が制裁と合わせて実践されていたのが、1911年度以前の標準語の教育・普及・励行の実態であったと言えよう。

4. 1911年度以前の方言札の事例が意味するもの

1911年度以前の方言札の事例は、現在確認できたものだけで19であった。そのうち、方言札が最初に出現したとされていた1903年以前に存在する事例が、可能性を含めて4例あった。この事実は、今後さらに古い方言札の出現の可能性を示唆するものである。と同時に、1895（明治28）年度か1896年度頃に金武尋常小嘉芸分校に出現した事例は、現在のところ、1903年発生説を覆す最古の事例である。今後は、新しい事例が発見されない限り、この事例が、方言札出現の最古の事例となるであろう。そしてそのことを踏まえて言えば、「1. はじめに」で紹介した、近藤の仮説は成り立たなくなる。なぜなら、近藤の仮説は次のような根拠の上に組み立てられていたからである³⁴。

方言札の出現時期は一九〇〇年代前半であるということ……。それは、一九〇〇年代前半に方言札を体験したという回想記録が得られたのみならず、当時の授業記録によれば一八九〇年代後半までは標準語と沖縄語とを対訳で用いていることから、方言札は出現することはありえなかったと考えられることによるものである。

つまり、金武尋常小嘉芸分校の事例により、近藤の仮説の根拠は崩れたのである。

次に、井谷の「対日同化」への転換により、方言札が出現したという説にも言及しておく。

19の事例を見る限り、この井谷が言う「対日同化」を求めるアイデンティティへの転換により、民衆が標準語教育を求めているという事実も窺えなかった。それは、井谷が参照している、「沖縄県民の世代別言語生活」調査（東江平之代表『沖縄における言語生活及び言語能力に関する比較・測定的研究』、琉球大学、1983年）によっても言えるだろう。1908（明治41）年以前の民衆は、「方言優位」の言語生活を送っており、その事実から標準語教育を求めているとは考えられないからである。また、井谷の以下の仮説³⁵にも疑問がある。

ある時点でその村内法の罰札の対象に「言語の矯正」という一項目が加わった。「方言札」の成立である。誰がその項目を加えたのか、まだ断定はできないが、間切村内法の執行者であり、「国語教育」を中心とした夜学会などを開催していた村の二才揃＝青年会の関与が想定できる。その罰札と制裁方法は、村の青年自身の手により、または速成に養成された村出身の教員たちの手によって、学校社会にそのまま持ち込まれ準用されることになった。

この井谷の仮説を補強する事例として、読谷村の「与那嶺正吉<仮名>」（昭和17年頃の回想。1932年生まれ。）の「うちの学校では方言札が使われていなかった。その代わりに村の青年団によって使われており、方言を使うと札を渡され罰金を払われた。」という証言³⁶と、国頭尋常高等小の「各部落の生徒自治会が方言札というものを発行していた。……私は高等二年生になった。……部落の自治会長であった私は、こつけいなことを考えついた。小さな方言札をもって、友達同志の失敗を探して歩くようなやり方はどうもいけない。ひとつ誰にもすぐ気づくでつかい札をつくろうと思いついたのである。」という、金城久重（1939年卒）の回想³⁷がある。

しかし、これらの証言や回想は、昭和期の方言札に関するものであり、1911年度以前の明治期の方言札に関わるものではない。だから、この二つの事例を主要な根拠にして、上記の仮説を主張するのならば、方言札の変化の歴史を無視した妥当性のないものだと見なされるだろう。また、19の事例のなかには、直接村落から学校に持ち込まれたことを示す方言札の事例はない。あるのは、村共同体に近代以降も行われていた制札法にならって学校に導入された方言札の事例だけである。つまり、1911年度以前においては、方言札の出自はそれぞれ

の学校にあるということになるのである。

最後に、1895（明治28）年度か1896年度に方言札がなぜ出現したのかという課題が残る。これについては、嘉芸小に史料が残されていない。だから、1893年7月の沖縄県令第27号の「小学校教則大綱」の制定や、『沖縄県用尋常小学読本』が1896年から1898年にかけて発行され、その後廃止されたこと、教員の標準語教育に関する意識、師範学校及び同附属小学校の動向などを分析し、そこから考察することが必要なのではないだろうか。そして、近藤の仮説が成立しなかった理由と関わらせて言えば、方言を使用させないで標準語を話させようという強い意志を教員が持った場合、どの時点でも方言札は出現するという点だけは言えそうである。その場合問題なのは、方言札を導入するにいたった各学校・各教員の意志や意識の背景に何があったのかということである。この点の追究は、今後の課題である。

5. 終わりに

1911年度以前に出現した19の方言札の事例を検討した結果、1903年度以前に存在する事例が、可能性を含めて4例出てきた。そのうちで一番古い事例は、金武尋常小嘉芸分校に出現した事例である。これで方言札の発生年は1895(明治28)年度か1896年度まで遡ることとなった。また、1911年度以前の方言札の実態から分かったことは、教員の監視が行き届かない時間や場で児童に方言を使用させないために用いた制裁方法の一つだったということである。そして、罰との関係で言えば、方言を使用した場合、①方言札を手渡される罰、②方言札を首にかけられる罰、③方言札とそれ以外の罰を課されること、④方言札をもち続けることに伴う制裁という形が見られた。また嘉芸分校の例は、従来の方言札の出現に関する仮説の見直しを求めるものであった。

方言札の効果を教育方法とか教具とかいう面から見ると、徹底さに欠けたり、いじめを怖れて方言札を手渡せないために廃止になったりするなどの事例もあり、問題性を有していたと言える。と同時に、それらのことが、1911年度以前の方言札の発生の時期から確認されていたことは、その年度以降の方言札の実施の際に考慮されるべき内容だと言える。

方言札の出現には、方言を使用させないで標準語を話させようという学校や教員の強い意志が関係している。その意味で、法規や同調圧力の有無以外に、どの時点でも方言札は出現する可能性があり、1900年度以前の方言札の出現の問題も、その視点から考慮する必要が出てきたと言えるだろう。なお、本研究は宇流麻学術研究助成金の支援等をうけて遂行した。感謝したい。

注

1. 西村浩子「奄美諸島における昭和期の『標準語教育』」（『松山東雲女子大学人文学部紀要』第6巻、1988年）を参照。
2. 石田磨柱『挿絵で見る昭和初期のおきなわ』、自費出版、1988年、P30。本人に確認したら伝聞で

あるとのことであった。

3. 近藤健一郎「近代沖縄における方言札（1～7）」、『愛知県立大学文学部論集（児童教育学科編）』第47号～第53号、1998年～2004年。
4. 近藤「近代沖縄における方言札（5）」、『愛知県立大学文学部論集（児童教育学科編）』第51号、2002年、P61。この論文では1904年頃としている。
5. 井谷泰彦『沖縄の方言札』、ポーターイング社、2006年、P63～64。
6. 梶村光郎「沖縄の標準語教育史」、『沖縄県の国語教育史に関する実証的研究』（平成13年度～15年度科研報告書。代表梶村）、2004年、P40。
7. 近藤「近代沖縄における方言札の出現」、『方言札』、社会評論社、2008年、P27～46。
8. 竹原孫恭「座談会 登野城校百年によせて」、『登野城小学校 百年の歩み』、1981年、P220。
9. 近藤「近代沖縄における方言札（1）」、『愛知県立大学文学部論集（児童教育学科編）』第47号、1998年、P35。
10. 安次富信雄「座談会 明治・大正時代の卒業生」、『玉城小学校100周年記念誌』1983年、P157。
11. 大城ウト「長生きしてよかった」、『南風原小学校百十周年記念誌』、P153～154。
12. 近藤「近代沖縄における方言札（1）」、前掲、P34～35。
13. 花城可勢「座談会 北谷小の百年」、『北谷小学校創立百周年記念誌』1984年、P310～311。
14. 近藤「近代沖縄における方言札の出現」、前掲書、P27。
15. 近藤「近代沖縄における方言札（5）」、前掲、第51号、P61。
16. 松田清幸「82年前のこと」、『古堅小学校創立100周年記念誌』2003年、P464～465。
17. 上間源正「私も山田校の卒業生」、『山田小学校百周年記念誌』1988年、P195。
18. 宮城桃郁「母校のおもい出」、『名護小学校創立百周年記念誌』1983年、P422～423。
19. 大城蔵栄「座談会 瀬喜田校を語る」、『瀬喜田小学校創立百周年記念誌』1989年、P269～270。
20. 多和田眞祥「わが学窓時代」、『辺土名小学校創立100周年記念誌』1983年、P447～448。
21. 宮城カナ「栄光百年を語る 座談会」、『辺土名小学校創立100周年記念誌』、P361～371。
22. 玉井亀次郎「シービー学校を語る」、『羽地小学校創立100周年記念誌』、1983年、P102。
23. 當間邦彦「本校第一期卒業生」、『座安小学校創立80周年記念誌』、1990年、P85。
24. 仲井間宗一「『驚天動地』の今昔を語る（下）」、『琉球新報』1960年12月9日付。
25. 外間守善『沖縄の言語史』、法政大学出版局、1982年版、P81。
26. 山城宗雄「標準語励行の問題」、『沖縄教育』第273号、1939年5月、P35。
27. 安里千代子「談話」、『荻道字誌』、北中城村荻道自治会、2010年、P196。
28. 無署名「中等学校国語科教員研究会記事」、『沖縄教育』第67号、1911年4月、P37。
29. 神山政良「中学時代の頃」、『養秀百年』、養秀同窓会、1980年、P267。
30. 宮城盛輝「小学校時代のこと」『創立七十三周年記念誌』、北中城小学校、1973年、P38～39。
31. 仲間平助「想い出」、『創立75周年記念誌』、嘉芸小学校、1965年、P45。
32. 石原昌淳「古老からの聞き取り」、『沖縄市学校教育百年誌』、沖縄市教育委員会、1990年、P240。

- ³³ 沖縄県師範学校附属小学校「教育施設一覧」、『沖縄教育』第68号、1911年12月、P43～44。
- ³⁴ 近藤「近代沖縄における方言札の出現」、前掲、P46。
- ³⁵⁻³⁶ 井谷泰彦『沖縄の方言札』、ボーダーイング社、2006年、P188～189。
- ³⁷ 井谷、同上、P38。

近世琉球：先島の「頭懸^ず（人頭税）^{かかり}」制度における
村位・人位・^ぶ分数

平 良 勝 保*

On the Village-Ranks, the Human-Ranks, and the Rates
of Burden in the Poll-Tax-System Imposed upon the
SAKISHIMA Islands in Early Modern RYUKYU

TAIRA Katsuyasu

要 旨

近世先島「頭懸（人頭税）」制度は、『御財制』等の王府レベルの史料に基づいて、1659年の喜屋武親方の仕置（指揮・査察）により制度的に骨格が固まったと考えられてきた。しかし、人や村の位評価には、その後変動があり明治まで続く、「頭懸（人頭税）」制度は、1710～1712年の奥武親雲上の仕置によって確立した。

要 約

先島蔵元レベルの史料を活用して、村位・人位・分数について検討した。近世初期にはじまった「頭懸」制度は、近世中期の奥武親雲上の仕置（1710～1712年）が最も大きな転換点であり、これにより明治まで続く「頭懸（人頭税）」制度は確立した。村位と人位・分数は近世初頭からあったと考えられるが、一定不動のもではなく、時勢の変化のなかで変更を余儀なくされている。奥武親雲上の仕置で重要なものは人位を年齢によって区分したことであり、これによって役人の不正（鬮賈）も減少したと考えられる。また、王府（公的）編纂物の活用にあたっては、在地史料との校合に基づき慎重な史料批判を行う必要があることが明らかになった。

キーワード：人頭税・村位・人位・分数

はじめに

近世琉球の先島（宮古・八重山）社会においては、「頭懸」と呼ばれた租税制度があった。「頭

* 沖縄大学非常勤講師

懸」は、まず村の位を村の生産力等を加味し上・中・下・下々に区分し、さらに構成員の位についても上・中・下・下々に、さらに頭迦ずはずれ（老・童）に区分する（「人位」という）。この村位と人位⁽¹⁾の組み合わせで、正頭しょうず（15才から50才までの担税者）の分数を決める。総貢租高を個々の正頭への配分にあたっては、村位・人位・分数を組み合わせで賦課高が算出された⁽²⁾。

琉球国は、1609年薩摩藩に侵略されたが、同藩はただちに1609年から1611年にかけて琉球の検地を行い、琉球国は「形式的には一応、近世的な石高制に編入」された⁽³⁾。先島も検地の結果石高が示されたが、特に先島においては、貢租は正頭（人）に賦課されることから石高は貢租賦課にあたっては重要な意味をなさず、常に頭数（人口）および正頭数（担税者）の把握が行われた。貢租は、王府編纂の文書では約65%が布で納められ、35%が穀物で納められ、石高による貢納高が記されているが⁽⁴⁾、蔵元・村レベルでは、布のほか夫遣い（労働力の徴発）、クログ等多種多様な産物の貢納があった。安良城盛昭は、近世先島においては「人頭税的賦課が全てを規定し、土地が『間接の税地』となっている」と述べている⁽⁵⁾。

村位・人位・分数（「部」と記される史料もある）は、負担体系の根幹となるものであり、個々の正頭への賦課高算出にとって不可欠な要素である。すなわち、村位・人位・分数は「頭懸」制度の研究にとって、重要なキーワードといえる。しかし、これまでの人頭税研究史においては『御財制』『御当国御高並諸上納里積記』（以下『里積記』と略称する）、あるいは近代の沖縄県による旧慣調査資料『沖縄県旧慣租税制度』に基づいて平板に語られてきた。すなわち、個々の文書に記された村位・人位・分数を示すのみで、この三つ要素を関連させつつ歴史の変遷を検討した研究は管見の限りほとんどない。蔵元レベルの史料⁽⁶⁾を用いた研究では、本稿の目的とは視点が異なるが戦前の須藤利一による一連の数学書の研究が参考になる⁽⁷⁾。本稿では八重山島⁽⁸⁾に残っている「参遣状さんけん」および「八重山島諸座規模帳」（以下「諸座規模帳」と略記する）、「富川親方宮古島仕上世座例帳」（以下「宮古島仕上世座例帳」と略記する）等の先島蔵元レベルの史料を活用して、近世先島の村位・人位・分数について検討してみたい。

なお、分（分数）については『御財制』や『御当国御高並諸上納里積記』（以下、『里積記』と略記する）では、「部」と記されているが、先島の蔵元レベルで活用された文書には「分（分数）」と記されているため本稿では、これを用いる。

I 参遣状「寅年物成帳」に見る村位・人位・貢納

八重山島の「参遣状」中の1699年5月18日付「覚」は、村位と位ごとの男女一人当たりの貢納高が記された文書である⁽⁹⁾。冒頭の記載例を示すと次のとおりである。

覚	上村
一、米八斗六合九才	上男壹人分
内	
四斗六升四合七勺壹才、上納	

八升貳合六勺壹才、出米口米

壹斗壹升四合九勺五才、所遣

壹斗四升三合八勺貳才、下布代米重分

末尾に「寅年改物成帳之表割符上納」とあることから、以後本史料を「寅年物成帳」と略称する。「寅年」とは、「覚」が作成された前年の1698年と推定される。文書の日付5月18日は、新旧在番の交代時期であったと思われる、旧新の順序で在番名が記され「佐辺親方様 榑原親雲上様」宛に出された文書である。両名は、王府の御物奉行であろう。村の位や人の位(年齢不明)ごとに、一人当たりの貢納高が記されており、近世前期から中期にいたる先島の租税制度を知る上で貴重な史料である。「寅年物成帳」を整理したものが(表1)である。「寅年物成帳」から分かることは、以下のようなことからである。

- ① 上村、下村、下々村はあるが、中村がなく、「直下布代米」が上納高に入っている。当時の貢布には直上布のほかに本上布、直下布、本下布があったが、直上布・本上布・本下布については記述がない。
- ② 人位が上・中・下・下々に分かれている。また、後に詳述する分数は記されていないが、男女に位があり、上村は下々女を1と仮定すれば、一律平等である「所遣」を除けば位があがるごとに25%ずつ負担高が上昇していく。この等差は、のちに触れる『里積記』の年齢による区分に即して、仮に下々女の分数を十分とすれば、上村の上男は20分となる。上村の上女は、17分半で、上村の中男と同じ負担となり、男女間には負担差がある。また、後述のように『御財制』では2分下げとなっているが、1698年までは2分下げではなかったことがわかる。
- ③ 下村と下々村は、異常値を除けば、男女間の格差があること、部数が同じであれば負担高は、同額となっている。
- ④ 分ごとの格差は、少しずつ違いがある。下村の中女・下男、下々村の上女・中男を10分とした場合、また上村の事例のように2分半の格差が原則だとすれば、2分半を最下位にして、15分までの階層にならなければならない。しかし、2.9分から14.7分とややバランスが崩れている(異常値を除く)。
- ⑤ 所遣費は、「上納(出物)」=正租の約25%であったこと。

人位については古くは、「八重山島年来記」の1628年条に記された「掟」に「上・中・下」の位を確認できる⁽¹⁰⁾。その後、1647年条には、八重山島の総人口および正頭の上・中・下・下々の頭数、「老・童」人数、免税者、貢租の内容と高が確認できる⁽¹¹⁾。ここでは、人口・正頭等に係る部分を表に整理して紹介したい(表2)。

これを見ると、下々の頭数が下より少ない。下々は後に15歳から20歳まで、下は46歳から50歳までと評定されるが(後述)、6歳級である年齢の若い下々階層が年齢の高い5歳級の下階層より少ないとは考えられないことから(後掲表3参照のこと)、この当時の人位は年齢を基準にしていなかったことが明らかである⁽¹²⁾。

表1 寅年物成帳および亥より卯までの所遣平均

「参遣状」(『石垣市史叢書 22』No.229)より作成(単位:石)

上納明細	上村		下村		下々村		備考
		倍率		倍率		倍率	
出高	0.80609						
上納(出物)	0.46471	2.00					
出物口米	0.08261	2.00					
所遣(所遣米)	0.11495						
重分	0.14382	2.00					
出高	0.71932						
上納(出物)	0.40662	1.75					
出物口米	0.07191	1.74					
所遣(所遣米)	0.11495						
重分(重出米)	0.12584	1.75					
出高	0.63330		0.65491				
上納(出物)	0.34853	1.50	0.36306	1.47			下・下々村は上村より4.16%高い
出物口米	0.06196	1.50	0.06454	1.47			下・下々村は上村より4.16%高い
所遣(所遣米)	0.11495		0.11495				
重分	0.10786	1.50	0.11236	1.47			下・下々村は上村より4.17%高い
出高	0.54691		0.59997		0.56851		
上納(出物)	0.29044	1.25	0.30497	1.24	0.30497	1.24	下・下々村は上村より5%高い
出物口米	0.05163	1.25	0.05421 ^{*1}	1.24	0.05421	1.24	下・下々村は上村より5%高い
所遣(所遣米)	0.11495		0.11495		0.11495		
重分	0.08989	1.25	0.12584	1.65	0.09438	1.24	下・下々村は上村より39.99%高い
出高	0.46051		0.48212		0.48212		
上納(出物)	0.23235	1.00	0.24688	1.00	0.24688 ^{*2}	1.00	下・下々村は上村より6.25%高い
出物口米	0.04130	1.00	0.04389	1.00	0.04389	1.00	下・下々村は上村より6.27%高い
所遣(所遣米)	0.11495		0.11495		0.11495		
重分	0.07191	1.00	0.07640	1.00	0.07640	1.00	下・下々村は上村より6.24%高い
出高			0.39572		0.39572		
上納(出物)			0.18879	0.76	0.18879	0.76	
出物口米			0.03356	0.76	0.03356	0.76	
所遣(所遣米)			0.11495		0.11495		
重分			0.05842	0.76	0.05842	0.76	
出高			0.30933		0.30933		
上納(出物)			0.13070	0.53	0.13070	0.53	
出物口米			0.02323	0.53	0.02323	0.53	
所遣(所遣米)			0.11495		0.11495		
重分			0.04045	0.53	0.02247	0.29	
出高					0.22294		
上納(出物)					0.07261	0.29	
出物口米					0.01291	0.29	
所遣(所遣米)					0.11495		
重分					0.02247	0.29	

*1 典拠史料では、0.05426石となっているが、合計が合わないため、下々村の事例を参照して誤記と判断した。

*2 典拠史料では、0.24680石となっている。下村の事例を参照して、誤記と判断した。

* 異常値には、網掛けをした。

表2 1647年八重山島の人口構成と免税者・人位

(「八重山島年来記」より作成)

免税者と人位		男女数		合計	正頭と 頭廻の割合	担税者と 免税者割合	正頭階層別 割合	
頭 廻	坊主	男	3	3	60.7%	66.8%		
	老人	男	399	994				
		女	595					
	童	男	767	1,453				
		女	686					
	盲	男	48	194				
女		146						
はす	男	284	683					
	女	399						
小計	男	1,501	3,327					
	女	1,826						
正 頭	免税役人	男	55	112	39.3%	33.2%	45.8%	
		女	57					
	おえか人中	男	136	224				
		女	88					
	小計	男	191	336				
		女	145					
	上	男	462	833				19.1%
		女	371					
	中	男	112	348				21.8%
		女	236					
下	男	185	397	13.2%				
	女	212						
下々	男	106	241	100.0%				
	女	135						
小計	男	865	1,819					
	女	954						
人口計		男	2,557	5,482	100.0%	100.0%		
		女	2,925					

以上をふまえて、王府編纂の『御財制』(1710年)・『諸座規模帳』(1768年)と『里積記』(1753年頃)を比較しつつ、村位・人位・分数について見ていきたい。

II 御財制と諸座規模帳・旧慣租税制度にみる八重山島の人位・村位・分数

(1) 『御財制』にみる人位・村位・分数の検討

『御財制』の「宮古島上納」項には、「両島共より穀物男二相懸、直上布□〔ハ〕女二賦付、本上布本下布直下布ハ、有来通男女共押入仕配有之候。前々ハ男女上・中・下見立を以相究候処、康熙四拾九庚寅より歳分を以被定置候」とあり⁽¹³⁾、これに続く「八重山島上納」の項には、分下げについて次のように記されている(傍線引用者、以下同)⁽¹⁴⁾。

一、右故田畠代之儀も不相知候、順治十八辛丑年羽地王子御国元は被持登候代廻二ハ、

三斗式升七合三勺式才代二相見得候得共、何様之差引ニ候哉不相知候。上納方〔頭〕懸之致様布石ニ上中下を付、布石上之村上男女拾六部頭ニ^{して}、中下之村下々男女迄式部下ケニ^而支配有之候也

分数の階層差は前述の「寅年物成帳」では2分半であるが、『御財制』では、上村の上男女を16分を筆頭にして2分づつ下げていくと記されている⁽¹⁵⁾。前述の1699年の「寅年物成帳」では、女性の分数は「寅年物成帳」で上男より2分半低くなっているが、『御財制』では男女差はない。また、『御財制』には「両島共、康熙四拾九庚寅年より穀物男二相懸、直上布□〔ハ〕女二賦付、本上布・本下布・直下布ハ、有来通男女共押入支配有之候。前々ハ男女上中下見立を以相究候処、康熙四拾九庚寅より歳分を以被定置候」と記されており、「上・中・下・〔下々―引用者挿入〕」の評定は「見立を以」決めていたとされる。人位を見立てによって区分していたことは、「参遣状」1693年条（2月29日付）の次の記事からも明らかである⁽¹⁶⁾。

当島上納男女御見立之儀、前々より家内御見合老・童、或少片輪之者より上・中之介人御見立上納被仰定候間、百姓一統ニ並申候。介人御除被成候而ハ勝手能百姓茂有之候。又家内ニより疲果、身売申百姓も可有御座候間、如前々被仰定度願奉存候。

筆者の解釈をより明確にするため、大意を示す⁽¹⁷⁾。

八重山島の上納男女の位見立てについて、以前から家族状況をふまえて老・童、・少し片輪の者へ、上・中の位の者の中から^{たすけにん}見立て付け置いて上納させているため、百姓の負担は平等になっている。もし、介人を廃止したならば、それによって都合が良い家族もあるだろうが、家族によっては疲弊し、身売りする百姓もいるだろう。以前のように戻していただきたい。

「参遣状」同年条には、八重山島在番⁽¹⁸⁾による「頭衆／諸村役人」（／は原文改行を示す。以下同）宛の「当島物成帳之儀、此節別而被仰付候間、各以相談誓文之上百姓無親疎様二見立申候」（5月19日）と、百姓の見立てに不公平がないようにとの指示があり、「頭衆／諸村役人」は、次のような起請文を提出している⁽¹⁹⁾。

天罰起請文

- 一、百姓上・中・下・下々位見届候刻、少茂品最眞仕間敷事
 - 一、助人見立候刻、少茂最眞仕間敷事
 - 一、頭以下役人、家内見届之砌、百姓中者無親疎様ニ可相改事
- 右条々於偽申者

左二牛王有之 ／〔役人連名省略〕

「参遣状」1750年条には、「康熙五拾年〔1711〕、男女拾五才より五拾才迄四段ニ御取立、上納相掛候」と記されている⁽²⁰⁾。「宮古島在番記」1710年条には、奥武親雲上が従者二人を伴って宮古島に来島し、「上木方并諸御用向」について調査を行い、その後八重山島へ向かったとあり⁽²¹⁾、「八重山島年来記」にも1710年5月23日、八重山島に来島したとある⁽²²⁾。この奥武親雲上による先島仕置（改革）は、その復命書である「規模帳」は確認されていない

が、改革の規模は大きかったと考えられ、王府の御物奉行は奥武親雲上へ3年ほどの滞在を指示し、宮古島へは奥原親雲上を代わりに派遣するとしている⁽²³⁾。また、八重山島に同行していた山里筑登之親雲上は、1710年6月8日に宮古島に向かっている⁽²⁴⁾。「宮古島在番記」には、1712年に奥武親雲上の代わりである奥原親雲上が「御使者」として来島し、その後在番となったことが記されている⁽²⁵⁾。

正頭の年齢幅が確定しないと、「頭廻」(老・童=免税者)の判定ができないため、年齢による位区分も不可能である。したがって、1710年に奥武親雲上の位置によって正頭の年齢幅と年齢による位区分が確定し、翌年(1711)から年齢による位区分に基づく上納が実施されたら、『御財制』の条項は理解できる。それは画期的な改革であったがゆえに、その実効性を確保するため、宮古島も八重山島も検使として派遣された人物がその後も在番として在地に赴任した。近代まで続く、「頭懸」(人頭税)の骨格は、この時期に確立したといえるであろう。

(2) 「諸座規模帳」「八重山島仕上世座例帳」にみる八重山島の村位・人位・^ぶ分数

「諸座規模帳」の「五七 諸村布穀位定之事」には、八重山島の村位と分数が記されている⁽²⁶⁾。「諸座規模帳」の分数と村位を表にすると、(表3・4)のとおりである。

村位は、しばしば変更があった。「参遣状」1707年の「口上

表3 「諸座規模帳」に見る人位と^ぶ分数

年齢	上村	分	中村	分	下村	分	下々村	分
21~40歳	上	16						
41~45歳	中	14	上	14				
46~50歳	下	12	中	12	上	12		
15~20歳	下々	10	下	10	中	10	上	10
			下々	8	下	8	中	8
					下々	6	下	6
							下々	4

表4 諸座規模帳にみる村位

村数	村名	穀村位	布村位
1	1	石垣村	上
2	2	登野城村	上
3	3	新川村	上
4	4	大川村	上
5	5	真栄里村	上
6	6	平得村	上
7	7	大浜村	上
8	8	宮良村	上
9	9	白保村	上
10	10	桃里村	上
11	11	伊原間村	上
12	12	安良村	上
13	13	平久保村	上
14	14	野底村	上
15	15	桴海村	上
16	16	嘉(川)平村	上

村数	村名	穀村位	布村位
17	17	崎枝村	上
18	18	名蔵村	上
19	19	小浜村	上
20	20	古見村	上
21	21	仲間村	上
22	22	南風見村	上
23	23	崎山村	上
24	24	西表村	上
25	25	上原村	上
26	26	鳩間村	上
27	27	高那村	上
28	1	波照間村	中
29	1	黒島村	下
30	2	新城村	下
31	3	与那国村	下
32	1	竹富村	下々

之覚」によれば、鳩間村が下村から中村へ、新城村が下々から下村へとそれぞれ村位を上げている⁽²⁷⁾。「諸座規模帳」では、鳩間村はさらにランクアップして、上村と評定されている。また、波照間村の穀納は『里積記』では下村であるが、「諸座規模帳」（1768年）では中村となっている。さらに1780年には、八重山島の中心地である石垣四ヶ村（新川・石垣・大川・登野城）の穀納が上村から下々村に変更されている⁽²⁸⁾。このように、「諸座規模帳」以後の村位の変更が「諸座規模帳」から分離成立した「富川親方八重山島仕上世座例帳」（1874年、以下「八重山島仕上世座例帳」と略称する）の「諸村布石位定之事」に記されている（表5）⁽²⁹⁾。「諸座規模帳」の成立後、盛山村が増え安良村が減った。

年齢による位分けは、『里積記』正徳元辛卯年（1711）より、下々位八拾五歳より貳拾歳まで、上位八貳拾一歳より四十歳迄、中位八四拾一歳より四十五歳迄、下位八四拾六歳より五拾歳迄、四段二歳分ケを以被定置由候」とある⁽³⁰⁾。「諸座規模帳」には、「右上納米布頭掛二付、札御改切を以、惣頭拾五歳より五拾歳迄病者・片輪無構、上・布〔中＝引用者〕・下・下々四段取立」とあり年齢により区分は記されていないが、「諸座規模帳」から分離成立した「八重山島仕上世座例帳」には、次のように記されている⁽³¹⁾。

一、上村男女拾六分頭二して、貳分下二而四分迄、穀物・布可割懸候也。

一、下々位者拾五歳より貳拾歳迄、上位者貳拾壹歳より四拾歳迄、中位者四拾壹歳より四拾五歳迄、下位者四拾六歳より五拾歳迄、四段二取立候様、康熙五拾卯年被仰定置候也。

（表3）を一見すれば明らかなように、「頭懸」による負担額は、村と人位によって七階層に分かれる。十九世紀後期と見られる「八重山島人頭税賦課台帳」によって、石垣村の賦課実態をみると、次のとおりである（表6）⁽³²⁾。石垣村は当時、石下・布上の村である

表5 「八重山島例帳」に見る村位

村数	村名	穀物村位	布村位	備考
1	新川村	下々	上	
2	石垣村	下々	上	
3	大川村	下々	上	
4	登野城村	下々	上	
5	盛山村	下々	上	1785年村立
6	竹富村	下々	上	
7	真榮里村	上	上	
8	平得村	上	上	
9	大浜村	上	上	
10	宮良村	上	上	
11	白保村	上	上	
12	桃里村	上	上	
13	伊原間村	上	上	
14	平久保村	上	上	1771年、安良村は平久保村へ併合
15	野底村	上	上	
16	桴海村	上	上	
17	川平村	上	上	
18	崎枝村	上	上	
19	名蔵村	上	上	
20	小浜村	上	上	
21	古見村	上	上	
22	仲間村	上	上	
23	南風見村	上	上	
24	崎山村	上	上	
25	西表村	上	上	
26	鳩間村	上	上	
27	上原村	上	上	
28	高那村	上	上	
29	黒島村	下	上	
30	新城村	下	上	
31	与那国村	下	上	
32	波照間村	中	上	

表6 石垣村の貢租賦課

「八重山人頭税賦課台帳」より作成

男位	賦課物	賦課高	単位	倍率	男位	賦課物	賦課高	単位	倍率
上男	米	0.29475732	石	1.0	上女	白上布	24.195889	尺	1.6
	白中布	0.345400	尺	1.6		白中布	0.345400		1.6
	白下布	15.743700	尺	1.6		白下布	15.743700		1.6
中男	米	0.23580571	石	0.8	中女	白上布	21.171400		1.4
	白中布	0.302280	尺	1.4		白中布	0.302280		1.4
	白下布	13.775800	尺	1.4		白下布	13.775800		1.4
下男	米	0.17685444	石	0.6	下女	白上布	18.146917		1.2
	白中布	0.259035	尺	1.2		白中布	0.259035		1.2
	白下布	11.807800	尺	1.2		白下布	11.807600		1.2
下々男	米	0.11790288	石	0.4	下々女	白上布	15.122431		1.0
	白中布	0.215863	尺	1.0		白中布	0.215863	1.0	
	白下布	9.839800	尺	1.0		白下布	9.839800	1.0	

*布は1尋を5尺にして、尺に換算した。

ため、石は上位10で、布は下々が10である(表3参照)。階層ごとの賦課高の倍率は、分数の10分の1となっている。分とは、倍率を10倍にしたものであり、いわば歩合ともいえよう。穀納は上男一人当たりの負担額に、0.8を掛ければ中男の負担額が出るのであるが、この時代にはいわゆる「0の発見」^{ゼロ}がなされていないため、分数が必要となるのである。しかし、このような賦課高は、実際に納められる際には米あるいは白布だけで納められたのではない。米は、クログ等多種の特産物で納められることもあり、白布は罎(原糸)や多様な布種で納められた。賦課と徴収の実態には乖離があったが、様々な物産を徴収する際の基礎値として賦課高が歳元で作成された。分数は、この基礎値を算出するために必要な概念として創出されたといえるであろう。

(3) 『沖縄県旧慣租税制度』の八重山島に関する記述の問題点

『沖縄県旧慣租税制度』(以下『旧慣租税制度』と略称する)は、琉球併合後の1895年(明治28)、沖縄県収税部によってまとめられた調査報告書である。『旧慣租税制度』の村位と人位に関する記述は、次のとおりである⁽³³⁾。

(第一) 村 位

村ヲ分ツテ米ヲ賦課スルト、反布ヲ賦課スルコトニ依リテ、其ノ類別ヲ異ニセリ。而シテ、此ノ村位八万治二年二(百三十七年前—原文割注)[1659年=引用者]各村当時ノ状況ニ由リテ定メタル以来、殆ント変更シタルコトナキカ故ニ、今日ノ実況ヨリシテ彼是比較対照スレハ、其ノ当ヲ失スルモノ固ヨリ少シトセス。而シテ、米ヲ賦課スルカ為メニ設ケタル村位ハ、上・中・下・下々ノ四段アリ。今各村ヲ類別スルニ、左ノ如シ。

上 真栄里 平得 大浜 宮良 白保 桃里 伊原間 平久保内安良村 野底 桴海
 川平 崎枝 名蔵 小浜 古見 仲間 南風見 崎山 西表 鳩間 上原 高那
 中 波照間
 下 黒島 新城 与那国

下々 新川 石垣 大川 登野城 盛山 竹富

反布ヲ賦課スルカ為メニ設ケタル村位ハ、皆上位ニシテ、其ノ他ニ属スルモノハ現存セルモノナシ。

(第二)

年齢ニ基ク階級ハ、男女共ニ之ヲ四段ニ分ツ。即チ左ノ如シ

上男女	二十一歳ヨリ四十歳迄
中男女	四十一歳ヨリ四十五歳迄
下男女	四十六歳ヨリ五十一歳迄
下々男女	十六歳ヨリ二十歳迄

村位について「旧慣租税制度」では、1659年に定めてから変更がないとしているが、先に見たごとく、村位はしばしば変更されている。記載されている33村（平久保村と安良村を別の村として数えた）のうち、平得・白保・桃里・伊原間・安良・野底・桴海・崎枝・名蔵・南風見・崎山・鳩間・上原・高那・新川・大川・盛山の17村は、1692年以降に成立した村で、1659年当時は存在しない村である⁽³⁴⁾。

次に人位について、下男女を「四十六歳ヨリ五十一歳迄」、下々男女を「十六歳ヨリ二十歳迄」とする記述には疑問が残る。近世史料では、先に見たごとく下男は46歳から50歳であり、下々男は15歳から20歳とされている。『旧慣租税制度』の2年前（1893年）に八重山島を調査した笹森儀助の「八重山島取調書」には「十五才ヨリ五十才^マ迄^マヲ正男女トス。之ヲ上中下下々ノ四等ニ分ケ賦課す。即チ、十五才ヨリ二十才^マ迄^マヲ下々男ト云ヒ、廿一才ヨリ四十才^マ迄^マヲ上男、四十一才ヨリ四十五才^マ迄^マヲ中男、四十六才ヨリ五十才^マ迄^マヲ下男ト云フ」と記されており⁽³⁵⁾、近世史料と符合している。この点は、1894年の「仁尾主税官復命書」でも同じである⁽³⁶⁾。『旧慣租税制度』の人位に関する記述は、誤っている可能性が極めて高い。

八重山島の役人階層が個人で管理していた近世の数学書「算用拔」（1826年写本）に「下々ノ一 札歳拾五^マより^マ式拾壹迄ノ上ノ一 同式拾貳歳より四拾壹迄ノ中ノ一 四拾貳歳より四拾六才迄ノ下ノ一 四拾七歳より五拾壹迄」と記されている事例もある⁽³⁷⁾。また、別の「算用拔」（写本年代不明）では、14歳から49歳までが正頭とされており、1歳違いであるが近世史料と同じく人位区分がされている⁽³⁸⁾。『旧慣租税制度』が誤った理由は不明だが、このような役人層の人位認識が影響したとも考えられる。『旧慣租税制度』編纂の責任者祝辰巳収税部長は、その緒言で「未ダ之ヲ以テ尽サルモノアルコトハ、予メ注意乞フ処トス」と⁽³⁹⁾、『旧慣租税制度』の活用に注意を喚起している。

Ⅲ 『里積記』をめぐると宮古島の村位・人位・分数

(1) 『里積記』の「両先島上納之事」について

「頭懸」に関する基礎的史料として使用されてきた『里積記』の「両先島上納之事」には、喜屋武親方の事績として、以下のように記されている⁽⁴⁰⁾。

①万治^{順治十六}二己亥年、喜屋武親方渡海^{きやん}にて物成究之時、穀物・反物・雑物とも人数増減無構量数御定、頭懸之致様ハ、村々地方上中下ニ応し、穀二上・中・下を付、又布ハ唐苧敷之上中を究て布二上中を付、又②男女之上・中・下・下々四段二差分ケ、③石上之村上男女拾四部、位中之村拾貳部、位下之村十部頭^{して}ニ下男女迄二部引^{して}ニて、下々男女ハ四部二定メ、布上之村上男女拾二部頭^{して}ニ、右之格ニ準し候。右之通取立上納配分有之候。雑物之儀ハ、宝永^{康熙四十九}七庚寅年、奥武親雲上渡海ニて調部之時、式度夫ニテ相調候筋ニ被定置、于今其通ニて候。

但、頭数取立様ハ、札改切を以男女とも拾五歳より五拾歳迄、病者・片輪 無構取立、
②上・中・下・下々四段二差分ケ、男ハ穀物、女ハ白上布相懸、此外白中布^{ママ}ハ白下布、男女とも二相懸上納有之候。然ハ位付之儀、以前ハ見立を以爲相究由候処、正徳元^{康熙五十}辛卯年より、下々位ハ拾五歳より貳拾歳まで、上位ハ貳拾一歳より四十歳迄、中位ハ四拾一歳より四十五歳迄、下位ハ四拾六歳より五拾歳迄、四段二歳分ケを以被定置由候。

『里積記』には、いくつかの誤りや疑問がある。まず、アンダーライン①「万治^{順治十六}二己亥年、喜屋武親方渡海」について見ると、「雍姓家譜」四世興平の記事には「同〔順治〕十六年己亥十二月十五日、宮古島諸上納方並種々作法仕置之御使者、毛氏喜屋武親方盛勝、為筆者。翌年二月二日那覇出船而、至彼島。萬般事全、四月二日帰国」と記されている⁽⁴¹⁾。すなわち、四世興平は、1659年12月15日に喜屋武親方の筆者に任命され、翌年の2月2日に渡海し、4月28日に帰島している。喜屋武親方の仕置は、万治3年(順治17年=1660年)とすべきであろう⁽⁴²⁾。②についても、すでに見てきたように「八重山島年来記」1647年条には、上・中・下・下々の区分が見えており、喜屋武親方の仕置に基づくものではない。③の各位の分数と年齢による位区分の年は、奥武親雲上の仕置(1710年)以前には見えず、『御財制』の「康熙四拾九年」と違うが、すでに述べたように『御財制』は決定した年を記し、『里積記』は施行年を記している。年齢による位区分の実施年については、すでに仲地哲夫が疑問を呈しており、「とりあえず、年齢による区分したのは1711年としておいた」と述べている⁽⁴³⁾。しかし、論拠が不十分なため「としておいた」と曖昧な表現となっている。

(3) 『里積記』の八重山島の村位と人位「三部下ケ」について

『里積記』の「両先島上納之事」によれば、八重山島の分分位について、次のように記されている⁽⁴⁴⁾。

八重山嶋上納之儀、以前納米取立様然と不相見得由候。然処宮古嶋之格^{して}ニ、納米之内より反物御用分代引合ニて取立、頭懸之配当ニ被仰付置候。頭懸之致様ハ、布穀二上・中・下を付、布穀上之村上男女十六部頭ニ、中下之村下々男女迄三部下ケニて取立上納配分有之候。

上記の記事を整理すると、①布と穀について、村位を上・中・下に分けた、②布と穀の負担階層を上・中・下・下々に分けた、③階層差は「三部〔分〕」下げとした、となる。この

なかで注意すべき点は、階層差が宮古島は2分、八重山島3分、宮古島とは違いがあることである。『里積記』の「八重山島諸村位定 年号同（乾隆18年＝1753）」には、人位は「下下位」までと記されている。下々村と下々男女の存在を前提として、村位と人位を表にすると（表7）のとおりである。

表7 『里積記』に見る宮古島の村位・部数

部数	宮古島				
	布		穀物		
	上村階層	中村階層	上村階層	中村階層	下村階層
14			上男女		
12	上男女		中男女	上男女	
10	中男女	上男女	下男女	中男女	上男女
8	下男女	中男女	下々男女	下男女	中男女
6	下々男女	下男女		下々男女	下男女
4		下々男女			下々男女

下々村の存在を認めるならば、「十六部」を頭に「三部下ケ」を行うと論理的には下々村の下々男女はマイナス2分とならざる得ないことから、『里積記』の「三部下ケ」は、誤記の可能性がきわめて高い。「諸座規模帳」は2分下げで、16分から4分迄であることはすでに見てきた（表3）。『里積記』では、宮古島は穀物に関しては、上村上男の14分を頭に2分下げで、下村下々男は4分となっている（表8）。

表8 『里積記』に見る宮古島の村位・部数

部数	八重山島（穀物・布）				年齢 (1711年から)
	上村	中村	下村	下々村	上村の事例
16	上男女				20～40才
13	中男女	上男女			41～45才
10	下男女	中男女	上男女		46～50才
7	下々男女	下男女	中男女	上男女	15～20才
4		下々男女	下男女	中男女	
1			下々男女	下男女	
-2				下々男女	

*八重山島の布は、全ての村が上である。

『里積記』は、八重山島の階層差は3分としているが、すでに述べたよう1768年の「諸座規模帳」にも「上村上男女拾六分頭ニ^{して}式分下ケニ而、四分迄石物・布可割掛事」とある。仮に、『里積記』の「両先島上納之事」が記された時期に八重山島では下々村がなかったとしても（「八重山島諸村位定」は『里積記』本文とは筆跡が違ふことから本文はその以前に成立している可能性もある）、「寅年物成帳」成立の時点で二分半、「御財制」成立の時点（1710年）で「式部〔分〕分下ケ」となり、さらに『里積記』成立の時点〔1753年〕で「三部〔分〕下ケ」となり、さらにまた「諸座規模帳」成立の時点（1768年）で、2分下げと目まぐるしい変化を想定することは困難である。なお、近代の調査資料である「仁尾主税官復命書写」にも「三分下ケ」の文言が見られるが、同「復命書写」に記された人位の部分には2分下げ

で記されている⁽⁴⁵⁾。

このように『里積記』に記された内容は、在地の史料を丹念に読み込むことによって史料批判を行う必要がある。蔵元レベルの史料は、王府や公的機関の編纂公式史料を無批判的に扱うことの危険性を示している。

(3) 宮古島の村位・人位・分数

『里積記』には「札改切を以て、男女とも15歳から50歳まで、病者・片輪であっても関係なく取り立てる。人位は、上・中・下・下々四段に分け、男は穀物、女は白上布を懸ける。この外、白中布と白下布は男女ともに懸ける。以前は見立てて人位を決めていたが、1711年から、下々位は15歳から20歳まで、上位は21歳から40歳迄、中位は41歳より45歳まで、下位は46歳より50歳迄、4段に歳分けを行った」(原文は前掲)とある。この記載内容は、『御財制』および「宮古島仕上世座例帳」(1873年)の「高並年貢上納之事」の記述⁽⁴⁶⁾とほぼ同じ内容である。八重山島の1837年「八重山人頭税賦課台帳」の石垣村の穀・布賦課(表6)で見たごとく、白中布と白下布は実際に男性にも賦課されている。『里積記』の宮古島に関する村位・人位は、前掲(表8)とおおりである。八重山島と違って、穀に下々村がないこと、布に中村が設けられていることが特徴的である。

「里積記」等の記事は以上のおおりであるが、「宮古島仕上世座例帳」の「諸村布告〔穀—引用者〕」には、次の記述がある／は原文改行⁽⁴⁷⁾。

一、上村上男拾四人〔分〕頭ニシテ、式分下ケニテ四分迄、穀物可割掛候。尤、中布・下布者、拾式分頭ニシテ女位之事

附／一、上村上男、拾四分／一、上村中男、中村上男、拾式分／一、上村下男、中村中男、下村上男、拾分／一、中村下男下村中男へ分／一、一下村下男六分／一上中下村下々男者皆共四分

一、上村上女拾式分頭ニシテ、式分下二而四分迄、布可割掛候。尤、出米八拾四分頭ニシテ男位之事

附／一、上村上女、拾式分／一、上村中女、中村上女、拾分／一、上村下女、中村中女八分／一、中村下女六分／一、上中村下々女ハ皆共四分／一、大神・水納ニケ村ハ、上男女拾分頭ニシテ、四分迄式分下ケニテ四段。出米下布割掛候事

この内容は、『里積記』の記事と次のような異なる点を指摘できる。

- ① 上・中・下村の人位下々は、下村の下々男女と同じ四分となっており、若年者が保護されている。
- ② 布の上村上男女の分数が12分を頭としている。すなわち、人位を変えないで、分数を低くしている。貢布負担の全体量が変わらないことを前提とすれば、上村の貢布負担が減り、中・下・下々村の貢布負担が増えたことになる。
- ③ 人口が少ない離島の村大神・水納ニケ村が下村として評定されている。しかし、他村と違い、貢粟と貢布の負担分数は変わらないため、布分数は中村と同じとなる。大神・

水納が村として把握され、また1853年以降に創建された福里・西原村が加わり、『里積記』の34村から38村に増えた。

④ 来間村の穀村位が下から中にアップし、布位が上から中にダウンしている。以上を表にして整理すると、(表9・10)のとおりである。

上・中・下村の下々位が、下村の下男女と同じ4分となったのはいつからか、不明である。1830年代から1853年にかけて宮古島で天災が頻発し、飢饉が連続して発生、大きく人口が減少した⁽⁴⁸⁾。このような人口減少が、負担体系の変更を余儀なくさせたのではないかと考えている。

表9 「宮古島例帳」にみる村位・人位

宮古島					
部数	布		穀物		
	上村	中村	上村	中村	下村
14			上男女		
12	上女		中男女	上男女	
10	中女	上女	下男女	中男女	上男女
8	下女	中女		下男女	中男女
6		下女			下男女
4	下々女	下々女	下々男女	下々男女	下々男女

表10 「宮古島例帳」に見る村位

村数	村名	穀物村位	布村位	
1	1	東仲宗根村	上	上
2	2	西里村	上	上
3	3	下里村	上	上
4	4	西仲宗根村	上	上
5	5	荷川取村	上	上
6	6	久貝村	上	上
7	7	松原村	上	上
8	8	上地村	上	上
9	9	洲鎌村	上	上
10	10	与那覇村	上	上
11	11	川満村	上	上
12	12	嘉手苅村	上	上
13	13	宮国村	上	上
14	14	新里村	上	上
15	15	砂川村	上	上
16	16	友利村	上	上
17	17	福里村	上	上
18	18	保良村	上	上
19	19	新城村	上	上
20	20	野原村	上	上
21	21	長間村	上	上
22	22	比嘉村	上	上
23	1	大浦村	上	中
24	2	島尻村	上	中
25	3	佐和田村	上	中
26	4	長浜村	上	中
27	5	国仲村	上	中
28	7	仲地村	上	中
29	6	伊良部村	上	中
30	1	狩俣村	上	下
31	2	仲筋村	上	下
32	3	塩川村	上	下
33	1	池間村	中	下
34	2	前里村	中	下
35	3	西原村	中	下
36	1	来間村	中	中
37	1	水納村	下	下
38	2	大神村	下	下

おわりに

先島蔵元レベルの史料を活用して、村位・人位・分数について検討し、近世初期にはじまった「頭懸」制度は、近世中期の奥武親雲上の仕置(1710~1712年)が最も大きな転換点であることが明らかになった。これまで筆者は、1660年の喜屋武親方の仕置によって「頭懸」の骨格が決まったと考えてきたが⁽⁴⁹⁾、訂正しなくてはならない。村位と人位・分数は近世初頭からあったと考えられるが、一定不動のものではなく、時勢の変化のなかで変更を余儀なくされている。奥武親雲上の仕置で重要なものは人位を年齢によって区分したことであり、これによって役人の不正(鬮賈)も減少したと考えられる。また、王府(公的)編纂物の活用にあっても、在地史料との校合に基づき慎重な史料批判を行う必要があることが明らかになった。

宮古島の村位には、来間村の穀村位が下から中にアップしたこと、新村の創建があったこと以外、大きな変動は見られない。しかし、人位については、18世紀後期以降に全ての下々位が4分となっている。これが人口対策(未婚者の保護)として行われたとすれば、1830年代以降であろう。八重山島は、18世紀以前には、男と女の位が同一であっても負担差があったが、18世紀になって男女間の負担差はなくなった。また18世紀初頭以降、八重山島においては、近世中期以降人口が急速に増大し、人口の多い村から少ない村あるいは荒蕪地へ百姓の移住政策(寄百姓)が行われ、新村の創建が頻繁に行われた⁽⁵⁰⁾。しかし、1771年の乾隆大波(明和の大津波)に多くの死者が出、そして18世紀に入って、風土病のマラリア猖獗地帯で新村創建が行われたことから、大幅な百姓の人口減少という大きな社会変動があった⁽⁵¹⁾。八重山における村位や人位の変動は、このような社会変動とも関係していると思われる。

注

- (1) 人の位については、近世文書では、個々の位についての呼称はあるが、全体を総称した用語はない。本稿では、近代文書「一木書記官取調書」のなかで「人位」と使用されていることから(『沖縄県史 第14巻 雑纂1』、琉球政府、1965年、570頁)、この用語を用いた。
- (2) 「正頭」は、「正人」とも記される。なお、「頭懸」(人頭税)の概要を把握するための文献として、拙稿「貢租(人頭税)と民衆生活」「旧慣期の宮古」「人頭税廃止運動」(『宮古島市史 第一巻 通史編』、宮古島市役所、2012年)および崎山直「人頭税とその時代」、得能壽美「古文書に見る人頭税時代」(『人頭税廃止百周年記念誌あさばな』、八重山人頭税廃止百周年記念事業期成会、2003年、所収)を参照されたい。
- (3) 山本弘文「慶長検地と石高制について」(『南島経済史の研究』、法政大学出版局、1999年)、26頁(初出は『地方史研究』第35巻5号)。なお、同氏は続けて「しかし慶長検地によって査定された石高が、農耕や公租・公課農民作得などの社会的生産や分配の基礎として、有効に機能しえたかどうかについては、かなり疑問がある」と述べている(同前)。
- (4) 拙稿「近世末期先島の貢布と市場・人口問題」(『南島史学』第八四号、二〇一六年)、二三〇頁。
- (5) 安良城盛昭『新沖縄史論』(沖縄タイムス社、1980年)、26頁(初出、『沖縄県史 別巻—沖縄近

代史辞典』、1977年、沖縄県教育委員会)。

- (6) このような史料群を「地方文書」と称するケースも見られるが、「蔵元レベルの史料」群は、近世日本の村落自治にかかる文書群とは性格を大いにことにしており、近世琉球における「地方文書」とはなにか、検討が必要であろう。
- (7) 須藤利一『沖縄の数学』(富士短期大学出版部、1972年)、同『算用棊—古琉球算法書』(古典数学書院、1936年)等。
- (8) 本稿における「八重山島」という表記は、八重山島諸島全体を指す近世の行政区分の名称である。「宮古島」の表記も同様である。
- (9) 『石垣市史叢書 22』(石垣市、2016年)、49頁。なお、句読点は引用元と同じではなく、筆者の判断で追加したり、削除したりしている。このほか本稿で史料引用ときは、句読点がない場合、筆者の判断で挿入した。また、合わせ字「㌠」は、「より」と表記した。而・者・茂などの助詞が草書体で印刷されているときは行書体にした。未活字文書を利用した場合も同様である。
- (10) 『沖縄県史料 前近代1 首里王府仕置』(沖縄県教育委員会、1981年)、275頁。
- (11) 前掲『沖縄県史料 前近代1 首里王府仕置』、279～280頁。
- (12) この部分は、貢租の内容に若干の疑問があり、史料の信頼性という点では十分ではない。
- (13) 『那覇市史 資料篇第1巻の21 近世資料補遺・雑纂』(那覇市役所、2004年)、16～17頁。
- (14) 同前、17頁。
- (15) 原文では「部」と表記されているが、八重山島に残る「八重山島人頭税賦課台帳(仮題)」や「酉年定納布并年貢割符」には、「分数」と記される。統一表記として「分」と記す。
- (16) 『石垣市史叢書 12』(石垣市、1015年)、45頁。
- (17) 同前。同書には原文翻刻文とともに現代語訳も収録されているが、筆者の解釈と大きく異なるため、大意を示した。
- (18) 首里王府派遣の官吏、現地行政に関与するとともに監督した。
- (19) 前掲『石垣市史叢書 12』、48～49頁。右傍に修正文字が記されている場合、本文の見せ消ちは削除した。
- (20) 『石垣市史叢書 9』(石垣市、一九九五年)、48頁。
- (21) 前掲、『沖縄県史料 前近代1 首里王府仕置』、175頁。
- (22) 同前、290頁。
- (23) 『石垣市史叢書 8』(石垣市、一九九五年)、72～73頁。奥武親雲上は、その後八重山島在番として、そのまま現地に赴任し、1714年に病気のため八重山島を去った(『御使者在番記』前掲、『沖縄県史料 前近代1 首里王府仕置』、242頁)。
- (24) 前掲、『沖縄県史料 前近代1 首里王府仕置』、242頁。
- (25) 同前、175頁。奥原親雲上も同年そのまま宮古島在番となり、1714年まで勤めた。
- (26) 琉球大学付属図書館蔵(同館デジタルアーカイブ宮良殿内文庫)。以下、「諸座規模帳」引用は同じ(最終閲覧日、2019年2月1日)。

- (27) 『石垣市史叢書 23』（石垣市、2017年）、49頁。
- (28) 『石垣市史叢書 7』（石垣市、1994年）、106頁。
- (29) 『沖縄県史料 前近代3 首里王府仕置』（沖縄県教育委員会、1991年）、730頁。
- (30) 『那覇市史 資料篇 第一巻の2』（那覇市役所、1970年）、90頁。
- (31) 前掲『沖縄県史料 前近代3 首里王府仕置』、715頁。
- (32) 得能壽美「〈史料紹介〉新本家文書「八重山島人頭税賦課台帳」（仮題）（『石垣市立八重山博物館紀要』第19号、2002年）。
- (33) 前掲『沖縄県史 第21巻資料篇11旧慣調査資料』、251～252頁。
- (34) 新城敏男『首里王府と八重山』（岩田書院、2014年）、213頁。
- (35) 『琉球八重山島取調書 全 沖縄研究資料 22』（法政大学沖縄文化研究所、2005年）、27～28頁。
- (36) 前掲『沖縄県史 第21巻資料篇11旧慣調査資料』、536頁。
- (37) 須藤、前掲『沖縄の数学』、120～121頁。
- (38) 須藤、前掲『算用秋一古琉球算法書』。同書はガリ刷りで、頁は付されていない。「下々／十ママ四より十九まで／上／二十歳より三十九まで／下四拾歳より四拾四まで／下／四拾五より四拾九まで」と記されている。これは、おそらく前年に賦課すべき人を確定するために用いられたのであろう。
- (39) 拙稿「史料解説一祝辰巳と沖縄・台湾」（拙著『近代日本最初の「植民地」沖縄と旧慣調査1879～1908』）、340頁。同緒言は、『旧慣租税制度』が収録されている前掲『沖縄県史 第21巻資料篇11 旧慣調査資料』には収録されていない。筆者がガリ刷り版から翻刻した。
- (40) 『那覇市史 資料篇第1巻の2』（那覇市役所、1970年）、90頁。
- (41) 『那覇市史 資料篇 第1巻7』（那覇市役所、1982年）、860頁。
- (42) この点については、拙筆前掲「貢租（人頭税）と民衆生活」（『宮古島市史 第一巻 通史編』）、131頁。
- (43) 仲地哲夫「近世中期における人頭税制の若干の問題」（『近世琉球の租税制度と人頭税』、日本経済評論社、2003年）、134頁。
- (44) 前掲『那覇市史 資料篇第1巻の2』、90頁。なお、沖縄県立図書館蔵『御當國御高竝諸上納里積記（原文編）、崎浜秀明編、1990年）、113～114頁。
- (45) 前掲『沖縄県史 第21巻資料篇11 旧慣調査資料』、524頁。
- (46) 注（43）に同じ。
- (47) 前掲『沖縄県史料 前近代3 首里王府仕置』、798頁。
- (48) 拙稿「『子年の飢饉』に関する覚書」（『沖縄文化』第66号、1986年）。
- (49) 前掲『宮古島市史 第一巻 通史編』、131頁。
- (50) 高良倉吉「近世末期の八重山統治と人口問題－翁長親方仕置とその背景」（『琉球王国史の課題』、1989年、ひるぎ社）および前掲、新城『首里王府と八重山』を参照。
- (51) 前掲、新城『首里王府と八重山』および崎浜靖「近代期八重山諸島におけるマラリア有病地の地理的環境：高島と低島の地理的環境の差異に着目して」（2014年、『沖縄地理』（41）、沖縄地

理学会)、参照。

沖縄県内のインターナショナルスクールに通う 子どもの読書記録の分析

宮 城 利佳子*

How do children who go to the international school in Okinawa learn reading English books? —The analysis of children's reading logs—

MIYAGI Rikako

要 旨

沖縄県内には、米軍関係者が多くいることから、多くのインターナショナルスクールが存在している。そして、英語教育への関心の高まりから、日本人でインターナショナルスクールへと通う子どもも増加している。インターナショナルスクールに通う英語を母語としない子どもが、英語で読書を行うようになる過程を明らかにすることは、日本の学校教育においてよりよい英語教育を実施する際の助けとなるであろう。本研究では、2人の子どもの読書記録の分析を行った。

要 約

本研究では、インターナショナルスクールに通う日本人の子どもがどのように英語で読書を行うようになっていくのかについて、2人の子どもの10年分の読書記録を基に分析を行った。その結果、子ども自身の好みによって、家にある本の中から読みたい本を選び取っていく様子が示された。そして、その選書の際には、親や先生のすすめよりも、身近な友達が読んでいることが影響することが示唆された。また、幼児用の簡単な絵本も、子どもが自分で英語を読み始める時期には役立つことも明らかになった。さらに、課題として決められた一定の時間の読書を行うことは、子どもが好きな本を見つけるきっかけになることや、電子書籍リーダーを使用することは、わからない言葉の意味を簡単に調べやすくすることにつながり、読書量を増やす可能性があることも示唆された。日本の小学校における外国語及び外国語活動においても、教室内や図書館に、様々なレベルの様々な分野の本を大量に用意しておくことで、子ども自身が自分にあった本を選ぶ助けとなると考えられる。初期の段階では、担任の先生等による読み聞かせが必要であると考えられるが、子どもが読みを習得し、本の内容に魅力を感じ始めると、指導者の英語力を超えて、語彙を身につけ、読書をす

* 小田原短期大学保育学科通信教育課程

ることが可能になってくると考えられる。

キーワード：インターナショナルスクール、読書、多読、バイリンガル、洋書

問題と目的

急速に進む国際化によって、日本人が英語力をつける必要性は、より高まってきている。そして、子どもをもつ保護者も、子どもに英語力をつけさせたいと感じるようになってきている。ベネッセコーポレーションの第1回小学校英語に関する基本調査(保護者調査)報告書(2007)によると、22.7%の保護者が小学校英語に「とても関心がある」と答え、54.9%の親が「まあ関心がある」(N=4,718)と答えており、小学校英語に対して、多くの保護者が関心を持っていることがわかる。そして、18.8%が学校外での英語学習を行っており、地域別に見ると、大都市では22.4%、中都市では21.2%、郡部では13.1%が学校外で英語学習をさせているということが明らかになっている。

多くの保護者が英語教育に関心を持っており、学校外で子どもに英語学習をさせているという状況の中で、平成20年3月に告示された小学校学習指導要領(文部科学省 2009)で小学校5年生及び6年生において、初めて外国語活動が取り入れられることとなった。そして、平成29年3月に告示された新しい小学校学習指導要領(文部科学省 2018)では、3年生と4年生を対象に年間35時間(週1時間)の外国語活動、5年生と6年生を対象に年間70時間(週2時間)の外国語科を導入することになり、小学校での英語教育は拡大している。

ここで、小学校における外国語活動が小学校学習指導要領においてどのように扱われているのかについて、平成20年に告示された小学校学習指導要領と平成29年に告示された小学校学習指導要領を比較検討することによって、整理を行う。まず、外国活動の目標は、平成20年告示の小学校学習指導要領では、「外国語を通じて、言語や文化について体験的に理解を深め、積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度の育成を図り、外国語の音声や基本的な表現に慣れ親しませながら、コミュニケーション能力の素地を養う。」としている。一方、平成29年告示の小学校学習指導要領では、「外国語によるコミュニケーションにおける見方・考え方を働かせ、外国語による聞くこと、読むこと、話すこと、書くことの言語活動を通して、コミュニケーションをはかる基礎となる資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1) 外国の音声や文字、語彙、表現、文構造、言語の働きなどについて、日本語と外国語との違いに気付き、これらの知識を理解するとともに、読むこと、書くことに慣れ親しみ、聞くこと、読むこと、話すこと、書くことによる実際のコミュニケーションにおいて活用できる基礎的な技能を身に付けるようにする。
- (2) コミュニケーションを行う目的や場面、状況などに応じて、身近で簡単な事柄について、聞いたり話したりするとともに、音声で十分に慣れ親しんだ外国語の語彙や基本的な表現を推測しながら読んだり、語順を意識しながら書いたりして、自分の考えや気持

ちなどを伝え合うことができる基礎的な力を養う。

- (3) 外国語の背景にある文化に対する理解を深め、他者に配慮しながら、主体的に外国語を用いてコミュニケーションを図ろうとする態度を養う。」としている。これらを比較してみると、平成20年告示の小学校学習指導要領では、「積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度の育成」とコミュニケーションの内容を明らかにせず、「外国語の音声や基本的な表現に慣れ親しませながら」と、慣れることを目標としているのに対し、平成29年告示の小学校学習指導要領では、「聞くこと、読むこと、話すこと、書くことの言語活動を通して」と言語活動の内容が4技能を指していることを明らかにし、「外国の音声や文字、語彙、表現、文構造、言語の働きなどについて」の知識を理解することや、「読むこと、書くことに慣れ親しみ、聞くこと、読むこと、話すこと、書くことによる実際にコミュニケーションにおいて活用できる基礎的な技能を身に付けるようにする。」と読み書きの基礎を身につけることを明記している。

小学校教育では、小学校学習指導要領に沿って、外国語活動及び外国語の授業を行う必要がある。しかし、小学校外国語活動及び外国語導入に対する沖縄県の小学校教員の意識調査（2018 大城、深澤）によると、小学校教員は外国語活動及び外国語を指導することに対してあまり自信を持っていないことが明らかになっている（外国語活動に関して、「とても自信がある」が2%、「まあ自信がある」が21%、「あまり自信がない」が60%、「まったく自信がない」が17%である。外国語に関しては、「とても自信がある」が2%、「まあ自信がある」が14%、「あまり自信がない」が59%、「まったく自信がない」が25%である。アンケートの対象者数は451人、回答数は不明である。）。そして大城・深澤（2018）は、小学校教員が外国語活動及び外国語を指導することに対して、あまり自信をもっていない要因として、教員の英語力が大きく関係しているのではないかと示唆している。これは、「とても自信がある」「まあ自信がある」と答えた者の割合が、教員が自己評価した英語力が1級の者では100%、準1級の者では57.2%、2級の者では37.7%、準2級の者では25.3%、3級の者では10.4%、4級の者では4.1%、5級の者では7.9%であったことによる（なお、大城・深澤（2018）は、教員が、自分自身の英語力を2級以上であると評価した者は、全体の15%であったとしている。）。

つまり、沖縄県の小学校教員は、小学校外国語活動や外国語を指導するのに対し、自身の英語力に不安を感じ、指導をする自信がないということが明らかになっている。

一方、公教育での英語教育の導入を待たずに、インターナショナルスクールに通わせる親も多い。特に沖縄県では、米軍基地があることにより、米軍関係者や両親のどちらかが外国籍の者を中心に、英語での教育を受ける必要性から、インターナショナルスクールに通わせる者が多い。

インターナショナルスクールに通わせる目的は、様々であり、一義的に英語教育のためだけであるというわけではない。東本（2018）は、過去に海外生活を経験し、日本へ帰国後、

子どもをインターナショナルスクールへと通わせている4家庭を対象とし、子どもの教育機関としてインターナショナルスクールを選択した理由についてインタビュー調査を行っている。そして、その結果、「多文化共生的な環境の魅力と異文化適応能力の育成」をインターナショナルスクール選択の理由としており、「単に語学力の向上や保持を目的としているのではなく、友人や先生との出逢いを通してネットワークを拡げ、言葉の背景にある社会文化的な要素に適応したコミュニケーション能力を身に付けるために、インターの学習環境を選択している」ことを明らかにしている。しかし、インターナショナルスクールに通うきっかけが何であれ、インターナショナルスクールに通うことにより、多くの子どもは、英語力も身につけている。

筆者は、2人の子どもを6年間インターナショナルスクールに通わせた経験があり、2人の子どもの英語力がこれまでの日本の中高における英語教育で身に付く英語力とは異なることを実感している。具体的にいうと、インターナショナルスクールで身に付く英語力の特徴は、英検や日本の学校の定期テストで測られるような、比較的短い高度な文章を読んで理解する力や文法力ではなく、大量の英語を読んだり聞いたりする力であるのではないかと捉えている。そこで、両親が日本人である2人の子どもが、英語で読書をするようになる過程を明らかにし、小学校教育で子どもが外国語活動及び外国語で、英語で読書を行うことができるようになるためには、どのような要素が必要であるかについて検討したい。そうすることで、小学校教員自身が英語力に自信がない場合でも、子どもが読書によって、それぞれの英語力を伸ばすことができるのではないかと考えるからである。読書によって、英語を身につけていく過程を明らかにすることは、小学校教育における外国語活動をどのように実施することが子どもと小学校教員にとって有意義であるのかについて示唆を与えると考えられる。

方法

対象A：筆者の長男であるAは、沖縄県内で出生し、9ヶ月から沖縄県内の認可外保育園に通った。その後、1歳0ヶ月時に、地域の公立保育所に入所し、3歳6ヶ月時に、私立幼稚園へ移り、4歳3ヶ月時にインターナショナルスクールブリッジプログラム（4歳児クラスが始まる前に、英語が母語でない子のみが参加する約2ヶ月のプログラム）へ参加し、6年間インターナショナルスクールへと通学し、5年生の時に、公立小学校へと転校した。

インターナショナルスクール入学以前に、英語にふれた経験はなかった。インターナショナルスクールでは、4歳児クラスの間は、日本人のエイドが常に教室内にいて、担任の先生が英語で喋ったことを日本語で伝えている。4歳児クラスの担任は、教員歴23年目のベテランであり、日本語を理解することはできるが、子どもの前で日本語を発することはない。5歳児クラスからは、エイドによる通訳はない。

Aは、本が好きで、1日中、読書をしている。乳児の頃から、読み聞かせを好み、字が読めない頃から、一人で本を眺めることが好きであった。ひらがなの読みを獲得した5歳6ヶ月から、自分で本を読むようになった。

対象B：筆者の長女であるBは、沖縄県内で出生し、1歳4ヶ月から、地域の公立保育所に通い、2歳4ヶ月時に、私立幼稚園へ移り、2歳9ヶ月時にその年に新設されたインターナショナルスクールの3歳児クラスへと入園した。そして、6年間インターナショナルスクールへと通学し、3年生の時に、公立小学校へと転校した。

インターナショナルスクール入学以前に、英語にふれた経験はなかった。インターナショナルスクールでは、当初、3歳児のみのクラスであったが、学年途中より、4歳児との混合クラスであった。4歳児クラスまでは、日本人のエイドが常に教室内にいて、担任の先生が喋ったことを日本語に伝えている。3歳児クラスの担任は、フィリピンから来たばかりであり、日本のインターナショナルスクールでの経験はなく、日本語を一切理解することはできなかった。5歳児クラスからは、エイドによる通訳はない。

Bは、読み聞かせでも、英語の本の方がいいと主張し、ひらがなの読みを獲得後も英語の本を好んで読んだ。自ら日本語の本を読むようになったのは、5年生になってからであった。

インターナショナルスクールの特徴：

A、Bの在籍した学校は、沖縄県が本土復帰する以前に設立された学校であり、A、Bが入学した時点で、設立から50年以上が経過していた。幼稚園から高校までの一貫校である。

(Aの入学時点では4歳児クラスへの準備クラスからのスタートであり、Bの入学時に3歳児クラスが新設された。)小学校は1年生から5年生までであり、中学校は6年生から8年生、高校は9年生から12年生までである。幼稚園と小学校は、各学年2クラスずつあり、1クラス15人程度である。

地域的な影響もあり、親が軍属である子も多い。(親が、軍人である場合は、基地内学校は無料であるが、シビリアンである場合は、高額の学費が必要であり、さらに空きがある場合にのみ通うことができるという制度であることも影響している。)アメリカ、日本以外に、韓国、中国、インド等、様々な国籍の子が在学している。大学院大学の関係者の子弟も多く在学している。親が英語のみを喋る家庭の子は、英語のみを喋るが、児童・生徒の大半は、バイリンガル、トライリンガルである。4歳児クラスは、最初は日本語を使用することができるが、徐々に、教室内では英語のみを使用すること、外遊びの際も英語を使用すること、と段階を踏んで、英語のみの使用へと切り替えていくように指導されている。

幼稚園では、遊びやクラスでの活動を通して、自然に英語を学ぶようにと工夫されている。ただし、ここでいう遊びは、日本の保育における遊びとは異なり、用意されているおもちゃで遊ぶことや、先生主導のゲームであることも多い。

幼稚園、小学校のどちらも、午前と午後に長い休み時間が設定されており、クラス全員が外に出て遊ぶ。ここでの遊びは、公園のように遊具で遊ぶことがメインであり、日本の保育における遊びとは意味合いが異なる。休み時間は、担任の先生は教室に残り、エイドが子どもたちと園庭へ出る。エイドは、子どもと遊ぶのではなく、子どもがルールを守っているか、

安全に遊んでいるかを見守っている。遊びの終わりに、予告はなく、笛の合図がなるとその場で動きを止める。そして、次の笛の合図で一列に並び、無言で教室へと移動するということが徹底されている。

各学期は、4学期に分けられており、学期の中間と最後に、親に対して成績表が渡される。また、年に2回、親と先生の面談があり、うち1回は、生徒自身が自分の学びをポートフォリオに入れて、親へと説明するというかたちをとっている。

小学校2年生以降は、日本語の授業があり、各自のレベルに応じたクラスで日本語を学んでいる。

当初、ESLのクラスはなかったが、A、Bが在籍した最後の年度にリタラシークラスが作られ、著しい遅れが見られる、または保護者が希望する場合、リタラシークラスでリーディングを学習することになっていた。

お昼は、給食にするか、お弁当にするか、各自で選ぶことができる。お弁当の内容も各家庭によって、大きく異なり、買ってきたお弁当やサンドイッチを持つ子もいる。食後に、自分のこぼしたものを拾うことは、ルールとして決められている。一方、清掃は、全て外部業者へと委託している。

ほとんどの生徒がスクールバス、または自家用車で通学している。アフタースクールは、学校がある日のみであり、人数も20人以下と少ない。

日本の幼稚園や小学校と同様に、遠足、学習発表会、運動会、誕生会、卒業式も行われている。但し、その活動の詳細は、日本とは異なっている。入学式は行われておらず、幼稚園は初日にクラスで短いオリエンテーションがあるのみで、そのまま通常の保育へと入る。小学校は、平日の夜に、オリエンテーションが行われる。以下に、行事について述べる。

遠足は、参加したい親のみ参加し、学校のバス、または自家用車で現地集合である。動物園や水族館等でもクラス全体でまわるということではなく、親を中心に小グループでまわり、お昼も各自が食べたい時に食べ始める。現地でお弁当を購入する者や、お金を入れて遊ぶ遊具等で遊ぶ者も多い。

学習発表会は、キリストの生誕劇であり、学校全体で一つの劇を作る。ドレスアップして、大きなホールで、歌やダンスをする。幼稚園の進級、卒園の際にもホールでドレスを着て、歌と各自の夢の発表が行われる。但し、卒園式後も通常通り保育があり、最終日は、クラスで一品持ち寄りのパーティーが開かれる。このときに持ち寄る料理は、手作りのものでも、市販のものでよい。

運動会は、幼稚園では、ファミリースポーツデイという形で、親と一緒にレクを楽しむという形態で、隣接する公園で行われる。レク後は、各自お弁当を食べ、家から持参したボール等のおもちゃや公園の遊具を使って遊ぶ。小学校は、スポーツ大会という形で、様々な競技にチャレンジしていく。但し、この競技は、事前に練習を行っているわけではなく、リンボーダンスや靴飛ばしといった遊びの要素が大きい競技である。後日、競技結果をもとに、表彰

が行われる。親の参観は自由である。

誕生会は、誕生日の子の親が、学校に食べ物を持ってきて、クラスの子に、鉛筆やお菓子が入った小さなプレゼントを配る。

日本の幼稚園・小学校とは異なる行事として、学校にパジャマを着ていくパジャマデイや、読書指導の一貫として行われるキャラクターパレード（本の登場人物に仮装する）、資金造成のために行うウォーカーソンや大規模なバザーがあげられる。

分析対象：

Aが、インターナショナルスクール入園前の2歳10ヶ月から12歳9ヶ月までの時期に、筆者が毎日、SNS上でつけていた読書記録をPDF化したものを分析対象とする。筆者はAが1歳8ヶ月時から、毎日Aの読書記録をつけており、つけ忘れた日も次の日に必ずAの読書記録をつけていた。読書記録は、読んだ本の記録と日記で成り立っている。その中で、英語の本の読書記録と関連する記述を中心に分析を行う。また、インターナショナルスクールで、その時期に行われていた指導も、あわせて分析対象とする。

Bについても、同様に、インターナショナルスクール入園前の1歳2ヶ月時から11歳1ヶ月までの時期に、筆者が毎日、SNS上でつけていた読書記録をPDF化したものを分析対象とする。Bの読書記録は、Bが出生時からつけている。同様に、インターナショナルスクールで、その時期に行われていた指導も、あわせて分析対象とする。

これらの記録を元に、A、Bがそれぞれ月ごとに読んだ本について検討する。読書量は日によって、ばらつきがあるので、月ごとの平均読書冊数や特徴を検討する。また、読書力が高まるにつれ、1冊あたりの分量が増え、冊数のみでは比較することができないため、単語数や本のレベルについても検討する。

A、Bが通ったインターナショナルスクールでは、読書指導において、AR level という指標が用いられていた。STAR Readingというテストによって子どもの読書レベルを測定し、最近接領域（ZPD）の本の中から、1冊は本を選ぶようにと指示している。そして、読んだ本の内容について、ARテストという多肢選択の内容確認テストを行い、正解数と読んだ本の長さに応じたポイントをためていくようにと指導していた。

倫理的配慮

読書記録の分析について、調査対象児であるA、BとA、Bの父親に対して、研究の目的を口頭で説明し、同意を得た。

結果と考察

各月の読書量をTable 1に示した。日によってばらつきがあるので、一月あたりの読書冊数について検討する。

Table 1 月別読書冊数

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	計	
2009年	5	24	152	18	64	22	1	49	14	33	7	29	418	
2010年	13	0	1	0	0	0	0	0	5	39	38	51	147	
2011年	51	36	74	65	111	28	61	62	62	27	33	40	650	
2012年	53	22	55	46	27	23	13	18	31	13	28	10	339	
2013年	A	10	3	10	3	1	6	4	11	26	23	10	7	114
	B	17	6	12	5	4	8	6	13	9	8	9	9	106
2014年	A	7	3	9	3	15	9	1	0	0	12	6	3	68
	B	6	8	7	6	20	14	2	0	3	10	4	5	85
2015年	A	6	1	7	1	0	5	10	2	4	4	6	6	52
	B	6	3	7	3	8	22	26	18	12	19	20	15	159
2016年	A	6	10	6	8	8	8	14	13	28	12	16	13	142
	B	11	8	8	6	25	23	42	40	6	10	5	3	187
2017年	A	22	15	28	3	10	5	4	3	15	8	5	3	121
	B	6	3	8	8	4	6	5	2	6	10	7	6	71
2018年	A	6	2	2	3	6	1	3	2	3	10	23	4	65
	B	5	8	7	5	2	1	3	2	1	4	2	1	41

Table 1 から分かるように、各月の読書冊数には、かなりばらつきがある。読書冊数のばらつきには、様々な要素が関係している。

ここで、Aが英語の読みを獲得するまで（前期）、Aにお気に入りのシリーズができ読書量が増えるまで（中期）、Aにお気に入りのシリーズができ読書量が増えた後（後期）の3期にわけ、それぞれの時期について読書の特徴を記述し、考察する。この3期に分ける理由は、周りの大人による援助の質が、これらの3つの時期で大きく異なるであろうと考えられるからである。前期は、一人で英語を読むことはできないので、周りの大人による援助が絶対的に必要な時期である。そして、中期は、一人で読むことはできるが、お気に入りのシリーズ等がなく、読書の楽しみを見いだせていない時期であり、大人が選書を手伝い、読書を促す必要がある時期である。後期は、好きなシリーズがあり、自分から読書へと向かう時期であり、大人の援助があまり必要でなくなる時期である。

(1) 前期 A、Bへの英語の絵本の読み聞かせを始めてから、Aが読みを獲得するまで
(2009年1月～2012年4月まで)

＜英語絵本の読み聞かせの始まり＞ 2008年12月～2009年2月

(A：2歳9ヶ月～2歳11ヶ月、B：1歳1ヶ月～1歳3ヶ月)

Aは、2010年1月に、インターナショナルスクールへの入園面接を受け、2010年6月に4歳準備クラスへと入園した。よって、2009年1月から2010年1月までは、インターナショナルスクールへの入園と関係なく、母親が通常の読み聞かせの一貫として、英語の絵本を読んでいた時期である。当時のAは、日本語での読み聞かせが大好きであり、一日に10回以上、絵本を読んで欲しがっていた。筆者が、2008年12月（A：2歳8ヶ月時）に、図書館から英

語の絵本を借りてくるまでは、日本語の絵本だけの読み聞かせを行っていたため、英語の絵本に対しては、当初、抵抗感があった。筆者の記録には次のようなエピソードがある。

「Aに対して、赤ちゃんの頃から読んでいた絵本の英語版を借りてきたが、Aは拒否する。赤ちゃん絵本であったため、Bに対して読むという形をとると、動物の鳴き声のところで、Aは聞きにくる。」

このエピソードより、Aは読み聞かせを聞いてはいるが、絵を見て、絵本を読んでもらうことを楽しむという状況ではなかったと考えられる。その後、筆者は、「そのうち、興味が出るかもしれない。」と考え、自然に目につく形で、他の絵本と並べて家に置き、A、Bのどちらかが持ってきたときのみ、読み聞かせるという形をとって、英語の絵本の読み聞かせを行うようになる。

また、この時期のAの英語に対する拒否感を表すエピソードとして、以下のエピソードが記録に残っている。

「レオ＝レオニの絵本である『Swimmy (1963)』が入っているDVDを図書館から借り、何度か日本語音声で見ていたものを、英語でも見せてみた。かけはじめに、Aは、『やったー、A、これが見たかったの』と見始めたものの、DVD終了後、Aは、泣いて布団まで行った。すぐに泣き止んで、お気に入りの桃太郎のCDをかけてトリクエストしたものの、なんだか悲しそうな表情。それで、私（筆者）は、『ごめんね、A、英語だったのが嫌だったの?』と聞くと、Aは『うん』と行って、ニコニコわらって、日本語で見て満足して寝た。はっきり、もう日本語と英語の区別がついているので、本人がストレスを感じずに楽しめるように気をつけなくては。」

筆者は、Aに、英語絵本の読み聞かせを楽しめるように、本人の興味に応じて読むことを強く意識している。2008年12月～2009年2月は、図書館の本が中心であり、回数もそれほど多くはない。この時期の絵本は、日本でよく読まれている絵本の英語版が中心であり、松谷みよ子の赤ちゃん絵本（『いないいないばあ』、『もうねんね』、『いいおかお』）英語版やエリック＝カールの絵本『できるかな？あたまからつまさきまで』や『くまさんくまさんにみてるの?』『パンダくんパンダくんにみてるの?』といった絵本が中心である。

<短い英語絵本を大量に購入> 2008年3月～2008年12月

(A：3歳～3歳9ヶ月 B：1歳4ヶ月～2歳1ヶ月)

母親は、Aへの誕生日プレゼントの1つとして、英語の絵本セットを購入した。日記の中で、「Aが、いないいないばあの絵本を、『dog, peek a boo』とBに対して読んであげる様子が見られた。簡単な絵本であれば、AがBに対して読んであげるのではないかと、思うので、絵本を購入したい。っていうのは建前で、ほんとは、私自身が、英語の絵本は、日本語の絵本と違って、私も読んだことがない本が多く、表現も新鮮で読むのが楽しいから、欲しい。」
「欲しいな、と思ってたら、たまたま、今日入った本屋で洋書半額セールをやっていたから、

とりあえず、買うことにする。」と記している。

家にある英語の絵本が増えたことにより、英語の絵本を読む回数が飛躍的に増加した。Aは、エリック＝カールの英語の絵本を借りてきたのをきっかけに、「これ（日本語のエリック＝カールの絵本）も、英語で（読んで）」と差し出してくることが増え、と英語の表現に興味を持つようになる。一方、セットで買った1ページに1行程度の英語が書かれた8ページ程度の短い絵本については、「これは、Bの。」と行って、「はい、Bに（読んで。）」と持ってくるが増える。

Bは、「Bの。」として渡されることが多いからか、英語の絵本をととても気に入っている。当時、日本語の赤ちゃん用の短い絵本が、家にほぼなく、Aが読む少し長めの絵本が多かった。よって、英語の絵本の方が、短くて、Bが最後まで聞きやすく、理解しやすかったことも影響しているとも考えられる。

また、この時期の4月に、筆者は大学院に進学しており、日本語、英語ともに、4月以降の読み聞かせ冊数は減少している。

その後、英語の絵本の新しいセットを買えば、一時的にAによる読み聞かせのリクエストが増えるが、やはり、Aの読み聞かせのリクエストは日本語中心であり、Bは英語の絵本を持ってくるという状態が続く。この時期、少しずつではあるが英語の絵本の読み聞かせは続いている。

この時期は、Aは、書店で購入したGraded Readers と呼ばれる子どもが自分で読めるように作られた本を気に入って、読んで欲しがる。特にBiscuitという名前の子犬が主人公の絵本を好む。Biscuit の鳴き声に面白さを感じているようであった。

一方、Bは、Aへの誕生日プレゼントに購入した1ページ1行程度の24冊セットの本が中心である。また、8月にはsight word readers という3語文の反復のみで構成されている25冊の本のセットもよく読んで欲しがる。

Aはストーリーがある絵本を好むのに対し、Bは短い単純な絵本を好む。年齢の違いによるものではないかと推察される。

<インターナショナルスクールの入園面接から入園直後> 2010年1月～2010年8月

(A：3歳10ヶ月～4歳5ヶ月 B：2歳2ヶ月～2歳9ヶ月)

筆者は、A、Bの父親が、アメリカ留学の希望があったため、Aのインターナショナルスクールへの入園を考え、1月末に入園面接を実施してもらう。面接は、校長先生によって行われ、靴や星等の絵がついたカードを見せ、できれば英語で、わからなければ日本語で答えるようにという形で行われた。面接の際に、Aは、ほとんどのカードについて、英語でも日本語でも答えずに、一枚のみ、英語で答えた。そのことについて、「英語を話す人であることは認識し、英語で答えないといけないと思ったのかな。」と筆者は推測している。その際に、「入園前に、親子で英語で遊んでおくのはとてもいいことだが、そんなに特に意識せずに、日本語の絵本

をたくさん読んであげて、普通に子育てをしていればいい。」と校長先生に言われる。オフィスにいる日本人には、「英語ができる状態で入ってくる子が多いですよ。近くにプリスクールやデイケアもあるので、そちらに通っていた方がいいです。」と助言を受けるが、「頻繁に転園させるよりも、これから、しばらく英語環境にある園に通うわけだし、そのままでもいいだろう。日本語の方が心配になるかも。」と英語の絵本の購入を控えるようになる。

そして、2010年6月にAが、4歳準備クラスへと入園する。続いて、4歳準備クラスの送迎に同伴していたBを見て、Aの4歳準備クラスのエイドをしていた先生に9月から新設される3歳クラスへ入園してはどうかと声をかけられる。8月初めに、Bも入園することになり、9月から、Bは3歳クラス、Aは4歳クラスへと通うことになる。

この時期、「園で、長時間英語で過ごしているのだから、家庭では日本語にたくさんふれさせたい。」と、日本語の読み聞かせ量が増加している。それに伴い、家で英語の本を読む機会がほぼなくなる。

<園から借りてくる絵本を中心に読書量が増えていく時期> 2010年9月～11月

(A：4歳6ヶ月～4歳8ヶ月 B：2歳10ヶ月～3歳)

Bが園から時々、本を借りてくるようになる。アメリカの優れた絵本に与えられるコルデコット賞を受賞した絵本である『Owen』や『Owl moon』等の絵本を借りてくる。

園から、毎日15分程度、親子で、英語に取り組む(絵本でも、テレビでも、やり取りでも内容は自由。)宿題が出されるようになったため、ほぼ毎日英語で読み聞かせを行う。

この時期の絵本は、<短い英語絵本を大量に購入>した時期の本に加えて、園から借りてくる本、新たに購入した絵本が中心である。Aも、英語の絵本を聞いてはいるが、Bの方が好んで聞いている。Aは、長い日本語の児童書を聞くことを好み、英語の絵本は、Bがリクエストするから一緒に聞いているという程度である。園では、クラス内に絵本コーナーがあり、毎週、図書館に行く時間がある。この時期の読書指導の詳細は明らかではない。毎月、その月のテーマにそった読み聞かせは行われている。

<最初のお気に入りのシリーズができる時期> 2010年12月～2011年4月

(A：4歳9ヶ月～5歳1ヶ月 B：3歳1ヶ月～3歳5ヶ月)

Bが借りてくる絵本によって、読書の幅が広がったことを感じた筆者は、Aの担任に対し、Aのクラスは本の貸し出しがないのかについて問い合わせる。しかし、4歳児クラスは自分の借りた本に対して、まだ責任を持つことができないとの理由で本を借りることはできなかった。それで、筆者は、A、Bのために、さらに本を購入するようになる。Bが園で借りてきた絵本や知り合いからの情報を参考に、赤い大きな犬が主人公であるCliffordシリーズや、スクールバスを使って、小学生が探検に行き、科学的な知識を学ぶMagic school busシリーズ、イギリスの英語教科書として有名なOxford reading tree シリーズをはじめとして、

様々な絵本を購入する。また、園のバザーでもたくさんの絵本を購入している。

Aは、Oxford reading tree シリーズを大変気に入る。Oxford reading treeは、ステージ1からステージ9に分かれており、主人公の兄弟が、魔法の鍵によって冒険にでるストーリーである。Aが、ステージ5、6を中心に毎日読んで欲しがらようになる。なお、公式ホームページによると、Oxford reading treeのステージ5、6は6歳から7歳の子が自分で読むレベルの本である。一冊あたりの語数も300語程度から700語程度で、これまで読んでいた英語の絵本よりも少し長めである。

なお、2010年12月に、アルファベットがどの程度読めているかについてのアセスメントが園で行われており、Aは24文字の大文字、Bは26文字すべての大文字が読めるということであった。なお、1月からは、教室では、英語のみを使用することということになっていた。ただし、当時のAの英語での発話は多くなかった。そして、3月の参観時、Aのクラスで英語ネイティブではない子の発話を筆者が観察したところ、自分に関することは、すべて、I'm a ～、I'm wantといった発話をしていて、しかし、子どもたちは、教室では英語で会話しており、保育者の指示も聞き取って活動していた。

＜お気に入りのシリーズから読書が広がる時期＞ 2011年5月～2011年8月

(A：5歳2ヶ月～5歳5ヶ月 B：3歳6ヶ月～3歳9ヶ月)

BがOxford reading tree シリーズを気に入りはじめ、好んで読んで欲しがらる。AもBも、好んで読んで欲しがらるため、ステージ7も購入する。赤ちゃん用のセット絵本をリクエストすることはほぼ無くなり、ストーリー性の高いシリーズ絵本のリクエストが増加する。Froggy シリーズ (“Froggy goes to camp” “Froggy’s baby sister” 等の何冊かの絵本。カエルの子供が主人公である。) や、Black lagoon シリーズ (“The librarian from the black lagoon” “The dentist from the black lagoon” 等のシリーズ。主人公の男の子の学校に来る転校生や新しい先生、ペット等が恐ろしいものであったらどうしようと言う男の子の想像について書かれており、最後は、普通の優しい転校生、先生、かわいいペットであったという展開のシリーズ絵本である。) 等を気に入る。特にBlack Lagoon シリーズは、A、Bともに気に入る、何度も読んで欲しがらる、シリーズすべてを購入した。筆者にとっては、Black lagoon シリーズは、見慣れない英単語が多く、少し難しく感じたが、A、Bにとっては、とても面白い本であったようである。

2011年8月頃から、筆者は、チャプターブックを何冊か購入している。その動機を、日記の中で、「A、Bが好きなシリーズがもっと増えて、語彙が増えて欲しい。絵本は一冊あたりが短くて高いので、チャプターブックに移行してくれると嬉しい。」と書いている。そして、実際に何冊かを読み聞かせているが、「絵がないと、まだ理解が難しい。私も長い英語の本を読み続けるのは大変だ。」と書いており、9月からは、また絵本に戻っている。但し、Ricky Ricotta’s mighty robot は、チャプターブックという形をとりながらも、すべてのページ

に挿絵があり、1 ページあたりの英文の量も絵本と変わらないことから、繰り返し読んでいる。

この時期の特徴は、ストーリー性のある絵本を好むようになり、好きなシリーズからどんどん読書量が増えたことである。よりよい読書環境にするために、子どもの好みに合わせて多くの本を揃え、親子で読書を楽しんでいる。

〈読みの習得へと向かう時期〉 2011年9月～2012年4月

(A：5歳6ヶ月～6歳1ヶ月 B：3歳10ヶ月～4歳5ヶ月)

この時期は、Aが5歳児クラスに進級し、園で、3 letter words とよばれる、母音、子音、母音でできた3文字の語の読みを習い始める。この時期に、Aのクラスでは、音読の宿題として、短い絵本の形をとったプリントが配られるようになる。Aは、積極的には読もうとせず、Bが読みたがる。Aのクラス、5歳児クラスからは、好きな本を読んだ後の理解度を確認するARテスト（それぞれがコンピュータを使って試験を受ける形式）が時々行われている。ただし、目標ポイントや点数が決まっている訳ではなく、小学生になった後のためにテストの練習を行う、とのことであった。

また、この時期、Aは、ひらがなの読みを習得し、フリガナがついているものであれば、何百ページもあるような児童書でも自分で読むようになった。母親である筆者は、Bに日本語の絵本も読もうと誘うが、Bは、「これがいい！」と英語の絵本ばかりを持ってくる。

音読の宿題のために、〈短い英語絵本を大量に購入〉の時期に購入した絵本を一緒に読みはじめる。

引き続き、Oxford reading tree シリーズやFroggyシリーズ、Black lagoon シリーズをリクエストすることが多いが、Aが自分で図書館から借りてくる本の割合も増えてくる。Aは、2012年2月から、園でARテストの練習が始まり、週に2冊、1冊は自分のリーディングレベルにあったテスト用の本、もう1冊は好きな本を借りることになっていた。Aは、大抵、Dr.SeussのGraded readers (The cat tin the hat cooking with the cat等) と、ノンフィクションの虫や動物の絵本を好んで借りていた。自分のリーディングレベルにあった本を借りてきてはいたが、家では、母親に読んでもらうことが多かった。

この時期も、家にある好きなシリーズを繰り返して読むことが多かった。それに加えて、2012年4月からは、家に英語の図鑑も揃えたため、図鑑も好んで読んでもらいたがるようになった。

英語の読みを習得しはじめても、自分で読みたいという様子はあまりなく、母親に読んでもらうことが多い時期であった。

ここまで、前期を7期に分けて考察してきた。その結果、母親が、A、Bの好みにあう本を多く家に揃えることで、A、Bが本への興味を持ち、読書量が増えることが明らかになった。また、短い絵本は、英語があまり分からない時期だけでなく、読みを習得した子どもが

自分自身で読む時期にも必要であることが明らかになった。そして、単語が難しいといったことを子どもは感じずに、絵やストーリーが面白いものを好むことも示唆された。

(2) 中期 Aが英語の読みを獲得後、自分から読むシリーズができるまでの時期

(2012年5月～2014年3月) A：6歳2ヶ月～8歳 B：4歳6ヶ月～6歳3ヶ月

〈自分で読み始めるが、読み聞かせも聞きたがる時期〉 2012年5月～2012年10月

(A：6歳2ヶ月～6歳7ヶ月 B：4歳6ヶ月～4歳11ヶ月)

2012年5月にAが園から借りてきた本を、一文ずつ、母親と交互に読むことを提案する。4月に小学校の国語の教科書をもらい、母親と一緒に読んだり、交互に読んだり、音読の練習をしたことで、英語でもやってみたくなくなったのではと推測される。しかし、この時期は、あまり上手に読めずに、やはり読んでもらいたいと途中で止まることが多い。

2012年7月頃から、Aが自分で音読するという量が増加する。この頃、Rhyme の概念も理解し、言葉遊びをするようになる。Spider-man phonics fun やSuperman phonics fun といったバック型のケースに12冊の本が入った短いフォニックスを身につけるための本やfolk & fairy tale easy readers (15冊のリライトされた短い昔話) を好んで自分で読む。Oxford reading tree シリーズのステージ2も自分で読むことが多い。

2012年8月頃からは、Aの音読の真似をして、Bも音読をすることが増えてくる。Bは、アルファベットはすべて読め、短い単語や、3 letter words等のいくつかの単語は読める状態である。

Aへの読み聞かせは、引き続き、図鑑が多い (First encyclopedia of seas and oceans 等)。Bは、図鑑の読み聞かせは好きではない。その場において、少しは聞くものの、他の本をめくっていたりすることが多い。Aの音読の真似をして、Bも音読の真似をすることが増えてくる。

Aが自分で音読をすることが増えるにつれて、Aに対しての絵本の読み聞かせは減少していく。Bは、これまでと同じようにOxford reading tree の中でお気に入りのシリーズをはじめとして、他にもうちにある絵本の中で好きなものを読んでもらいたがる。

2012年8月頃から、Magic Tree House シリーズの読み聞かせを始める。このシリーズは、筆者が前もってセットで購入してあったところ、スクールバス内で友達が読んでいた本と同じ本であることにBが気づき、リクエストしたからである。そして10月まで、毎日少しずつ Magic Tree House シリーズを筆者が読み聞かせる。それ以外の読み聞かせは、Aのリクエストによって、家にある絵本を読んでいる。

〈Aが自分で読むようになり、Bへの読み聞かせが中心になる時期〉 2012年11月～2013年2月

(A：6歳8ヶ月～6歳11ヶ月 B：5歳～5歳3ヶ月)

Aの読書は、学校の宿題のための音読が中心になってくる。Nonfiction の短い絵本と学校から借りてくる本が中心である。日本語での読書量が増え、英語は、促されて宿題のため

に少しだけ読むという程度である。だが、自分で読めるから、と筆者の読み聞かせをあまり聞かなくなる。

Bは、自分では眺める程度で、筆者の読み聞かせを好む。家にある絵本が中心である。

＜Bが音読をし始め、Aが黙読へと移行する時期＞ 2013年3月～2014年3月

(A：7歳～8歳 B：5歳3ヶ月～6歳3ヶ月)

2013年3月、Bも自分で読むと音読をしはじめ、毎日自分で本を読むようになる。2013年8月からは、Aは20分、Bは10分の読書が学校の宿題となり、まとまった時間、読書をするようになっていく。A、Bは、これまで読んできた短い絵本に加えて、少し長い絵本やOxford reading tree のステージ7を自分で読むようになる。さらに、Aは、Magic Tree House シリーズを自分で読み進めるようになり、20分で、本の7割程度を読み終え、次の日に残りを読み、余った時間は短い絵本を読むといったペースで読み進めるようになる。2人の本の好みが明確に分かれはじめ、家にある本のなかでも、それぞれが違うシリーズを好むようになる。

Aは、Magic Tree house シリーズの他に、Ricky Ricotta's Mighty Robot 等のシリーズを好む。また、日本の漫画の英語版も読むようになる。Aは、日本語の読書が中心であり、宿題の20分間のみ、英語を読むという状態であった。Aは、促されない場合は、英語での読書をせず、また、インターネット上にある絵本を読むサイトで読書することを好んだ。

Bは、絵本を好む。「学校で見た絵本が家にあると読みたくなる」と発言している。また、伝記漫画の英語版も好んで読む。

2014年2月、Bに日本語の本を読むように促すと、「ひらがなは読めるから大丈夫。」と嬉しそうに言って、文字を見た後、「これ、ここからこうやって読むの？（上から下に読むの？）B、目が上から下には動かない。」と言って泣く。この時期には、Bは、日本語より英語を読む方が楽に感じていた。

ここまで、中期を3つの時期に分けて、検討してきた。学校で見たことがある本、友達が読んでいた本というきっかけで本に興味を持つことが多い。子どもの手が届くところに本がある重要性が示唆された。

(3) それぞれにお気に入りのシリーズができ、読書量が増加する時期

2014年4月～2018年12月 A：8歳1ヶ月～12歳9ヶ月 B：6歳4ヶ月～11歳1ヶ月

＜読書速度がかなり速くなる時期＞ 2014年4月～2015年5月

(A：8歳1ヶ月～9歳2ヶ月 B：6歳4ヶ月～7歳5ヶ月)

筆者は、A、Bの黙読のスピードがかなり速いと感じはじめ、隣でそれぞれが読むチャプターブックを読むと、筆者とほぼ同じスピードであると感じる。そして、一度に読める量が

筆者を既に超えていると感じ始める。2014年5月には、Bが学校から本を借りてくるようになり、読書量が増加する。一方、7月から9月は夏休みで、読書の宿題がなかったことで、英語の読書がほぼ無くなる。学校からの宿題という形が、子どもの読書推進において重要であることがわかる。

＜Bにお気に入りのシリーズができ、読書量が増加する時期＞ 2015年6月～2016年5月
(A：9歳3ヶ月～10歳2ヶ月 B：7歳6ヶ月～8歳5ヶ月)

2014年6月に、Bに電子書籍リーダーを購入する。当初は、ほぼ使用していなかったが、2015年2月にJudy Moodyシリーズを5月にJunie B Jonesシリーズを学校から借りてきて、続きを読みたがるようになり、2015年6月から電子書籍リーダーを用いて、Junie B Jonesシリーズを読み始める。その後、Franny K SteinのシリーズやJudy Moodyのシリーズをほぼ1日1冊ずつ読むようになる。そして、2015年12月頃からはA to Z mysteriesシリーズ、2016年5月にはAmber Brown シリーズを気に入るようになる。

Aは、学校で図書館の先生や友達に紹介されたシリーズを、借りて持って帰ってきており、週に2冊のペースで読む。自分から読みたいというよりも、宿題だから、2冊は読むという程度である。Aは、Box car children シリーズや古典を子ども向けにリライトしたシリーズを気に入り、何度か借りてきたため、購入を提案したが、特に読みたいわけではないと言っている。Aのクラスでの読書指導としては、クラス全体で同じ本を読み、先生が読み聞かせたり、映画化されたものをみたりという活動が行われていた。自分で本を書いている活動も行われていた。Bのクラスでは、同様にクラス全体で同じ本を読むことと、本を紹介するボードを家で作って発表することが行われていた。

この時期、Bの英語での読書量はかなり増加しており、時間があると読書をするようになっていく。そして、次から次へと本の購入をせがみ、読み進めている。読書のきっかけは、友達が読んでいたということが多く、筆者が薦めた本は、数分読んで、やめてしまう。

一方、Aは時間があると、日本語で読書をするが、英語では宿題の時間だけである。

＜Aも電子書籍を用いるようになり、A、Bが自分で本を購入したがる時期＞

2016年6月～2018年12月

(A：10歳3ヶ月～12歳9ヶ月 B：8歳6ヶ月～11歳1ヶ月)

Aは、2016年6月にインターナショナルスクールが夏休みに入り、そのまま沖縄県内の公立小学校へと転校したが、もっと読書力をつけて欲しいと思っていた筆者が、夏休み期間中も20分～30分の読書をするようにと、Warriors シリーズを紹介し、読ませた。最初の2冊は、Bの電子書籍リーダーを借りる形で読んでいたが、2016年7月には、A専用の電子書籍リーダーを購入した。当初は、読む速度も遅く、1日30分のみであったため、1冊を読むのに10日程度かかっていたが、次第に夢中になり、3日に1冊程度のペースで読むようになり、

外伝や短編も含めすべてのWarriorsを読むことになる。Warriorsは猫が主人公のファンタジー作品であるが、非常に厚い本であり、語彙レベルも、ARレベルで5.4～6.3と当時4年生が修了したばかりのAにとっては難しい本であった。このシリーズを読みはじめてから、Aの読書量は大幅に増加した。Warriosを読んで疲れたら、Wimpy kidシリーズを読むという姿がよく見られた。その後、何度も、WarriorsやWimpy kidシリーズを中心に再読を行う。

その後は、日本語の本を多く読む時期が時々あり、一時的に、英語の読書量が少なくなることはあるものの、好きなシリーズを再読している。最近では、2018年5月～11月にかけては、Harry potterシリーズをすべて読み、その後も、筆者からの紹介を受けたシリーズを中心に読書をしている。一方、WarriorsやWimpy kidは今でもよく再読している。

Bは、引き続き、気に入ったシリーズを繰り返し時間があると読んでいる。しかし、シリーズをすべて読んでしまうと、なかなか他のシリーズを読むことがなく、再読が多くなり、全体として読書量が減少する。2016年8月には、学校で見たことがあるとの理由で、Horrible Harryシリーズをすべて読んだ。その後は、読むのがないと、新しい本を読むことを渋っていたが、とりあえず、20分～30分、新しいシリーズを読むように提案し、The Naughtiest girlシリーズを読ませたところ、大変気に入って、シリーズすべてを読破し、その後、同じ作者のMalory towersシリーズ、St Clare'sシリーズと読み進んでいる。同じ作者の他のシリーズは、一度は読んでも再読することはなかったり、途中で読むのをやめたりと気に入ることはなかった。寄宿舎というテーマが好きだということなので、同じテーマの児童書を探してみたが、やはり、一度のみ、または途中でやめている。半年程、他の児童書を読むことがなかったが、友達から紹介され、2017年8月から、Land of storiesシリーズをすべて読んでいる。大変長い本であり、一冊読むのに1週間程度かかっていた。間に、少しずつ読むシリーズはあるが、Malory Towersシリーズ、St Clare'sシリーズ、Land of storiesシリーズを現在も繰り返し読んでいる。Bによると、「同じのを何回も読んでたら、後で分かることもあるし、だんだん分かってくる。言葉も覚える。」とのことである。子ども自身が満足するまで再読することを大事にしつつ、読書の幅を広げていく工夫が必要であろう。

この時期の、A、Bの読書について整理すると、子どもがすすんで読書を行うには、好きなシリーズとの出会いが重要であることがわかる。そして、好きなシリーズと出会うためには、周りの大人や友達による紹介が必要であり、ある程度、課題として取り組むことも有効であると考えられる。

ここまで、後期を3つの時期に分けて、検討してきた。この時期では、子どもが、本を用意している筆者の読書力を超えるスピードや量を読めるようになってきている。当初は、1日20分、課題として読ませているが、本自体が子どもにとって興味があるものであれば、読書量

が増加するということが示唆された。その際、子どもにとって、少しの時間、忍耐を持って読めば面白くなる本である必要があり、子どもが理解できる文章でなければならない。

さらに、学校から借りてくる本は、子どもにとって、家にある本とは異なる特別な意味を持っており、読書の幅が広がるきっかけとなっている。学校の先生は、子ども一人ひとりの読書力にあった本を適切に手渡すことで、子どもの読書力をつける助けとなるであろう。

また、電子書籍を用いることで、子どもが未知の語彙と出会った時に、その単語を長押しするだけで、英英辞書で意味を調べることができる。そして、読み終えた際には、シリーズの次の本や関連する本が提示され、子どもが次の本へと自然に向かうことができる。シリーズの本を続けて読むことで、読書速度もますます増加していることも明らかになっている。

総合考察

この論文は、日本人家庭からインターナショナルスクールに通う2人の子どもの読書がどのように変化しているのかについて、読書記録を元に分析を加えたものである。その結果、子どもの選書は、子ども自身の好みによって、家にある本の中から選び取っていく様子が示された。そして、その選書の際には、親や先生のすすめだけではなく、身近な友達が読んでいたということが影響していた。また、幼児用の簡単な本も、子どもが自分で英語を読み始める時期には役立つ。そして、1日10分、20分と決められた時間、読書を行うことで、徐々に、語彙が増え、読みがスムーズになっていくことが明らかになった。さらに、電子書籍を利用することで、わからない語彙に対するストレスが軽減され、より語彙レベルの高い読書を行うことができ、話の面白さに引き込まれて、シリーズを読み進めていくうちに、読書レベルが高まっていく様子も明らかになった。

よって、日本の小学校教育における外国語及び外国語活動においても、教室内や図書館に、様々なレベルの様々な分野の本を大量に用意しておくことで、子ども自身が読書へと向かうと考えられる。初期の段階では、担任の先生等による読み聞かせが必要であると考えられるが、子どもが読みを習得し、本の内容に魅力を感じ始めると、指導者の英語力を超えて、語彙を身につけ、読書ができるようになってくる。その際、タブレット等の使用も効果的であると考えられる。

但し、この研究は、母親が記録できた読書のみであり、子どもが学校や母親の目に届かないところで読んだ本については正確にカウントできていないわけではない。また、新しい本については、子どもが母親に購入を依頼するため、把握することができるが、再読についても、全てカウントできていないという課題が残る。今後、子どもに読んだ本の全てを記録してもらうという工夫を行って検討することを今後の課題としたい。

さらに、本研究では、家庭における子どもの読書支援についての分析が中心であり、学校の読書指導については子どもから得た情報しか分析できていない。学校の先生に対して、イ

インタビューを行い、どのような読書指導を行っているのかについての全体像を把握し、日本の読書指導との比較を行うことを今後の課題としたい。

引用文献

About oxford reading tree

<https://www.oxfordowl.co.uk/for-home/find-a-book/oxford-reading-tree-levels/>

2018年12月31日確認

ベネッセ (2006) 第1回小学校英語に関する基本調査(保護者調査) 報告書 <https://berd.benesse.jp/global/research/detail.php?id=3182> 2018年12月30日確認

東本 裕子 (2018) 海外生活を経験した家庭が子供の教育機関としてインターナショナル・スクー

ルを選択した理由:4家庭によるインタビュー調査から 人文社会科学論叢 (27) 97-108

文部科学省 (2009) 小学校学習指導要領 平成20年3月告示 東京書籍

文部科学省 (2018) 小学校学習指導要領 平成29年3月 東洋館出版社

大城賢 深澤真 (2018) 小学校外国語活動及び外国語導入に対する小学校教員の意識：小学校教員

に対するアンケート調査の分析 琉球大学教育学部紀要 93 53-67

本文中に取り上げた絵本及び児童書

Leo Lenoi (1963) swimmy Knopf Books Young Readers

松谷みよ子 (2006) いないいないばあー英語版 アールアイシー出版

松谷みよ子 (2006) いいおかおー英語版 アールアイシー出版

松谷みよ子 (2006) もうねんねー英語版 アールアイシー出版

Eric carle (1999) From head to toe, Harper Collins

Bill Martin Jr (1996) Brown bear, Brown bear, What do you see?, Henry Holt books for young readers

Bill Martin Jr (2006) Panda bear, Panda bear, What do you see?, Henry Holt books for young readers

Linda Ward Beech (2007) Sight Word Readers: Learning the first 50 sight words is a snap!, Scholastic teaching resources

Alyssa Satin Capucilli (2005) Biscuit Storybook Collection, Harper Festival

Kevin Henkes (1993) Owen, Greenwillow books

Jane Yolen (1987) Owl moon, Phinomel books

Jonathan London (2005) Froggy's baby sister, Puffin books

Jonathan London (2010) Froggy goes to camp, Puffin books

Mike Thaler (2008) The dentist from the black lagoon, Cartwheel books

Mike Thaler (1997) The librarian from the black lagoon, Scholastic

Dav Piley (2000) Ricky Ricotta's Mighty robot, Blue sky

Bonnie Worth (2003) The cat in the hat: Cooking with the cat (Dr.Seuss), Random house books for young readers

Violet Findley, Kama Einhorn (2009) Folk & Fairy tale easy readers: 15 classic stories that are just right for young readers, Scholastic teaching resouces

Lucy Rosen (2010) Spider-man phonics fun, Festival

Lucy Rosen (2012) Superman phonics fun, Harper Collins

Ben Denne (2011) First encyclopedia of seas & oceans, Usborne books

Mary Pope Osborne (2008) Magic tree house1 Dinosaurs before dark, Red fox

Megan McDonald (2010) Judy Moody Goes to College, Candlewick

Barbara Park (1992) Junie B. Jones and the stupid smelly bus, Random house books for young readers

Jim Benton (2004) Lunch walks among us (Franny K.stein, mad scientist, Simon & Schuster books for young readers

Ron roy (1997) A to Z mysteries: The absent author, Random house books for young readers

Paula Danziger (2006) Amber Brown is not a crayon, Puffin books

Erin Hunter (2009) Warriors#1: Into the wild (Warriors: The prophecies begin), HarperCollins

Jeff Kinney (2012) Diary of a wimpy kid, Puffin

J.K.Rowling (1999) Harry Potter and the Sorcerer's stone, Scholastic paperbacks

Enid Blyton (2010) The naughtiest girl: Naughtiest girl in the school Book1, Hodder Children's Books

Enid Blyton (2016) The twins at St Clare's, Hodder Children's Books

Enid Blyton (2016) Malory towers collection1, Hoddder Children's BOoks

Chris Colfer (2012) The land of stories : the wishing spell, Little, Brown books for young readers

先住民族と迷惑施設に関する研究 —沖繩から見たカナダ・ケベック州のクリー人とウラン鉱山—

吉 井 美知子*

A Study on Indigenous People and Troublesome Facilities —The Case of the Cree people and Uranium mining in Quebec, Canada, viewed from Okinawa —

YOSHII Michiko

要 旨

カナダ・ケベック州では先住民族クリー人の反対によりウラン鉱山開発が中止された。本研究では、クリー人が鉱山開発反対に回った経緯、その意見を尊重して中止を決定したケベック州政府、さらにはその根拠となった協定を中心に中止の経緯を明らかにした。そして米軍基地の建設が進む沖繩からの視点で、この事件を分析してみた。

キーワード：ケベック州、カナダ連邦政府、ウラン鉱山、クリー人、ストラテコ事件

はじめに

1. 研究の背景

沖繩では日本政府により、新たな米軍基地の建設工事が進められている。度重なる国会議員選挙や県知事選挙で、建設反対を公約に掲げる政治家が当選しても、沖繩人の意向を顧みることなく工事が進む。2018年12月現在、2019年2月に実施予定の辺野古基地建設の賛否を問う県民投票に向けて準備が進められているが、政府はその結果に関係なく工事を進めるとしている。

一方、カナダ、ケベック州ではストラテコ社により推進されていたウラン鉱山開発が2014年、州政府の意向により中止となった。現在、同社による賠償訴訟が続いているが、地元の

* 沖繩大学人文学部国際コミュニケーション学科 yoshii@okinawa-u.ac.jp

先住民族クリー人が反対しているとの理由で開発が止まっている状況である。

日本とカナダは歴史的にも政治的にも、まったく異なる経緯で国が成り立っている。そこで米軍基地やウラン鉱山という迷惑施設を押し付けられる沖縄人とクリー人にも、その立場や認められている権利に大きな違いがあることは容易に想像できる。さらに、米軍基地は日本の安全保障に必要といわれ、米国との外交関係や地域の安全保障にも関連する。片やウラン鉱山は世界の原発や核開発に使用される原料を産する場であり、ケベック州やカナダ連邦の経済発展に資するものといえるだろう。

このように両者に大きな違いはあれども、一人ひとりの住民にとって大切な先祖伝来の土地や海の自然環境が破壊される心の痛みは共通ではないか。沖縄人自身やその子孫の明日の生活が騒音、流れ弾、航空機の部品落下や墜落、ひいては戦争の標的になり命が危険にさらされる恐れが生じることは、クリー人にとってウラン鉱山残土により川や湖が汚染され、自身やその子孫の生活や健康に支障を生じることと本質的な違いはないと考える。

そこで本研究では、沖縄では沖縄人が反対しても基地建設が止まらないのに、ケベックではなぜクリー人が反対してウラン鉱山開発が止まったのか、どのような両者の背景の違いがこの異なる結果を導いているかに着目した。アジアと北米、まったく異なる文化や歴史的経緯のなか、何か共通する普遍的な論点が見出せるのではと思ったことが研究の出発点である。

2. 研究の目的

迷惑施設は先住民族の土地に建てられることが多いことは、周知の事実である。ベトナムでは初の原発が、先住民族チャム人の地であるニントゥアン省に計画されていたが2016年に白紙撤回となった¹。北米大陸では、多くのウラン鉱山が米国コロラド、サウスダコタ、ワイオミング、ニューメキシコ等の州を中心に広がるが、それらの大部分が先住民族の土地である。

本研究がフィールドとするカナダにおいてもこの事情は例外ではなく、操業中のウラン鉱山はすべて同国サスカチュワン州に位置するが、やはり先住民族の土地に立地している。しかし同じカナダにありながら、ケベック州にはウラン鉱脈が多くあるなかで操業実績は皆無である。しかもその現状に一石を投じるはずであったストラテコ社のモンオティッシュ・ウラン鉱山開発計画は、2014年に頓挫している。

本研究では第一に、このケベック州のウラン鉱山開発に関し、どのような状況で頓挫に至ったのか、いわゆる「ストラテコ事件」と呼ばれる事件の経緯を明らかにしたい。

第二には、計画中止の背景となった「ケベック州」の存在を中心に、カナダ国内の他の州と大きく異なる伝語圏であるという特徴が、どのようにこの事件に関連しているのかを説明したい。

そして第三には、第一、第二において明らかにされたストラテコ事件が、長らく沖縄で問題となり現時点でも進行中の米軍新基地建設と何がどのように共通で、何がどのように異なるのかを、歴史的、社会的側面から明らかにしたいと考える。

本研究により、先住民族による迷惑施設の開発が中止されたカナダ・ケベック州のウラン鉱山の事例が、同様に先住民族²の土地に計画されている米軍基地というまた別の迷惑施設

に対し、どのような普遍性を持つのかを見出し、それが沖縄人や沖縄県民への参考や励ましとなることを期待している。

3. 研究の方法

カナダの概要や同国のウラン鉱山の状況については、文献調査を行った。特にカナダもしくはケベック州に日本からの投資を呼び込む目的の、JOGMAC（独立行政法人 石油天然ガス・金属鉱物資源機構）の文献が役に立つ。ケベック州の政治的社会的な位置づけについては英語文献の和訳を参照するとともに、2016年3月、モントリオールにて実際に専門家を訪問して聴き取り調査を行った。

クリー人に関しては英語文献の仏訳Morantz (2017) や異文化理解教育のための絵本Noël ed al. (2018) を参照した。前者では白人の出現から毛皮取引、そして鉱物開発に至る時代のクリー人の生活や社会の状況が詳細に描かれている。また後者は子ども向けとはいえ、クリー人の概要を理解するためのポイントが分りやすく押えられている。

また2018年9月、クリー人コミュニティを訪問し博物館を見学するとともに、ウラン鉱山反対運動を主導した人々から聴き取りを行った。モンオティッシュの鉱山現場までは行けなかったが、近辺の湖や狩猟基地を見学することでおよそのイメージが掴めた。

ストラテコ事件に関しては、ラヴァル大学のIgnacchiti (2016) が先行研究として参考になった。モントリオール在住の英語系カナダ人で、専門家の立場からウラン鉱山反対運動を主導してきたゴードン・エドワーズ (Gordon Edwards) からの聴き取りも、2016年と2018年の2回に渡って実施している。

セティル在住の反対運動家マルク・ファファール (Marc Fafard) からは、ケベック最初のウラン鉱山開発計画の反対運動の様子を聴き取った。

以上の聴き取りおよびフィールド調査の概要を表1に掲げる。

表1 調査の概要（筆者作成）

聴き取り対象者・見学場所	概要	調査の日付	場所
1 ゴードン・エドワーズ Mr. Gordon Edwards	数学者、英語系ケベック人、オンタリオ州出身、NPO “Canadian Coalition for Nuclear Responsibility” 創始者	2016年3月15日 2018年9月20日	モントリオール市内の自宅
2 クリー文化研究所 Institut Culturel Cris Aanischaakamikw	クリー人の民俗文化を展示する博物館。政府補助金によりクリー人が運営、400名が住むコミュニティに建つ	2018年9月21日	クリー人コミュニティ、ウジェ・ブグムー (Ougé-Bougoumou) 村内
3 ミスティッシニ (Mistissini) 村内および周辺	村内の様子、食堂、ホテル、ミスティッシニ湖畔、郊外の狩猟基地等。アイザーホフ氏が案内	2018年9月21日	
4 ショウン・アイザーホフ Mr. Shawn Iserhoff	ミスティッシニ出身のクリー人、33歳、ケベック州公務員	2018年9月22日	ミスティッシニ村内の自宅
5 リチャード・シカピオ Mr. Richard Shecapio	ミスティッシニ出身のクリー人、41歳、元村長	2018年9月22日	同上、アイザーホフ氏自宅
6 クリスチャン・ラルーシュ &シルヴィ・コーション 夫妻 Mr. & Mme. Christien Larouche & Sylvie Cauchon	シブガモ (Chibougamau) 在住の仏語系白人夫妻。夫は元炭鉱勤務、妻は民泊経営	2018年9月23日	シブガモ郊外の民泊兼自宅
7 マルク・ファファール Mr. Marc Fafard	セティル (Sept-Îles) 在住の反ウラン鉱山運動家	2018年9月25日	モントリオール・P.トリュドー空港ロビー

I. マトゥーシュ・ウラン鉱山開発計画－開発する側の視点－

1. カナダのウラン鉱山

カナダは2012年のデータによると、オーストラリア、カザフスタン、ロシアに次いで世界第4位のウラン鉱石埋蔵量を誇る（Ressources naturelles Canada）。また2015年のデータではウラン鉱石産出量では、世界全体の16.2%を産出して第2位を占める（JOGMEC, 2015）。

産出量の85%は輸出に回り、残りがカナダ国内の原発の燃料等として使用される。広島と長崎に落とされた原爆の原料も、もとはカナダから産出されたものである。

現在採掘されているウラン鉱石はすべて、カナダ西部、サスカチュワン（Saskatchewan）州の鉱山から産出する。ウラン含有率の高い良質の鉱石が出ると同時に、鉱脈が地上に近く、露天掘りが可能であるという特徴がある（上村2001:258）。同州北部のマッカーサーリバー（McArthur River）、シガーレーク（Cigar Lake）、ラビットレーク（Rabbit Lake）などが主たる鉱山である。

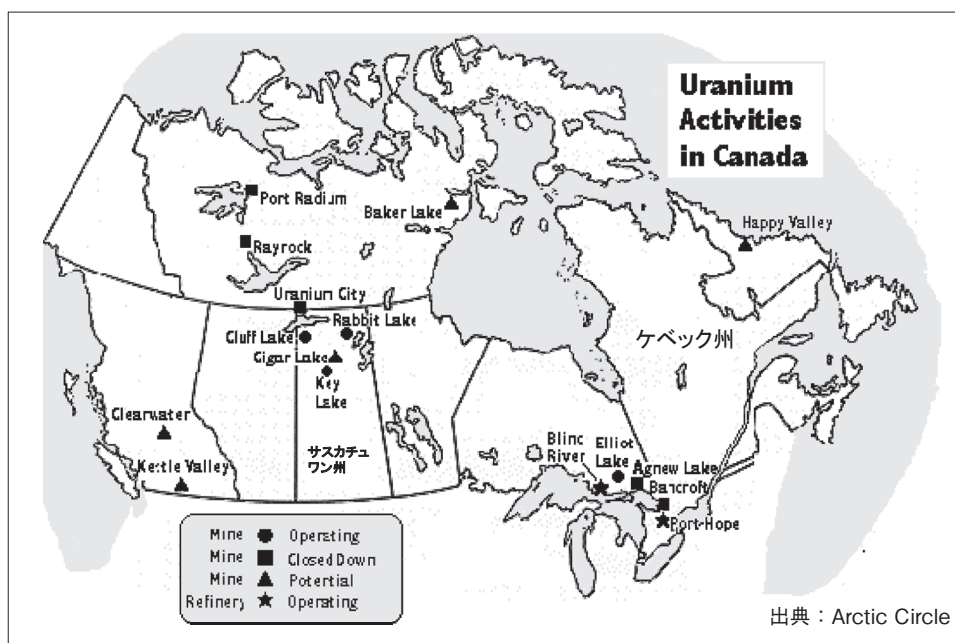


図1 カナダの州別地図とウラン鉱山の位置

2. ケベック州のウラン鉱山

カナダにおけるウラン鉱石の採掘はサスカチュワン州のみで行われているが、ケベック州にもウラン鉱脈が随所に存在している。図2にその分布を示す。中央にある“Otish”（オティッシュ地域）と記された部分が、本研究で取り上げるストラテコ事件の現場である。

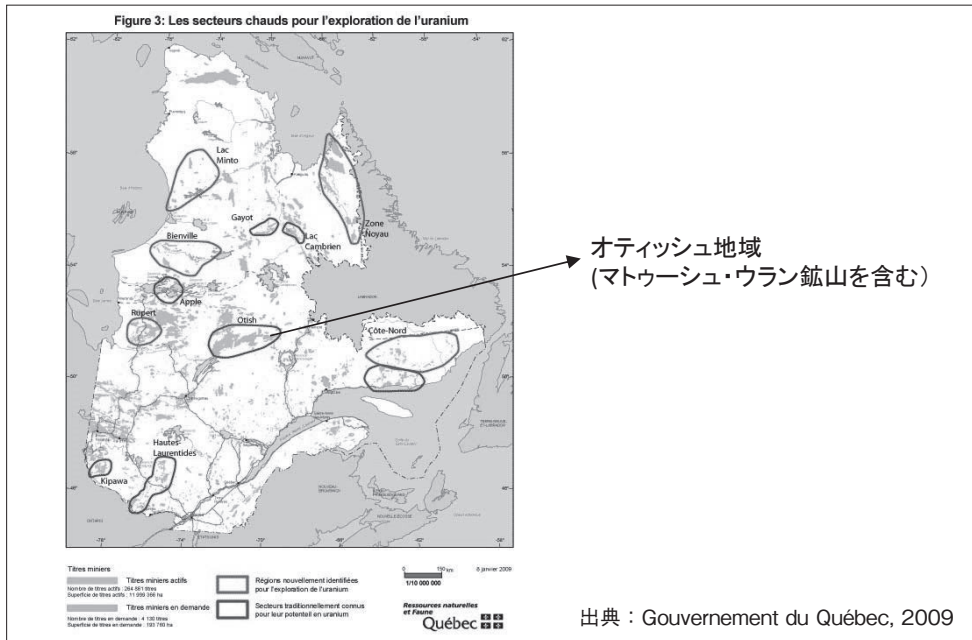


図2 ケベック州のウラン鉱脈の位置

ケベック州で最初にウランの試掘が行われたのは、モントリオールからサンローラン河を下った河口近くにある、“Secteur Sept-Îles”（セティル地域）である。聴き取り対象のファファールによると、最初は賛意を表明していた地元の先住民族にフランス系のファファールが危険性を説明、2009年に立ち上げたSept-Îles sans Uranium（ウランなしのセティルに）という団体を通してネットワークを広げ、政治家にまで意見を上げて廃案に追い込んだという。なおこの地の先住民族はクリー人ではなく、メティスとイヌイトである。

図2には16ヶ所ものウラン鉱脈がケベック州内に図示されていて、最初の1ヶ所を廃案に持ち込んだ功績は大きい。その詳細については今後の課題とし、本研究では最新の1ヶ所であるオティッシュ地域に注目したい。

3. ストラテコ事件

(1) 位置

ストラテコ (Strateco)³⁾は、マトゥーシュ・ウラン鉱山開発のためにケベック州に設立された会社の名称である。実体のないペーパーカンパニーであるとゴードン・エドワードは述べる。仏原子力公団のアレヴァ (AREVA) 社の資本が入っている。同様の証言はマルク・ファファールからも得られており、ケベック州のどの鉱山も州外の企業が運営しているとの由であった。

鉱山のあるマトゥーシュ (Matoush) はケベック州のモンオティッシュ (Monts Otish) に位置し、クリー人のテリトリーにある。ここでストラテコ社が2006年よりウラン試掘を開

始、ケベック州初のウラン鉱山として開発を目論んだ。

場所はフランス系人の住む炭鉱基地シブガモ (Chibougamau) の町から北へ275 km、最も近いクリー人自治体であるミスティッシニ (Mistissini) の村から北東に210 kmに位置する。ケベック州最大の都市モントリオールからは、北に700km以上離れている。

鉱山はケベック州内の行政区である17地域のうち、北ケベック地域に位置する。北ケベック地域は州面積の55%を占めるが人口は0.5%に過ぎず、タイガやツンドラが広がっている (写真1参照)。マトゥーシュは針葉樹林と無数の湖水が広がるタイガ地帯にあり、クリー人自治地域としてイユー・イスチ (Eeou Istchee)⁴が治めている。

ウラン鉱山までは年中使えるような道路が通じていないため、ストラテコ社では2010年から現場に長さ1.3 kmの滑走路を設置、空路でつないでいた。

(2) 許認可

この場所でのウラン鉱脈については、すでに1980年代初頭よりドイツ系の会社によりその存在が明らかにされていた。本格的な試掘開始に当り、ストラテコ社はまず2005年にカナダ連邦政府より認可を受け、同時にカナダ原子力安全委員会 (Commission Canadienne de Sureté Nucléaire, 以下CCSNと記す) から開発許可を得た。

しかしストラテコ社にとっては連邦政府だけではなく、州政府からの許可も必要であった。本格的な開発の推進に当って、持続的開発・野生動物および公園の環境省 (Ministère du Développement Durable, de l'Environnement de la Faune et des Parcs以下 MDDEFPと記す) による決定だけが不足していたのである。ケベック州政府からの返答がないまま試掘を重ねるうちに、2013年ついに同社は裁判に訴え、州政府に対して開発の可否を明確に返答するように促した。

(3) モラトリアム

2013年3月、訴訟を受けてMDDEFPはモラトリアム、すなわちウラン鉱山開発許認可の一時停止を発表する。同時に、ウラン鉱山開発に伴う先住民族への環境および社会的影響のインパクトを評価するように「環境公聴局」(Bureau d'Adiencés Publiques sur l'Environnement, 以下BAPEと記す) に命令した。州政府の発表にはケベック州内のいかなるウラン鉱山も、BAPEの決定を経ずして推進してはならないと明記しており、ストラテコ社にとってはどうしてもBAPEの認可を得る必要が生じて厳しい状況になった。

(4) 環境公聴局 (BAPE)

モラトリアムに従って実施されたBAPEの結論は、マトゥーシュ・ウラン鉱山開発計画には社会的受容性が甚だしく欠けているとするものであった。背景には、1975年にカナダ連邦政府がクリー人と締結した「ジェームズ湾・北ケベック協定」(Convention de la Baie-James et du Nord québécois) がある。協定が、あらゆる鉱山開発には先住民族の歴史的、社会的、経済的、そして土地の使用方法に関する状況に配慮すべしと定めているからである。

いわば、連邦政府レベルの協定、そしてそこから定められていった憲法に則り、州政府が

主導してクリー人をはじめとする先住民族と協議した結果、ウラン鉱山開発は反対多数で否決されたのであった。

なおこの公聴局では、本研究で聴き取りを行ったエドワーズ・ゴードンも参加していて、開発に反対する論文を提出している。開発側に偏った公聴ではなかったことが、このことから窺える。

(5) 探鉱中止と賠償請求訴訟

2013年以降、BAPEの結果を受けてケベック州政府が探鉱認可の発行を拒否し続けたため、2014年6月、ストラテコ社は探鉱キャンプの閉鎖に追い込まれた。同社はこの時点までに既に1億2,300万カナダドル（当時のレート1CAD=94.237JPYで換算すると約116億円）の投資を行っていた。

2014年12月、ストラテコ社はケベック州政府を相手取り、同州上級裁判所に総額1億9,000万カナダドルの損害および金利賠償請求訴訟を起こした。ミスティッシニ元村長のシカピオによると、2017年6月に上級裁判所にてストラテコ社の敗訴が確定、同社は最高裁へ上告した。2018年9月の時点では、最高裁判決の日取りは未確定との由であった。



写真1 湖水と針葉樹林の広がるシブガモ上空
C.St-Pierre撮影



写真2 アイザーホフ氏(左)とシカピオ氏(右)
C.St-Pierre撮影

II. ウラン鉱山開発中止の経緯－先住民族の視点－

1. 先住民族

先住民族に関しては2007年に「先住民族の権利に関する国連宣言」(UN, 1972)が発表され、国際的に手厚い保護が謳われているが、カナダではそれ以前、1982年の憲法ですでにカナダの先住民とはインディアン、メイティ、イヌイトであると明記している。

後から入植した欧米人が、先にいた人々を先住民として認め憲法でも規定があることは、

日本の状況と大きく異なる。また、岸上によるとカナダでは一般にカナダ連邦政府が先住民問題を担当しているが、唯一の仏語圏の州であるケベックでは、他と異なり、州政府が州内に住む先住民に深く関与しようとする傾向があると述べている（岸上 2006：120）。このことは本研究で取り上げたウラン鉱山問題の際にも顕著に見られる。

カナダを構成する州のひとつであるケベック州では現在、先住民としてインディアン、メイティ、イヌイットが居住している。現在のカナダではインディアンの代わりにファーストネーションズという呼称が使われることが多い。メイティはフランス系植民者との混血の人々である。またイヌイットはかつてエスキモーと呼ばれていて、極寒地に居住している（同掲書：119）。

本研究の取り上げるウラン鉱山開発問題では、このケベック州の10グループを数えるファーストネーションズのうち、アルゴンキングループに属するクリー人が大きくかかわっている。

2. 先住民族と核の植民地

上村は世界各地でこれまで実施されたウラン鉱山や核兵器開発が、必ずといってよいほど頻繁に、各国の先住民族の地で行われている実例を列挙して、それらの地域を「核の植民地」と呼んでいる（上村 2001：216-273）。

上村によると世界の大部分のウラン鉱山が先住民の地に位置しているのは、単なる偶然ではなく、農耕地や牧草地になりそうな肥沃な土地を入植者に占領され、やむなく追い立てられて住むようになったものである（同掲書：252）。そして断言する、「地球上のいかなる場所にも『安全』なウラン鉱山は存在しない」（同掲書：252）と。

ウラン鉱山は原発の燃料や核兵器の原料としてウラン鉱石を産出するものだが、商品となる鉱石を取り出した跡に、放射能を含む多くの残土が出て土地や水を汚染する。ファファールによると、ケベック州のウラン鉱山はどれも水源地に位置していてそれが人の住む地域へ向って流れていくようになっている。ところがカナダで唯一ウラン鉱山が稼動しているサスカチュワン州では、鉱山のある水源からの水の流れが北方の海に向っており、五大湖やサンローラン河などの人の住むところへの影響が少ないため、先住民族の同意が得られやすかったという。

3. クリー人

クリー人（英語：Cree、仏語：Cri）はファーストネーションズに属する民族で、その人口は2015年の統計でケベック州内に18,535人となっている。また、クリー人はケベック州だけでなく、オンタリオ、マニトバ、サスカチュワン、アルベルタ等の各州にも広く分布する。ウラン鉱山が稼動しているサスカチュワンの現場にも、一部でクリー人コミュニティが存在している。

クリー人は狩猟民族である。その祖先は数家族単位で小さなグループでまとめ、トナカイ、野鴨、ビーバー等の狩猟をしたり、湖や河川で魚を採って移動しながら生活していた。

欧州から白人が入って来ると、その要求に応じて毛皮の売買が始まる。17世紀から19世紀にかけては、狩により入手した動物の毛皮を商人に売ることによって収入を得る生活となった。一部ではジェームズ湾岸の取引所近辺に定住して、白人に雇われる者も現れた。

本研究の対象であるモンオティッシュ周辺は、このクリー人の狩猟場であり、英国人によって立てられたハドソン湾会社がこの地域を含む、広い地方の毛皮取引を仕切っていた。

現在のケベック州には9ヶ所のクリー人コミュニティが存在し、自治が認められている。そのうち5ヶ所がジェームズ湾岸に位置する海岸の町であり、4ヶ所が内陸部にある。内陸のうちの1ヶ所、ミスティッシニがマトゥーシュ・ウラン鉱山に最も近い。

4. マトゥーシュ・ウラン鉱山開発計画とクリー人

(1) 調査の概要

2018年9月に実施したフィールド調査により、元ミスティッシニ村長のリチャード・シカピオの聞き取りを行うことができた（写真2参照）。氏は同村出身の41歳、2010年から2018年まで、ちょうどストラテコ事件の最中に村長を務めていたことになる。

村の人口は4,000人、外から派遣されてくる医療職や教育職のような数人の例外を除き、全員がクリー人である。

(2) 突然の計画

ストラテコ事件の始まりは、2006年、ストラテコ社によるマトゥーシュでの土地取得から始まる。もともとクリー人には土地私有という観念がない。しかしトラップラインシステム（trap line system）と呼ばれる約束事が存在し、家族ごとに狩猟や漁の縄張りを定めている。マトゥーシュのトラップラインの権利を認められているクリー人家族が、周囲のクリー人に知らせないまま秘密裏にストラテコ社と会合、ウラン鉱山と知りながら開発に同意した。そこで同社は試掘を開始する。

2008年になって初めて、この事実が周囲のクリー人に知られるが、大多数の人々はウラン鉱山がどういうものかという認識さえ持ち合わせていなかった。

(3) 環境インパクト調査

2009年、ストラテコ社は法律に従い、環境インパクト調査（Environmental Impact Study, 以下EISと記載する）を実施、ここでの住民を交えた全体会合で初めて、計画を心配するクリー人が現れる。それでもいまだ少数で、開発の是非は、2010年の村長選でシカピオ氏が選出されたときの争点にさえもなっていない。

シカピオによると、このEISが進められる過程で、1975年に締結されていたジェームズ湾・北ケベック協定が大きくものを言った。協定には「クリー人の権利は尊重されなければならない」との規定があり、そのおかげで、開発の是非の決定にはクリー人の参加が必要となったのだ。

2009年後半から2010年にかけて、クリー人からの意見聴取があった。当初は2010年9月をもって終了のところ、クリー人側より同年11月までの延長を申し入れて認められた。

(4) 投資申請検討会

クリー人が延長を申し入れたのは、最後の意見聴取前にカナダ連邦政府主催の投資申請検討会（Apply Funding Review, 以下AFRと記す）にクリー人代表も参加し、ウラン鉱山についての知識を得たからである。AFRには原子力専門家、カナダ原子力安全委員会CCSNのメンバー、水資源の専門家らが招聘されていて、クリー人からはウラン鉱山の技術的側面に関して多くの質問を投げることができた。

もちろんストラテコ社側でも、一生懸命に安全性の説明に努めたが、結局クリー人はこの会合への参加を契機に、長老を中心として非常に積極的な反対運動を始めることとなった。またクリー人の若者たちも、将来を見据えて問題を注視するようになった。

(5) 最後の公聴会とその後

2010年11月23日、ミスティッシニで最後の公聴会が開催された。この場でミスティッシニが計画反対を公式に表明、ストラテコ社の開発計画は暗礁に乗り上げることとなった。その後、同社側では何とかクリー人の意見を変えようと、サスカチュワン見学ツアーを実施したり、逆にサスカチュワンの先住民をミスティッシニに招聘したりと、あの手この手で意見を翻えさせようとしたが、クリー人の反対意見は変わらなかった。

(6) 反対運動

当時の村長シカピオは、「計画を止めるためにできることは何でもやった。」と述懐する。若者グループの先頭に立っていたショウン・アイザーホフ（Shawn Iserhoff）によると、たとえばクリー人ばかり15人が集まり、ミスティッシニからケベック市、モンリオールの800 kmに渡る全行程をすべて徒歩で回り、鉱山反対のデモを行ったという。

反対運動と聞くと、日本の原発反対運動を例に、僻地の村落が賛成反対の2つに分断された地域破壊が思い浮かぶ。アイザーホフ氏によると、ミスティッシニ村民4,000人のうち400人ほどは計画賛成に回ったそうだ。それでも8割が反対に回っていたことで、村全体が2つに割れるというほどではなかった。

また、鉱山現場から2番目に近い白人の町シブガモでは、7,000人の町民の多くが賛成に回った。これによりクリー人同志の対立というよりは、クリー人対白人の対立が地域で深まったという。

Ⅲ. 沖縄から見たケベック州ウラン鉱山の開発中止

1. 開発中止のキポイント

以上第Ⅰ章および第Ⅱ章で見てきた経緯により、マトゥーシュ・ウラン鉱山の開発は中止の状態が続いている。さまざまな許認可手続きが繰り返されるなか、ストラテコ社にとって最も衝撃となり、中止のキポイントとなったのはどのような条件であったのか。

「地元のクリー人が反対したから止まった」というのは簡単だが、その反対意見がどのように効力を持ち、すでに多額の投資が行われていた計画を中止に導いたのかを分析する必要

がある。それは2018年12月現在、「沖縄県民の多くが辺野古埋め立てに反対しているのに工事が止まらない」理由を分析するのに重要なポイントとなる。

シカピオによると、もちろん自身を含めて多くのクリー人が反対したからという理由は脇に置いておいて、中止のキイポイントは「ケベック政府がクリー人の意見を聞いて反対したから」である。II 4. (3)で言及したAFRにおいて、カナダ連邦政府、CCSN、ケベック政府という三者のステークホルダーのうち、まず連邦政府は開発に賛成であった。これは2005年にすでに連邦政府から許可を得ていたというIの記述と合致する。

さらに第二の主体であったCCSNはというと、これは日本の原子力規制委員会に相当すると思われるが、日本と同じくおよそ推進派の政府が集めてきた推進派の専門家で成り立っているであろう。連邦政府と同様に2005年にはストラテコ社に許可を出していることからわかるように、開発に賛成した。

問題となるのが第三のケベック政府である。シカピオによると、ケベック政府は環境上の問題点と地元コミュニティとの関係を理由に反対をした。「クリーネーションの合意を得ることが開発の条件である」とAFRで宣言したのである。そしてその根拠として挙げられたのが、1975年締結のジェームズ湾・北ケベック協定であった。ここに鉱山開発に関してクリー人の決定権が認められているのである。

さらに、カナダ連邦政府とケベック政府との関係も重要な背景となる。歴史的に、カナダは英国とフランスの両方が進出して植民地とするなか、英仏の争いで前者が勝利し、英連邦中の一国として独立した経緯がある。

そのなかで、もとヌーヴェル・フランスと呼ばれていた現ケベック州は、唯一のフランス語を公用語とする州である。1960年代には独立運動も起こっている。その後、連邦憲法に「独自の社会」として認められ、フランス語を公用語とする連邦内でも特別な州と位置づけられる。

また原発を例にとると、カナダ全土で19基の原発が稼動するなか、ケベック州には廃炉中の2基しかない。州北部で水力発電が進み、州内で電気が余っているという事情もあるが、もともと50基が予定されていたところを住民が反対してすべて止めてしまった。2016年に増設計画を破棄し、完全な脱原発を謳っている州である。

このように中央である連邦政府に抗うという特色が、ストラテコ事件でのケベック州の態度の背景にはあったと考えられる。そこには中央への対抗と同時に、自州内の先住民族への温かいまなざしが感じられる。これこそが、日本政府が沖縄についてよく言う「地元住民に寄り添う」ということではないだろうか。

2. 沖縄から見て

さて、以上のようなカナダ・ケベック州でのウラン鉱山開発中止の経緯と理由、背景を沖縄から見ると、どのような共通点や相違点が挙げられるだろうか。

(1) 迷惑施設

まずケベック州でのウラン鉱山が沖縄での米軍基地に該当し、両者ともに迷惑施設である

といえる。個別具体的に言えば、例えば本研究で取り上げたマトゥーシュ鉱山が、建設中の辺野古新基地に当るであろう。

なお本研究のフィールド調査に当たり、カナダでの聴き取りの協力者に研究テーマの「迷惑施設」を“NIMBY facilities”と英訳、あるいは“installations NIMBY”と仏訳して伝えたところ、強い異議を唱えられた。“NIMBY”という表現では、「ウチの裏庭には要らない。他所に造ってくれ。」という意味になるが、「我々は、マトゥーシュ鉱山がコミュニティに近いから、あるいはケベック州にあるから反対しているのではない。世界中のどこにも要らないという主張である。」との由であった。

翻って沖縄の米軍基地は、やはり“NIMBY”と呼べるであろう。本土の日本人の多くが在日米軍基地の必要性を認めていて、それを自分の裏庭ではない沖縄に新設することに無関心であるようだからだ。

(2) 先住民族の反対

地元先住民族の反対についてはどうか。クリー人は先住民族としてカナダ連邦憲法で認められている。そして多くが鉱山計画に反対した。

沖縄がその一県であるところの日本では、憲法はおろかどのような法律にも、沖縄人が先住民族であるとは認められていない。政府見解でも先住民族ではないとなっている。また当の沖縄人のなかにも、例えば豊見城市議会のように、「先住民族ではない」と宣言しているところもある。

しかし、先住であってもなくても、沖縄人の多くが辺野古の埋め立てに反対しているという事実は明確であろう。その具体的な証拠は、2019年2月に予定されている県民投票で示されるであろう。クリー人が800 kmの鉱山反対デモ行進をしたのであれば、沖縄人は基地のゲート前で何百日も座り込んでいる。

(3) 推進する連邦政府

カナダ連邦政府は、ストラテコ社からの申請をすんなり認可して、鉱山開発を推進する姿勢である。これは辺野古の場合の、日本政府に該当する。事例が基地であるため民間企業が申請するわけではないが、仏アレヴァ社の大きな資本参加が推測されるストラテコ社と、米国の意向という両者ともに外国が絡んでいるところは共通である。

カナダ連邦政府はお手盛りのCCSNを立てて専門家に推進寄りの意見を出させている。これはほとんど自然環境保護の用をなさない、日本政府によるお手盛り環境アセスメントと共通している。こうして両政府ともに、計画推進の形を整えているのである。

(4) 先住民族の意見を尊重するケベック州政府

このケベック政府という存在が、前項でみたように、開発中止のキポイントとなっていた。そしてこれに該当するものが、大変残念なことに沖縄にはない。沖縄県がこれに当るかといえば、あまりにも条件が異なる。首長が住民の選挙で決定することは同じでも、連邦制を取るカナダと、中央集権の進んだ日本とでは、州と県の権限が異なる。

その証拠に、県知事が反対を表明しても基地の埋め立て工事は進んでいる。ケベック州がノンと言った鉱山採掘は止まった。内部が先住民と白人系で分かれているとしても、一緒になって中央に抗う強さがうらやましい気がする。

(5) ケベック州政府が中止の根拠としたジェームズ湾・北ケベック協定

ケベック州は連邦政府と抗うに当って、法律文書を根拠として挙げた。それが1975年に連邦政府がイヌイット人およびクリー人と締結したジェームズ湾・北ケベック協定であった。

これに該当するものが沖縄にない。日本国憲法で認められている生活権、基本的人権、地方自治権等はすべて、憲法の上位にあるとされる日米安全協定でご破算になっている。沖縄県が再三の訴訟で闘っても、三権分立が徹底していないかのように見える日本の司法ではなかなか展望が開けない。

おわりに

「はじめに」でも述べたように、外国軍隊の基地とウラン鉱山は、迷惑施設であることは共通してもその背景は大きく異なる。そして日本とカナダは建国の歴史的経緯や、現在の政治形態においてもまったく違っている。

「新世界」と呼ばれ欧州から白人が乗り込んだ北米大陸には、何千年も続く先住民の社会がすでに出来上がっていた。新しかったのは白人にとってだけの話である。そこに近代国家や農耕、工業や商品経済が持ち込まれ、クリー人をはじめとする先住民の生活は大きく変化した。毛皮を売ることでも小麦を入手し、食糧とするようになった。乱獲により狩猟の獲物が減少して餓死者が出たり、欧州から持ち込まれた伝染病が流行って人口が激減したりという数々の受難と変革を経て、今日に至っている。

白人側には、自分たちが後から入ったという強い自覚があるのだろう。そこには先住の人々の近代化に貢献したという自讃と同時に、「えらい迷惑をかけてしまった」という後ろめたさもあるのではないか。そしてその罪の意識が、憲法での先住民保護規定につながり、ジェームズ湾・北ケベック協定につながり、さらにはケベック州によるウラン鉱山開発中止決定につながったのではないだろうか。

民族的にも文化的にも、沖縄人は本土人に近いという条件がある。クリー人が今も日常的に話し、読み、書いているクリー語を英仏語と比べると、その差は日本語とうちな一ぐちの差とは比べ物にならない。そこで沖縄人は先住民ではないという議論が生まれ、日本も批准した「先住民の権利に関する国連宣言」の対象外とされる。

本研究で取り上げたクリー人とウラン鉱山の事例が沖縄から見て何か参考になるとすれば、それは、人口2万人にも満たない先住民が、そのうち4,000人が住む村で行った反対運動により州政府を動かし、国際資本が国家と結託して推し進めるウラン鉱山開発を止めるまでに至ったというその成果の大きさであろう。同時に先住民にしっかりと寄り添い、中央のカナダ連邦政府に抗ったケベック州政府の姿勢には感銘を受ける。

沖縄にもこのような民主主義の発露が生まれることを期待したい。

謝 辞

調査に協力して下さったクリー人のShawn Iserhoff, Richard Shecapio両氏、英語系ケベック人のGordon Edwards氏、仏語系ケベック人の Marc Fafard氏に心よりお礼申し上げます。

本研究は2018年度沖縄大学特別研究助成費（学術研究奨励費）によって遂行された。ここに記して貴重な支援にお礼申し上げます。

参考・引用文献

- Arctic Circle, <http://arcticcircle.uconn.edu/SEEJ/Mining/> (2018/12/29)
- Bratt, Duane (2012) *Canada, the Provinces, and the Global Nuclear Revival: Advocacy Coalitions in Action*, McGill Queens University Press
- Cook, Ramsay (1994) 「カナダのナショナリズム－先住民・ケベックを中心に」 三交社、[原書] *Canada, Qubec, and the Uses of Nationalism* (1986) McClelland & Stewart Inc.
- Gagnon, Alain G. & Iacovino, Raffaele (2012) 「マルチナショナリズム－ケベックとカナダ・連邦制・シティズンシップ」 彩流社、[原書] *Federalism, Citizenship, and Quebec* (2006) Univeristy of Toronto Press
- Edwards, Gordon (2010) *A Critique of the Strateco EIS of October 2009 for the Underground Exploration Program of the Matoush Property*, http://www.ccnr.org/GE_Critique_EIS.pdf (2018/12/21)
- Gouvernement de Québec (2009), <https://mern.gouv.qc.ca/mines/quebec-mines/2009-02/uranium.asp> (2018/12/24)
- Gouvernement Régional d'Eeyou Istchee Baie-James (2017) *Guide Touristique Officiel 2018-2019*
- Ignacchiti, Tom (2016) *L'exploration et l'exploration des mines d'uranium au Québec depuis l'affaire Strateco (Uranium mining in Québec in the aftermath of the Strateco Case)*, DRNE, Université Laval, <https://www.drne.ulaval.ca/en/uranium-mining-quebec-aftermath-strateco-case> (2018/12/21)
- 石川一雄 (1994) 『『独自の社会』としてのケベック－民族的独自性認知の壁－』『政治学の諸問題 IV 紀要19』専修大学法学研究所、pp.75-104
- JOGMEC独立行政法人 石油天然ガス金属鉱物資源機構 (2015a) 「ケベック州の投資環境調査 2015年」 http://mric.jogmec.go.jp/public/report/2015-12/quebec2015_all.pdf (2018/12/21)
- JOGMEC独立行政法人石油天然ガス金属鉱物資源機構 (2015b) 「カナダ鉱業の現状」平成27年度第7回JOGMEC金属資源セミナー資料 <http://mric.jogmec.go.jp/public/kouenkai/2015-11/>

- 20151124_04.pdf (2018/12/25)
- 為替ラボ (2014) <https://カナダ円.com/2014/> (2018/12/28)
- 岸上伸啓 (2009) 「16 先住民－ケベックの原住民の歴史と現状－」『ケベックを知るための54章』明石書店pp.119-126
- Morantz, Toby (2017) *Attention! L'homme blanc va venir te chercher : L'épreuve coloniale des Cris au Québec*, Presses de l'Université Laval, [original version] (2002) *The White Man's Gonna Getcha :The Colonial Challenge to the Crees in Quebec*, McGill-Queen's University Press
- Noël, Michel & Roberge, Sylvie (2018) *Je découvre et je comprends Les Cris*, Éditions ANZOU Ressources Naturelles Canada, Gouvernement du Canada, <https://www.rncan.gc.ca/energie/uranium-nucleaire/7696#production> (2018/12/24)
- 上村英明 (2001) 『先住民の「近代史」』平凡社選書
- 上村英明 (2008) 「『先住民の権利に関する国連宣言』獲得への長い道のり」『PRIME』Vol.27, 明治学院大学国際平和研究所、pp.53-68
- UN (1972) 《United Nations Declaration on the Rights of Indigenous People》
http://www.un.org/esa/socdev/unpfii/documents/DRIPS_en.pdf (2016/10/27)
- 吉井美知子 (2016) 「日本の原発輸出とベトナムの先住民への人権侵害」東アジア共同体研究所紀要、第2号、那覇、pp.75-87
- Yoshii, Michiko. (2016) Indigenous Cham People and the Nuclear Power Plant Project in Vietnam, Cahier d' études vietnamiennes, No.24, Université Paris Diderot Paris 7, pp.83-109
- 吉井美知子 (2018) 「先住民と迷惑施設に関する研究－ベトナム・ニントゥアン省周辺のチャム人を事例に－」『地域研究』No.22、沖縄大学地域研究所、pp.111-130

注

- ¹ ベトナムのチャム人と原発建設計画については、吉井2016、2018を参照のこと。
- ² 沖縄人を先住民とすることには異論もあるが、本研究では国連の定義に照らして先住民ととらえて論を進める。
- ³ Ressources Strateco inc. 186, rue de Normandie, suite 106 Boucherville (Québec) J4B 7J1, CANADA Tel: (450) 641-0775, info@strateco.ca
- ⁴ 仏語で“Baie-James”, 英語で“James Bay”と訳され、クリーネーションの名称となっている。

沖縄の集落における子育ての共同組織に関する研究（その5） —名護市・仲尾次幼稚園の元保育士からの聞き取り—

嘉納英明*

A nursery school study in the community of Okinawa (V) —Interview with former nursery teacher—

KANO Hideaki

要旨

上地富子は、戦前から夏季休業中の時には、字仲尾次の季節保育にかかわりを持ち、戦後は、公民館から子どもの世話を依頼された。当時の公民館幼稚園の保育士は、無資格者が圧倒的に多く、保育士の手当は、保護者と集落の負担であった。仲尾次の公民館幼稚園の保育士は上地のみであったが、運動会やお遊戯会等の幼稚園の行事は、住民の理解と協力により運営された。

キーワード：集落 子育て 保育士 字幼稚園

1. はじめに

戦後沖縄の集落共同社会では、子育ての教育組織として字（区）立の幼稚園が設立され、就学前の幼少の子どもたちの保育・教育活動を担っていた。筆者は、これまで名護市の宮里幼稚園を事例として取り上げ、同園の設立の背景や活動状況について（元）保育士や保護者からの聞き取りを行ってきた。宮里幼稚園の事例によって明らかになったことは、保育・教育活動を担っていた保育士と保護者の関係が良好に築かれ、字公民館の理解と協力によって運営されてきたことであり、また保護者にとっての同園の位置づけは、単に子どもを預ける施設としてとらえられているのではなく、保護者と保育士の交流の場であり、保護者の居場所的な機能を有していたことであった⁽¹⁾。さらには、幼稚園の保育士は、かつては名護町の幼稚園会を組織化し日常的に個々の園活動の交流と促進を図ったり、合同運動会を実施した

* 公立大学法人 名桜大学国際学群教授

りすることで、ひろく地域教育実践活動を積み重ねてきた⁽²⁾。その意味でも、幼児園会は、就学前の保育・教育活動の充実を進め、保育士の資質の向上に大きな貢献をしてきた。

ところで、名護の市街地からやや離れた集落ではどのような教育活動が営まれてきたのであろうか。小稿は、当時の名護町と隣接していた羽地村の仲尾次集落の公民館幼稚園（のちに幼児園）に注目する。戦後の公民館幼稚園で活動していた保育士は高齢化のため聞き取り調査は困難になりつつあり、また物故された方も少なくない。今回、公民館幼稚園の時代から幼児園に移り変わるまで保育士として活動された、上地富子（昭和3年生）さんの協力により戦後の仲尾次の幼児教育の実相の一断面を描くものである。なお、インタビューの内容は、文章化し、本人と内容の確認を行った。

本稿では、以下、戦後の仲尾次の状況と字幼稚園の成り立ちの背景を素描したのち、上地富子さんへの聞き取りの内容を記述した。

2. 沖縄戦後の仲尾次の状況と字幼稚園

(1) 戦後の仲尾次

字仲尾次は、名護市街地から北東へおよそ6 kmの位置にある。集落の北寄りを国道58号線が東西に走り、南東の山の手寄りに公民館、神アシャギ、拝所等がまとまり、北西には景勝地羽地内海がある。仲尾次は、明治期には羽地間切（村）の経済、交通、文化の中心地として栄え、馬場、旅宿が設立され、港には山原船による交易もあった。大正期には、ブラジル移民や日本本土への炭坑出稼ぎ、紡績出来稼ぎも盛んであった。集落内には、入院室を兼ね備えた二つの医院があり、大通りには、旅館・宿泊所、ソバ屋、ダンパチ屋（理容室）、風呂屋、写真屋、本屋、質屋、郵便局、駐在所等もあった。住民は、生活に必要な品々は集落内で事足りる状況であり、生活に不便さを感じることはなかった。とりわけ、住民にとって身近な施設は、村屋（むらや一、公民館）であり、字仲尾次の公民館は大正14年に現敷地に移設され、アマデー瓦（屋根の裾周りを瓦で葺き、上部の方を茅葺にする方法。資産家の自宅は同じ工法が採用された）作りであった。この村屋は、戦災を生き延び焼け残ったが、1951年（昭和26）、木造瓦葺の区事務所（公民館）に代わった。この区事務所は、仲尾次農協の初代建物となり、さらにその後公民館広場に移設され、仲尾次幼稚園の園舎となっている。区事務所（公民館）が仲尾次幼稚園の場となったのは、農協の建物として活用された後であるが、実際の戦後の幼児を含む子どもの教育活動は、戦後初期から始まっていた。『仲尾次誌』は、次のように描写している⁽³⁾。

昭和20年6月末、沖縄戦終結で山を下りた人々は、焼け野が原と化した集落で放心状態にありながらも子供たちの教育を心配した。仲尾次の中心地（348番地ミーヤ付近）に米軍が設置した収容施設（野戦テント）を利用し、幼児や児童を集め、手づくりの教材、教具を利用して教育にのり出した。

また、上地富子さんに取材した新聞記事には、次のような記述がある⁽⁴⁾。少し長いが、引用しておく。

上地さんは昭和21年、名護高校の前身である田井等高校の一期生として卒業すると同時に仲尾次部落の幼稚園の先生になった。現在人口が約一千人しかいない同部落は、当時戦争で山原に避難していた中、南部の人たちが寄り集まり、園児も7、8百人にふくれあがっていたという。先生も12、3人いたようだが、避難民がだんだん引き揚げ、先生は上地さん一人になった。その後も戦前の公民館を利用し、部落の4、5歳児を対象に、一人で幼児教育に心血を注いできた。

4年前に真喜屋小学校に幼稚園ができたのに伴い仲尾次部落の幼稚園はなくなってしまったが、同部落は総会で幼稚園にかわるべき幼児園の開設を決め、引き続き上地さんに子供たちの世話を頼んだ。上地さんの幼児教育にかけるこれまでのひたむきな姿が部落の人たちの心をとらえ、部落経営の幼児園が誕生したわけで、現在、3、4歳児を対象に23人（男11人、女12人）の子供たちを預かっている。

上地さんは子供たちと一緒に歌や遊戯、折り紙を折ったりして毎日仲よく遊んでいる。教育信条の一つに自然とたわむれることをあげ公民館の裏山で子供たちを思う存分遊ばせている。

戦後の早い時期から、仲尾次の集落では、幼少の子どもを対象とした活動が始まり、その後、公民館を活用しての幼稚園や幼児園につながるが、この点は、次節の上地富子さんの聞き取り内容でも確認することができる。なお、仲尾次では、戦前、農繁期の忙しい時期に保育活動が行われていたが（季節保育）、戦後も、公民館幼稚園として復活・再生したのである⁽⁵⁾。

(2) 仲尾次の公民館幼稚園

戦前戦後の仲尾次の公民館幼稚園に関する資料は、上述の『仲尾次誌』等に限られ、散逸しているが、仲尾次の集落を含め沖縄全域の「幼稚園に類する幼児施設調査」が1963年に琉球政府文教局により実施されている。同調査は、仲尾次を含め羽地村の公民館幼稚園の実態について報告している⁽⁶⁾。

「幼児施設調査」によると、羽地村内には、13の施設が字に存在し（そのうちの1園は、教会に設置）、仲尾次幼稚園は、最大の園児数である。各園とも1クラス1保育士である。年齢別の幼児数をみると、3歳児5名、4歳児13名、5歳児27名、6歳児以上45名、計90名である。一人の保育士が90名の園児を世話している状況である。保育時間は午前9時から12時までの午前中であり、ミルク給食もあった。他の多くの公民館幼稚園がそうであったように、区長は幼稚園の園長を兼ねていたが、仲尾次幼稚園の場合も同じであった。また、保育士の手当は、区の負担と保護者負担である。仲尾次幼稚園の場合、園舎は専用であり（12坪）、

園に隣接して図書室がある。遊具として、滑り台、ぶらんこ、砂場があり、オルガン、紙芝居用具、絵本、蓄音機もあり、当時の公民館幼稚園としては整備がなされていた。

3. 聞き取りの内容

被インタビューー 上地富子（昭和3年生） 仲尾次出身

調査日 2017年9月26日（火）於：高齢者向け住宅 あかがーら（名護市）

嘉納 本日は、貴重な時間を割いて頂きまして、ありがとうございます。上地さんが、長年、仲尾次の幼稚園と幼児園の保育士をしていたこととお聞きしまして、今回、ゆっくり話を伺いたいと思い、こちらに来ました。また、上地さんの娘さんも同席頂き、大変感謝致します。では早速ですが、いくつか、質問させてください。上地さんは、仲尾次の出身ですか。

上地 はい。私の生まれは仲尾次で、育ちも仲尾次ですね。羽地の小学校を卒業して女学校に行きました。戦前は、一高女、二高女、三高女とありましてね。ここには、三高女があったんですよ。自宅から自転車で通っていましたよ。学校まで二里の距離がありました。結構な道のりでした。試験前になると、片手でハンドルを持って、もう片手で教科書を持って走って。私は、昭和17年に三高女に入学して、戦後、田井等地区にあった田井等高校（現在の名護高校）の卒業になったんですね。入学は三高女だったんだけど、戦争があったので、卒業は今の名護高校になったんですね。もう、入り混じっているね。

嘉納 上地さんの仲尾次の子どもの関わりのきっかけとは、何だったんですか。

上地 戦前、女学校に通っていた時、部落の農繁期には、子どもを集めて世話していましたね。午前中は、子どもたちを遊ばしていました。親は、田んぼ、キビもありましたからね。女学校では、子どもの世話の仕方とか、色々勉強していましたので、夏休みには、部落で子どもの世話をしたんですよ。私たちには夏休みはなかったですよ、子どもの世話をしたりしたので。当時の女学生は、夏休みは、自分の部落で子どもの世話をよくしていましたね。

嘉納 戦争が終わって、公民館の幼稚園で働くようになったきっかけは、何だったんですか。

上地 戦争が終わると山から下りてきました。戦争中は山の中で隠れていましたから。部落に下りると、あちこちから来た避難民でいっぱいでした。最初、川上の集落に下りてきて、親戚の世話になって、そして仲尾次に来ましたけど。うろ覚えですけど、幼稚園で働くようになったのは、公民館から頼まれて少し始めたんだと思います。沢山の人がいて、子どももたくさん。何クラス何クラスと、本当にいっぱいありました。私は女学校を卒業していないんだけど、幼稚園の先生をしていたんですね。だけど、昭和22年に結婚して、夫が税務署に勤めていて、那覇に転勤になったので那覇の壺屋に移り住みました。しばらくは仲尾次から離れました。

戦後、幸運にも、公民館は焼け残っていました。仲尾次は戦争でほとんど焼け野原になっ

ていて、私たちの家も公民館の側にあったんですが焼けて。この娘は、公民館幼稚園で久場川沢子先生にお世話になりました。那覇で生活をしていたけど、仲尾次に両親がいるので、4年ぐらいして、仲尾次に戻ってきました。しばらくしてから、また公民館の幼稚園で働きましたね。仲尾次に戻ってきた頃に、真喜屋にあのチリ地震と津波があったんですよ。あの津波で何名か、亡くなっていますよね。

嘉納 当時の保育士の給料はどのようにしていましたか。

上地 給料は公民館からです。最初は、子どもたちから保育料を集めて、それが私たちの給料だったんですが、お金の扱いはイヤだったので、「公民館をお願いします」ということで。取れる家庭と取れない家庭があったんですよ。それで、保育料の袋は、私たちが渡して、子どもたちは公民館に納めるようになった。あの頃は、持ってこない子も何人もいましたよ。徴収した分の給料だけだったので、これじゃだめなので、公民館が徴収するようになった。字費と一緒に、字費の中に入れてですね。真喜屋や稲嶺の子どもは少ないけど、仲尾次は多かった。だけど、給料はあんまり変わらなかった。

嘉納 幼稚園での歌とか踊りとかは、どこで勉強したんですか。

上地 女学校で学んだことをしましたよ。いつも、羽地とかの保育士と集まって。ちょっとした勉強会みたいなものもありました。

クラスがいくつもあるときには何名も先生がいましたが、避難民が少なくなっても、それなりに子どもがいて、それを一人で世話するんだから、大変でした。子どもは泥んこになって滑ったりして楽しいし、地面の穴から蟬が出てきて興奮して一緒に見たりして。仲尾次は自然がいっぱいだから、自然の遊びをしていましたよ。子どもたちは毎日遊んで、お尻は泥がついて、家に着いたらお母さんに怒られるかと思ったら、「いっぱい遊んで上等」とか言われて。お母さんも喜んで。仲尾次には大きい森と小さい森があって、そして自然の滑り台があって、子どもは大変好きで。川にはウナギがいて。湧水がたくさんで。

嘉納 子どもの保育時間は午前中だけでしたか。

上地 そうですね。午前中だけの活動でしたね。お母さんと一緒に公民館に来たり、一人で歩いてくる子もいたし。朝は泣いて公民館に来るけど、帰りは、お母さんが迎えに来るもんだから喜んだりして。みんな、子どもによって違うね。戦前は、夏休みの間だけ子どもの世話をしていたけど、戦後は、毎日ですよ、日曜日はないけど。親は畑仕事だから、その間に子どもを預かっているわけ。朝、幼稚園に来たら、「お時間ですよ、お時間ですよ、早く早く、みんないらっしゃい、みんないらっしゃい」という歌を歌って。オルガンを弾いてですよ。

嘉納 幼稚園の行事には、どのようなものがありましたか。

上地 お遊戯会とか、運動会とかありました。運動会は、真喜屋と稲嶺も一緒になって。真喜屋小学校に公立の幼稚園がない頃は、仲尾次と真喜屋と稲嶺の子どもも一緒になって、小学校で運動会をしましたよ。3つの部落の幼稚園が合同で運動会。でもだんだん、稲嶺

も真喜屋も子どもが少なくなって。あとは、仲尾次に子どもが来るようになって。真喜屋と稲嶺から来る子どもは少なかったですね。運動会は、この仲尾次の公民館の広っぱでして、盛大でしたよ。部落の人がみんな見に来るもんだから。名護町では、町内の幼稚園が一緒になって運動会をしていることは聞いていましたよ。町の幼稚園で働いている保育士さんがいて、その人と時々会って、話をしていたもんだから。

嘉納 運動会等の行事は、上地さん一人で教えたんですか。

上地 一人で教えましたよ。でも、いろんな人が手伝ってくれてね。お遊戯会の服なんかは保護者が考えて作ったりして。踊り用のレコードもあって、仲尾次には、貴重な蓄音機もありましたから。レコードの音に合わせて、歌ったり、踊ったり。

嘉納 幼稚園の行事には、運動会やお遊戯会以外には、どんなものがありましたか。

上地 幼稚園では、遠足もありました。仲尾次の隣に仲尾という部落がありまして、そこに短いトンネルがあって、そこに行ったりしました。今でもありますよ。仲尾のトンネル。また、真喜屋の小学校にもよく行きましたよ。

嘉納 真喜屋小学校に幼稚園が出来た後、仲尾次に幼稚園が出来ましたね。それは、どうしてですか。

上地 幼稚園は5歳までの子どもたちの世話をしていました。真喜屋に幼稚園が出来たから、5歳の子どもたちは学校幼稚園へ行って、3歳とか4歳とかは、幼稚園で。そんな感じになりました。復帰前の写真では、まだ真喜屋に幼稚園が出来てないもんだから、子どもの数は多いでしょう（写真左、1972年3月）。右後ろの建物は公民館。幼稚園になると、子どもの数は少ないね（写真右、1983年3月）。



嘉納 手元に、琉球政府が幼稚園を調査した資料がありまして、これによると、1963年の頃の仲尾次の公民館幼稚園の子ども数は90名。これを一人で世話していたのは大変だっただろうと思います。もちろん、毎日、90名の子どもが出席したわけではないかと思いますが。この資料に、上地さんの当時の年齢が書いていますね。

上地 そうですか。あの頃の公民館には図書室もできて、そこには、戦前からの残っていたものかな、もらったものかな、本がありましたよ。子ども用の漫画もありました。あの頃

はですよ、フクギの葉っぱ、木の葉っぱがいっぱいなんですよ。今は少なくなっているけど。朝、子どもと葉っぱ拾いをしてから、活動を始めるんです。鞆をおいて、掃除をして。
嘉納 公民館にはオルガンもあったんですよ。

上地 オルガンはですよ、仲尾次の駐在所の宮城益一郎巡査が募金等を集めて。宮城巡査は、元々北中城村出身でしたが、当時はここで勤めていましたね。とても部落のことを考えて、やってくれましたよ。何でも聞いてくれました。どこの部落よりも遊具はそろっていましたね。幼稚園の遊具も、寄付とか色々ありました。また、ミルク給食もあって、ミルク炊きの人がいて、脱脂粉乳のもの。當間トミおばさんよ、いくらか公民館からもらっていたはずよ。毎日、ミルク給食ありましたよ。子どもたちは、大変、喜んでいました。

嘉納 真喜屋小学校に幼稚園が出来たとき、公立園で働かないかという話はなかったですか。中部の具志川では、公民館の幼稚園の先生で、資格を持っていた人は、公立の幼稚園で採用したこともあるんですが、その辺りの話は聞いてないですか。

上地 私は幼稚園の資格もなくてずっと公民館幼稚園で働きました。公立の幼稚園の先生として採用の話は特になかったですね。でも、何かしら、辞令があって、その内容はよく覚えていません。昭和61年ぐらいまで、仲尾次で働きました。その頃は、まだ名護市ではなくて羽地村だったんだけど、村から補助金もありました。でも、保育園とか幼稚園とか、色々できたので、幼児園はなくなりました。

嘉納 公民館幼稚園の時代を振り返ってみて、いま、どのような気持ちですか。

上地 公民館の幼稚園の先生はとても楽しかったですね。子どもたちが喜ぶのを見て、本当に嬉しかったですね。部落の人にも支えられて、本当に楽しい日々でした。

嘉納 今日は、貴重なお話が聞けて大変嬉しかったです。時間を割いて頂き、ありがとうございました。

4. 聞き取りを終えて

仲尾次集落は、羽地村の経済や交通、文化の中心的な場所であり、戦後、捕虜の収容施設が建設されたこともあって、住民は増え、幼少の子どもの数は激増していた。そのため、戦禍を免れた公民館を活用しての幼児教育がいち早く開始された。上地富子さんは、戦前、夏休みの時には仲尾次の季節保育にかかわりを持ち、戦後は、公民館からの依頼で子どもの世話を頼まれることになる。当時の公民館幼稚園の保育士は、有資格者はほとんど存在せず、集落の若い女性に依頼されることが多かった。上地さんの場合も同様であった。保育士の手当は、保護者と集落から充てられた。仲尾次の公民館幼稚園は、上地さんひとりで多くの子どもの世話をするが、運動会やお遊戯会等の幼稚園の行事も、住民の理解と協力により運営されていることが証言から伝わってくる。また当時、公民館幼稚園でミルク給食が実施されている点は、興味深い。ミルク給食の業務にかかわった當間トミさん（大正9年生、仲尾次在住）は、当時をふりかえり、「アメリカーミルクが公民館に配給されていたので、毎日、

このミルクの粉をお湯で溶かして幼稚園の子ども達にあげた。ミルクを作る場所は、公民館の隣の青年部屋だった」と述べている（2017年12月25日、於：當間宅）

公立幼稚園の整備が始まり、その入園対象者が5歳児になったあとも、3～4歳児の子ども保育の場所として、公民館幼稚園から幼稚園へと名称を変えて存在してきたことは、仲尾次の集落で果たしてきた公民館幼稚園の役割が住民に評価されていた証左であり、一方で、沖縄の就学前教育・保育環境は十分な整備状況になかったことを物語るものである。公私立園が不十分な時代に、集落の子どもを集落の公民館で保育してきたことは、“地域の子どもは地域で育てる”ことを文字通り実践してきたものだといえる。

<注及び引用文献>

- (1) 嘉納英明「沖縄の字幼稚園を支える保護者の意向—一名護市・宮里幼稚園の保護者アンケート調査の分析から—」（九州教育学会『九州教育学会研究紀要』第44巻、2016年、所収）、嘉納英明「沖縄の集落における子育ての共同組織に関する研究（その1）—一名護市・宮里幼稚園の保育士からの聞き取り—」（沖縄大学地域研究所『地域研究』第19号、2017年3月、所収）、嘉納英明「沖縄の集落における子育ての共同組織に関する研究（その2）—一名護市・宮里幼稚園の保護者からの聞き取り—」（沖縄大学地域研究所『地域研究』第19号、2017年3月、所収）、嘉納英明「沖縄の集落における子育ての共同組織に関する研究（その3）—一名護市・宮里幼稚園の元保育士からの聞き取り—」（沖縄大学地域研究所『地域研究』第20号、2017年12月、所収）を参照のこと。
- (2) 嘉納英明「沖縄の集落における子育ての共同組織に関する研究（その4）—旧名護町の字幼稚園の合同運動会史—」（沖縄大学地域研究所『地域研究』第21号、2018年4月、所収）参照のこと。
- (3) 仲尾次誌編集委員会編『仲尾次誌』1989年、107頁。
- (4) 「沖縄タイムス」1979年9月26日。
- (5) 仲尾次豊年踊120年祭記念事業実行委員会記念誌部編『仲尾次豊年踊120年祭記念誌』2012年、108頁。
- (6) 琉球政府文教局義務教育課「1963年9月10日 幼稚園に類する幼児施設調査 北部連合区」沖縄県公文書館所蔵：資料コード「R00095609B」。

[本調査は、科学研究費補助金（課題番号：16K04560）による成果の一部である]

沖縄大学地域研究所紀要『地域研究』投稿規程

1. 目的

沖縄大学地域研究所は、琉球弧およびアジア地域に関する国内外の研究水準の向上を目的として、沖縄大学地域研究所紀要『地域研究』を原則として年2回発行する。

刊行・編集については、本研究所紀要編集委員会（以下、編集委員会とする）がその任にあたるものとする。

2. 投稿資格

本誌への投稿は、原則として沖縄大学地域研究所所員（学内所員および特別研究員）、および編集委員会が投稿を依頼した者とする。

3. 原稿

原稿は、原則として日本語または英語で書かれたものとし、琉球弧およびアジアを対象とする未発表のもので、以下のいずれかに相当するものとする。

- (1) 論文
- (2) 研究ノート
- (3) 判例研究
- (4) 調査報告（現地調査などによって得られた資料、データ、聴取記録など）
- (5) 実践研究報告
- (6) その他（書評、資料紹介、翻訳など）

4. 原稿の提出

原稿は、執筆要項にしたがってMS-Wordで作成し、以下のメールアドレスにメールにて提出とする。

E-mail : chicken@okinawa-u.ac.jp

紀要投稿をメール受信後、こちらから1週間以内に返信します。返信が無い場合はご連絡下さい。

5. 原稿の締め切り

毎年、6月末日及び12月末日を原稿提出の締め切りとする。

6. 原稿の種分けおよび採否

- (1) 原稿の種分けの最終的な決定は編集委員会が行う。
- (2) 原稿の採否については編集委員会が決定する。

7. 査読

原稿の採否について、特に3に示された種別のうち、論文については、査読者により判定される。査読者は、学内外における当該論文の内容にふさわしい研究者とし、編集委員会より委嘱される。査読の方法ならびにその取り扱いについては別途定める。

8. 掲載誌及び抜刷の贈呈

掲載誌2部、抜刷30部を執筆者に贈呈する。これらを超える部数については、執筆者の自己負担とする。

9. 著作権

- (1) 掲載された論文等の著作権は原則として本研究所に帰属する。
- (2) 掲載された論文等は、インターネット上で公開される。
- (3) 本誌掲載の原稿を転載する場合は、本誌に掲載された原稿である旨を転載先の原稿に記載した上で、出版物を1部本研究所に寄贈して下さい。

10. 問い合わせ先

〒902-0075 沖縄県那覇市字国場405 沖縄大学地域研究所

(tel 098-832-5599 fax 098-832-3220 メール chicken@okinawa-u.ac.jp)

沖縄大学地域研究所紀要『地域研究』執筆要項

1. 使用する言語

原則的に日本語または英語とします。

2. 表題と著者名

和文原稿には英文表題と英文著者名をつけて下さい。英文原稿の場合は、和文表題と和文著者名をつけて下さい。

3. 要旨、要約、キーワード、原稿の種類と長さ

(1) 要旨

原稿の種類を問わず、執筆の意図を説明するものとして要旨（150字）を冒頭につけて下さい。地域研究という性格上、専門分野が多岐にわたるため、他分野の読者にも、原稿の狙いや扱っている問題の性格についての理解を促すためのものとして心がけて下さい。

(2) 要約

和文の論文には和文要約（600字程度）および原則として英文要約（600語以内）をつけて下さい。

英文の論文の場合には英文要約（200語程度）および和文要約（1,200～2,600字程度）をつけて下さい。

(3) キーワード

各要約の末尾には、それぞれの言語で3～5語のキーワードを明記して下さい。

(4) 原稿の種類と長さ（和文）

400字詰原稿用紙換算。図表、注、文献リストを含みます。要旨、要約は字数に含みません。

- ・「論文」：40～70枚（16,000～28,000字）+要旨（150字）+要約（600字程度）+キーワード（5つ程度）
- ・「研究ノート」「判例研究」：20～50枚（8,000～20,000字）+要旨（150字）+キーワード（5つ程度）
- ・「調査報告」「実践研究報告」：20～30枚（8,000～12,000字）+要旨（150字）+キーワード（5つ程度）
- ・「書評」「資料紹介」「翻訳」など：10～20枚（4,000～8,000字）+要旨（150字）

(5) 原稿の種類と長さ（英文）

- ・「論文」：7,000語以内+要旨（40語）+要約（200語程度）+和文要約（1,200～2,600字程度）+キーワード（5つ程度）
- ・「研究ノート」「判例研究」：5,000語以内+要旨（40語）+要約（150語程度）+キーワード（5つ程度）
- ・「調査報告」「実践研究報告」：3,000語以内+要旨（40語）+要約（100語程度）+キーワード（5つ程度）
- ・「書評」「資料紹介」「翻訳」など：2,000語以内+要旨（40語）

4. 書式

原稿の書式は以下の原則に従って下さい。

(1) ワードプロソフトはMS-Wordに限定します。

- ・用紙：A4（横書き）。各頁には、通し番号を明記して下さい。
- ・余白：上下左右すべて20mm
- ・行数×文字数：40×40（1,600字）
- ・フォント：和文はMS明朝（10.5ポイント）、欧文はCentury（10.5ポイント）

(2) 論文は、表題、執筆者名、要旨、和文要約、英文要約（原則）、キーワード、本文、注、引用文献、図表の順序で構成して下さい。

- (3) 研究ノート、判例研究、調査報告などは、表題、執筆者名、要旨、キーワード、本文、注、引用文献、図表の順序で構成して下さい。
- (4) 注および図表の位置、特殊な指示などは、ペーパー原稿の上に朱書して下さい。

5. 表記法

- (1) 英数字は、原則として半角文字を用いて下さい。． 。（ ）＝ などの記号類は、全角文字を用いて下さい。
- (2) 節、項には半角数字を用いて、それぞれ 1. (1) のように記して下さい。
- (3) 外国人名や外国地名はよく知られたもののほかは、初出の箇所にその原綴りを、「フライブルク (Freiburg)」のように記して下さい。
- (4) 原則として西暦を用いて下さい。年号を使用する場合には、「昭和63年 (1988年)」のように記して下さい。

6. 図表、写真

- (1) 図表、写真はそのまま版下として使えるように、執筆者の責任で別紙に作成し、オリジナルおよび仕上がり寸法大のコピーを提出して下さい。
メールで提出する場合は、jpgのデータを添付して下さい。(図表用の版下作成の必要が生じた場合には、執筆者に版下作成の実費を負担いただきます。)
- (2) 図表の頭に、「図1 世界の人口 (1992年12月末現在)」のように題名を記し、データ類を他の文献から引用する場合には、下部に「(出典) 厚生省人口問題研究所『人口統計資料集1992』」のように、引用した文献を挙示して下さい。
- (3) 図表、写真の挿入位置を原稿中に明記して下さい。

7. 注、文献引用

- (1) 注は、本文該当箇所の右肩に通し番号(1)、(2)のように記し、本文の最後にまとめて記載して下さい。
- (2) 本文注とする場合は「Carson (1962)」のように「著者名 (発表年)」を記して下さい。文献リストは、著者名 (五十音順もしくはアルファベット順)、発表年、論文名、書名、雑誌名、出版社名、巻号：所在ページの順で記載して下さい。和文文献は書名、雑誌名を『』で、論文名を「」でくくり、欧文文献は書名、雑誌名をイタリックで表記して下さい。

8. 校正

著者校正を1回行います。(万一校正段階の加筆、修正によって組換え等追加の費用が必要になった場合は、その費用を執筆者にご負担いただくことがあります。)

※原稿番号： _____

沖縄大学地域研究所紀要『地域研究』投稿票

※受付日： _____ 年 _____ 月 _____ 日

※は編集委員会記入

著者名（連名の場合は全著者について） ①日本語 ②英語	
表題 ①日本語 ②英語	
キーワード（5語程度） ①日本語 ②英語	
文字数（図表、注、文献リストを含みます。要旨、要約は字数に含みません。）	
原稿の種分け（著者希望） 1. 論文 2. 研究ノート 3. 判例研究 4. 調査報告 5. 実践研究報告 6. その他（ _____ ）	著者連絡先 住所：〒 _____ 氏名： _____ Tel: _____ Fax: _____ E-mail: _____
著者紹介（執筆者の①所属、②所属機関の住所、③E-mailを執筆文章の1ページ目に掲載します。連名の場合は全著者について掲載します。） 著者名： ① _____ ② 〒 _____ ③ _____ 著者名： ① _____ ② 〒 _____ ③ _____	

（注）原稿は、執筆要項にしたがってMS-Wordで作成し、メールで提出する。

問い合わせ先：〒902-0075 那覇市字国場405 沖縄大学地域研究所

Tel: 098-832-5599 Fax: 098-832-3220 E-mail: chicken@okinawa-u.ac.jp

『地域研究』 No.23

編集委員長 島村 聡 (沖縄大学・地域研究所所長)
発行日 2019年4月
発行 沖縄大学地域研究所
〒902-0075 沖縄県那覇市字国場405
電話：(098) 832-5599
FAX：(098) 832-3220
E-mail：chiken@okinawa-u.ac.jp

印刷・製本 株式会社 国際印刷
〒901-0147 沖縄県那覇市宮城1-13-9
電話：(098) 857-3385
FAX：(098) 857-3892
E-mail：kokusai@herb.ocn.ne.jp

Regional Studies No. 23

